

令和4年度 包括外部監査報告書

指定管理者に係る財務事務の
執行及び対象施設の管理運営について

江東区包括外部監査人
公認会計士 遠山 高英

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査のテーマ	1
3. 外部監査の対象年度	2
4. 外部監査の対象部局	2
5. 外部監査の契約期間	2
6. 外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	2
8. 外部監査の基本的な視点	2
9. 監査結果の記載方法	3
10. その他	3
第2 監査対象の概要	4
1. 指定管理者制度の概要、基本方針	4
2. 指定管理者の選定について	4
3. 指定管理者制度導入施設	6
4. 監査の方針	14
第3 包括外部監査の総括	15
1. 指摘事項及び意見事項の総数と分布	15
2. 指摘事項の総括	15
第4 監査の結果及び意見	17
1. 指定管理者制度全般	17
＜意見事項 1＞公の施設の必要性の検討について（企画課）	18
＜意見事項 2＞再委託に関して（企画課）	18
＜意見事項 3＞指定管理者による第三者評価について（企画課）	19
＜意見事項 4＞第三者評価の運用マニュアル推奨期間の見直しについて（企画課）	19
＜意見事項 5＞年度評価票の記載について（企画課）	19
＜意見事項 6＞非公募の条件に関して（企画課）	19
＜意見事項 7＞非公募の理由を開示すべき（企画課）	20
2. 江東区産業会館	20
＜意見事項 8＞ 申請受付の適切な期間の設定（経済課）	22

目 次

＜意見事項 9＞ 年度評価での実地調査の実施（経済課）	23
＜意見事項 10＞ 備品出納簿に記載されている現物のない備品（経済課）	24
＜意見事項 11＞ 短期荷物預かり料金の区との金額合意書面（経済課）	25
3. 区立保育園	26
＜意見事項 12＞個別施設から提出される事業計画書等を確認する手続きについて（保育課）	27
＜意見事項 13＞個別施設から提出される会計書類等を確認する手続きの必要性（保育課）	28
＜意見事項 14＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性（保育課）	28
＜意見事項 15＞個別施設に貸与する備品を確認する手続きの必要性（保育課）	29
3-1. 南砂さくら保育園	30
＜意見事項 16＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性（保育課）	31
＜指摘事項 1＞所管課へ提出する書類の網羅性を確認する手続きの必要性について（保育課）	31
＜意見事項 17＞非常用扉の鍵カバー等について（保育課）	32
3-2. 毛利保育園	32
3-3. 南砂第二保育園	33
3-4. 塩浜保育園	34
3-5. 新砂保育園	35
＜意見事項 18＞事業計画書等の記載事項を確認する手続きの必要性（保育課）	36
＜意見事項 19＞会議室で保管する書類の管理について（保育課）	36
＜意見事項 20＞貸与備品を確認する手続きの必要性（保育課）	37
3-6. 亀高保育園	37
＜意見事項 21＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性（保育課）	38
＜意見事項 22＞事業計画書等の記載事項を確認する手続きの必要性（保育課）	39
3-7. 南砂第四保育園	39
＜意見事項 23＞指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性（保育計画課） ..	40

＜意見事項 2 4＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性（保育課）	40
＜意見事項 2 5＞事業報告書の記載事項を確認する手続きの必要性（保育課）	41
＜意見事項 2 6＞指定管理者の親会社の決算情報等を確認する手続きの必要性（保育課）	41
＜意見事項 2 7＞貸与備品を確認する手続きの必要性（保育課）	42
3-8. 東砂第三保育園.....	43
＜意見事項 2 8＞指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性（保育計画課） ..	44
4. 子ども家庭支援センター、児童館.....	44
4-1. 江東区豊洲子ども家庭支援センター	44
＜意見事項 2 9＞ 申請受付の適切な期間の設定（こども家庭支援課）	46
＜意見事項 3 0＞ 貸与備品の預書の授受（こども家庭支援課）	48
＜意見事項 3 1＞ 指定管理業務再委託時の契約書写しの徴取（こども家庭支援課）	48
4-2. 江東区亀戸子ども家庭支援センター.....	49
4-3. 江東区住吉子ども家庭支援センター.....	52
4-4. 江東区こどもプラザ.....	55
4-5. 江東区東雲児童館.....	58
＜指摘事項 2＞ 基本協定書第 21 条の事業計画への記載要求事項（こども家庭支援課）	60
＜意見事項 3 2＞ 備品シールの更新漏れ（こども家庭支援課）	61
4-6. 江東区亀戸児童館.....	62
4-7. 江東区亀戸第二児童館	65
5. 青少年交流プラザ.....	68
＜意見事項 3 3＞ 申請受付の適切な期間の設定（青少年課）	71
＜意見事項 3 4＞ 申請事業者の増加に向けて（青少年課）	71
＜指摘事項 3＞ 収支報告書の遅滞なき提出に向けた対応（青少年課）	72
＜意見事項 3 5＞ 収支報告書のあり方について（青少年課）	72
＜意見事項 3 6＞ 年度評価での実地調査の実施（青少年課）	73
＜意見事項 3 7＞ 自主事業実施計画書の承認文書の必要性（青少年課）	73
＜意見事項 3 8＞ 自主事業実施計画書の適時承認について（青少年課）	74

目 次

＜意見事項 3 9＞ 自主事業に係る施設使用料の負担有無の明記（青少年課）	74
＜意見事項 4 0＞ 事務引継書への個人情報返還等の明記（青少年課）	75
6. 自転車駐車場	75
＜意見事項 4 1＞個別立ち合い記録の作成について（交通対策課）	77
＜意見事項 4 2＞余剰金の納付割合の設定について（交通対策課、企画課）	77
＜意見事項 4 3＞賠償責任保険加入状況の確認について（交通対策課）	78
＜意見事項 4 4＞再委託先候補者の選定について（交通対策課）	78
6-1. 越中島駅自転車駐車場	78
＜意見事項 4 5＞事業計画と実績の比較実施について（交通対策課）	80
＜意見事項 4 6＞本部経費の妥当性検証プロセスについて（交通対策課）	80
＜意見事項 4 7＞巡回強化の必要性について（交通対策課）	80
＜意見事項 4 8＞利用者に配慮した環境美化（交通対策課）	81
6-2. 豊洲三丁目自転車駐車場	81
＜意見事項 4 9＞通帳と売上日報の照合証跡について（交通対策課）	84
＜意見事項 5 0＞利用台数シートにおける「定数」の見直しについて（交通対策課）	84
＜指摘事項 4＞作業完了報告書の入手及び検収に基づく支払いの徹底（交通対策課）	84
＜意見事項 5 1＞消火訓練・避難訓練の実施について（交通対策課）	84
＜意見事項 5 2＞利用者アンケート結果及び対応策の公表について（交通対策課）	84
6-3. 西大島駅自転車駐車場他 4 施設	85
＜意見事項 5 3＞事業報告書の実績評価と分析の必要性（交通対策課）	88
＜意見事項 5 4＞東大島駅自転車駐車場の業務日誌の回覧について（交通対策課）	88
＜意見事項 5 5＞東大島駅自転車駐車場における利用待機者数の低減について（交通対策課）	88
＜意見事項 5 6＞利用者アンケート結果の可視化と公表について（交通対策課）	89
6-4. 木場自転車駐車場	89
＜意見事項 5 7＞コロナ禍を要因としたシステム導入の見送り（交通対策課）	90
6-5. 東雲駅自転車駐車場	90
＜意見事項 5 8＞弾力的な収支計画の策定について（交通対策課）	91
＜意見事項 5 9＞支出計画の内容精査の必要性（交通対策課）	92

目 次

＜指摘事項 5＞事業報告書の適切なモニタリングについて（交通対策課）	92
＜意見事項 6 0＞交通系 IC カードによる定期利用料金の支払い方法の導入検討（交通対策課）	92
＜意見事項 6 1＞利用者アンケート調査の回答率向上に向けて（交通対策課）	92
7. 江東区夢の島区民農園	92
＜指摘事項 6＞ 貸与備品の預書の授受（施設保全課）	95
＜意見事項 6 2＞ 企画課発令の様式に基づいて承認手続きを進めるべき（施設保全課）	96
8. 豊洲ふ頭内公園等	97
＜意見事項 6 3＞ 申請受付の適切な期間の設定（施設保全課）	99
＜意見事項 6 4＞ 第三者評価の実施回数（施設保全課）	100
9. 江東区立図書館	101
＜意見事項 6 5＞個別施設から提出される事業計画書等を確認する手続きについて（江東図書館）	103
＜意見事項 6 6＞指定管理者から提出される収支報告書の適切性を担保する手続きの必要性（江東図書館）	104
＜意見事項 6 7＞指定管理料の支払に関して指定管理者の経営リスクに備える必要性（江東図書館）	104
＜意見事項 6 8＞本部管理経費について一定の基準を定める必要性（江東図書館）	104
＜指摘事項 7＞備品等貸与の際に、指定管理者から預書を徴する必要性（江東図書館）	106
9-1. 東陽図書館	106
＜意見事項 6 9＞指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性（江東図書館）	107
＜意見事項 7 0＞収支報告の項目に含まれる内容を明確化する必要性（江東図書館）	107
9-2. 豊洲図書館	108
＜意見事項 7 1＞指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性（江東図書館）	109
＜指摘事項 8＞収支報告書に計上する人件費を明確化する必要性（江東図書館）	109
＜指摘事項 9＞収支報告書の再提出を求める必要性（江東図書館）	110
9-3. こどもプラザ図書館	111
10. 地域文化施設、江東公会堂、歴史文化施設	112
＜指摘事項 1 0＞基本協定書の記載事項と一部異なる運用がされている（文化観光課）	114

目 次

＜意見事項 7 2＞人員計画について（文化観光課、企画課）	114
＜意見事項 7 3＞経営改善計画の公表について（文化観光課）	114
1 0-1. 芭蕉記念館	114
＜意見事項 7 4＞施設周りの整備について（文化観光課）	114
＜意見事項 7 5＞図書室の利用について（文化観光課）	114
＜意見事項 7 6＞利用者増加に向けた施策について（文化観光課）	114
1 0-2. 中川船番所資料館	115
＜意見事項 7 7＞展示スペースのガラスについて（文化観光課）	115
＜意見事項 7 8＞キャラクターグッズ等について（文化観光課）	115
11. 区民体育館	115
＜意見事項 7 9＞個人情報の誓約書入手（スポーツ振興課）	116
12. 江東区営運動場・夢の島総合運動場・区営越中島プール	117
＜指摘事項 1 1＞江東区スポーツ団体への貸出しの件（スポーツ振興課）	118
＜意見事項 8 0＞登録されていないサッカーベンチについて（スポーツ振興課）	118
＜意見事項 8 1＞ナイター運営について（スポーツ振興課）	118
＜意見事項 8 2＞備品管理について（スポーツ振興課）	119
＜意見事項 8 3＞備品シールについて（スポーツ振興課）	119
＜意見事項 8 4＞委託契約について（スポーツ振興課）	119
1 3. 高齢者福祉施設・障害者福祉施設	119
1 3-1. 地域密着型介護施設	119
1 3-2. 枝川高齢者在宅サービスセンター	121
＜意見事項 8 5＞管理業務の収支状況について（長寿応援課）	122
＜意見事項 8 6＞施設の事業の一体的管理について（長寿応援課）	123
1 3-3. 江東区亀戸福祉会館	123
1 3-4. 江東区東陽福祉会館	125
1 3-5. 江東区児童・高齢者総合施設	126
＜意見事項 8 7＞自主事業に関する協定について（長寿応援課）	128
＜意見事項 8 8＞精算方式について（長寿応援課）	128
＜指摘事項 1 2＞指定管理者における支払管理業務について（長寿応援課）	128

目 次

1 3-6. 亀戸福祉園	128
＜意見事項 8 9＞銀行預金残高について（障害者施策課）	131
＜意見事項 9 0＞職員の配置人数について（障害者施策課）	131
1 3-7. 東砂福祉園	131
1 3-8. あすなろ作業所	133
1 3-9. 第二あすなろ作業所	134
1 3-1 0. 障害者福祉センター	136

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 監査のテーマ

(1) 選定した監査テーマ

指定管理者に係る財務事務の執行及び対象施設の管理運営について

(2) 監査テーマを選定した理由

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度である。江東区では、平成16年5月に「江東区アウトソーシング基本方針」を定め、多様化する行政課題に的確に応え、区民サービス向上のため、公共サービスへの民間活力の積極的導入を図ることとした。その手法の一つとして、指定管理者について平成16年12月に「指定管理者制度導入に伴う基本方針」を定め、平成18年度より公の施設において、文化・スポーツや高齢者・障害者福祉、保育所、子育て支援施設などに指定管理者制度を導入しているところである。江東区で指定管理者制度を導入している施設は、平成25年4月1日現在で118施設であったが、令和4年5月1日現在で150施設であり、増加傾向にあるといえる。

公の施設は、住民福祉の向上など行政目的の実現のために必要不可欠なものであるが、その建設・取得に多額の支出を要し、その運営費や建物自体の長寿命化のために見積もられる費用も多額で継続的な支出となることが想定される。よって歳入と支出の不均衡を抑えるためのモニタリングの必要性は高いといえる。また公の施設の効率的な活用も重要であり、これらを実現するための指定管理者制度の事務の執行が適正になされているかということは区民にとっても関心が高いと考えられ、また区政にとっても重要事項である。

さらに、過去の包括外部監査において「財政的支援団体等の財務事務の執行について」の監査を行なっているが、過去の意見に対する執行状況を確認するとともに、指定管理者制度という観点から監査を行なうことは有用であると判断した。また、特定の部が所管する施設を対象として取り上げて深い監査を行なうより全庁的に広く横断的に監査を行なう方が有益であろうと判断した。

以上の点を踏まえ、指定管理者に関する財務事務の執行について、合规性、有効性、経済性・効率性の観点から検討すること、また外部から検証することは江東区にとって有意義であることと判断し、監査テーマとして選定した。

3. 外部監査の対象年度

令和三年度の執行分

必要に応じて令和二年度以前または令和四年度の執行分を含む。

4. 外部監査の対象部局

政策経営部 企画課、各施設所管課

5. 外部監査の契約期間

令和4年6月30日から令和5年3月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
(1) 包括外部監査人	遠山 高英	公認会計士・税理士
(2) 補助者	生越 慎平	公認会計士
(3) 補助者	小泉 妙美	公認会計士
(4) 補助者	寺澤 智行	公認会計士
(5) 補助者	幡田 宏樹	弁護士・公認会計士
(6) 補助者	濱崎 俊幸	公認会計士・税理士
(7) 補助者	向山 光浩	公認会計士・税理士

7. 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査の基本的な視点

(1) 合规性

事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかどうか、あるいは社会通念上著しく適性を欠き不当と判断される事項はないか検証する。

(2) 有効性

事業の成果が十分に発揮されているかどうか検証する。区が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックし、PDCA サイクルが運用されているかどうかも重要である。

(3) 経済性・効率性

最小の経費で最大の効果を上げる観点から、事業を効率的に実施することによりコストの削減とサービスの向上が達成されているかどうか、つまり費用対効果が向上しているかどうか

を検証する。

9. 監査結果の記載方法

合規性または経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したものについては「指摘」として記載した。また、著しい問題はないが、改善が望ましい事項と監査人が判断したものについては「意見」として記載している。

項目	説明
指摘事項	事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に違反していると認められる事項で、改善措置を求めるもの。 不適正、不経済、非効率な会計処理や事態と認められるもので、その種類、程度を総合的に勘案し、改善措置を求めるもの。
意見事項	指摘事項には該当しないが、関係法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約書(仕様書)等(以下「関係法令等」という。)に基づき、より適切な事務事業の執行を求めるもの。 不適切な事態が、関係法令等に起因している場合で、当該法令等に関して、意見・要望し、改善及び見直し等の処理を求めるもの。 経営に係る事業の管理の視点、予算執行の効果、事業の評価、経済性、効率性、有効性の見地から、上記2項目に該当しないものについて、改善及び見直し等を求めるもの又は広く問題を提起するもの。

10. その他

①端数処理

本報告書の数値の単位未満の端数処理については、四捨五入または切り捨ての場合がある。また同じく端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

②報告書の数値等の出所

この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 指定管理者制度の概要、基本方針

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対し、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの削減等を図ることを目的とする。

施設の設置条例にて定めるべき事項は、指定管理者が行なう管理の基準(休館日、開館時間、利用制限の要件等)、業務の範囲(施設、設備の維持管理、個別の利用許可等)、その他必要な事項である。指定期間・選定方法等については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている。

指定にあたっての議決事項は、指定管理者に管理を行なわせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間である。

指定管理者の行う管理業務の範囲は、具体的に個別の施設設置条例で定めることになるが、施設の使用許可を業務の範囲に含めるかどうかは、施設の設置目的を勘案し、施設毎に検討することとされている。また、施設の設置目的や事務事業の内容により、指定管理者の自立的な経営努力を促すため、利用料金制度を採用することができるとされている。

江東区では、平成16年5月に「江東区アウトソーシング基本方針」を定め、多様化する行政課題に的確に応え、区民サービス向上のため、公共サービスへの民間活力の積極的導入を図ることとした。その手法の一つとして、指定管理者について平成16年12月に「指定管理者制度導入に伴う基本方針」を定め、文化・スポーツや高齢者・障害福祉、保育所、子育て支援施設などに導入を図り、令和4年5月時点で導入施設は150である。

2. 指定管理者の選定について

下記は、指定管理者制度の事務の流れである。

流 れ	専門部会	指定管理者 選定評価委員会
(1) 指定管理者制度を導入する施設の決定	新規に指定管理者制度を導入する場合の内部意思決定	
(2) 条例の制定・改正	施設設置条例の制定・改正について区議会への付議	
(3) 専門部会の設置	選定方法（公募か非公募か）の内部意思決定	
(4) 指定管理者選定評価委員会の開催 (非公募選定施設の承認)		非公募選定を実施する施設の承認

第2 監査対象の概要

(5) 専門部会の検討	募集要項（案）の作成 選定基準（案）の作成 評価基準（案）の作成	
(6) 指定管理者選定評価委員会の開催 (事前審査)		募集要項の審査・決定 選定基準の審査・決定 評価基準の審査・決定
(7) 選定施設・選定方法等を議会に報告	原則第2回区議会定例会で選定施設・選定方法等を議会報告	
(8) 指定管理者の募集・審査	ホームページ等での公募 選定及び評価基準に基づき審査	
(9) 指定管理者選定評価委員会の開催（候補者選定）		指定管理者候補者の選定
(10) 指定議案の議決	指定管理者・指定期間等について区議会への付議	
(11) 指定通知・告示	指定管理者へ指定の通知 区役所門前掲示板での告示	
(12) 選定結果の公表		
(13) 協定の締結	基本協定・年度協定の締結	
(14) 事業計画書の提出	指定管理者から事業計画書の提出（毎年度）	
(15) 管理業務の開始	協定に基づき運営	
(16) 事業報告書の提出	事業報告書及び利用者アンケート結果等の報告（毎年度）	
(17) 評価の実施	管理・運営状況を評価（毎年度）	専門部会評価の確認・承認

3. 指定管理者制度導入施設

江東区で指定管理者制度を導入している施設は下記の通りである。

番号	種別	施設名称	所管課	指定管理者	指定期間
1	文化	総合区民センター	文化観光課	(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
2	文化	江東区文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
3	文化	森下文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
4	文化	古石場文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
5	文化	豊洲文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
6	文化	亀戸文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
7	文化	東大島文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
8	文化	砂町文化センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
9	文化	江東公会堂		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
10	産業	産業会館	経済課	(一社)東京都江東産業連盟	R4.4.1 ~ R9.3.31
11	産業	商工情報センター		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
12	高齢者福祉	枝川高齢者在宅サービスセンター	長寿応援課	(社福)奉優会	R2.4.1 ~ R5.3.29
13	高齢者福祉	地域密着型介護施設		(社福)こうほうえん	R4.4.1 ~ R9.3.31
14	高齢者福祉	深川老人福祉センター		特定非営利活動法人ワーカーズコープ	R3.4.1 ~ R8.3.31
15	高齢者福祉	深川老人福祉センター森下分館		特定非営利活動法人ワーカーズコープ	R3.4.1 ~ R8.3.31
16	高齢者福祉	城東老人福祉センター		(社福)奉優会	R3.4.1 ~ R8.3.31

第2 監査対象の概要

	社				
17	高齢者福祉	亀戸老人福祉センター		(社福)奉優会	R3.4.1 ~ R8.3.31
18	児童・高齢者	江東区児童・高齢者総合施設		(公財)東京YMCA	R3.4.1 ~ R8.3.31
19	高齢者福祉	千田福祉会館		(株)マミー・インターナショナル	H 31.4.1 ~ R6.3.31
20	高齢者福祉	亀戸福祉会館		(株)マミー・インターナショナル	H 30.4.1 ~ R5.3.31
21	高齢者福祉	大島福祉会館		(株)明日葉	R2.4.1 ~ R7.3.31
22	高齢者福祉	東陽福祉会館		特定非営利活動法人ワークスコープ	R4.4.1 ~ R9.3.31
23	障害者福祉	亀戸福祉園	障害者施策課	(社福)江東楓の会	R3.4.1 ~ R8.3.31
24	障害者福祉	東砂福祉園		(社福)東京都手をつなぐ育成会	R3.4.1 ~ R8.3.31
25	障害者福祉	塩浜福祉園		(社福)章佑会	H 31.4.1 ~ R6.3.31
26	障害者福祉	あすなろ作業所		(社福)江東楓の会	R3.4.1 ~ R8.3.31
27	障害者福祉	第二あすなろ作業所		(社福)東京都手をつなぐ育成会	R3.4.1 ~ R8.3.31
28	障害者福祉	障害者福祉センター		(社福)江東区社会福祉協議会	R3.4.1 ~ R5.3.31
29	障害者福祉	こども発達センター(塩浜・扇橋)		特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所	R3.4.1 ~ R8.3.31

第2 監査対象の概要

30	障害者福祉	リバーハウス東砂		(社福)江東楓の会	R3.4.1 ~ R8.3.31
31	児童福祉	青少年交流プラザ	青少年課	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	R4.4.1 ~ R9.3.31
32	児童福祉	潮見保育園	保育課	(社福)そのえだ	R3.4.1 ~ R8.3.31
33	児童福祉	白河かもめ保育園		(社福)東京児童協会	R3.4.1 ~ R8.3.31
34	児童福祉	猿江保育園		(社福)もろほし会	R3.4.1 ~ R8.3.31
35	児童福祉	千田保育園		(社福)みわの会	R2.4.1 ~ R7.3.31
36	児童福祉	南砂さくら保育園		(社福)東京児童協会	R2.4.1 ~ R7.3.31
37	児童福祉	豊洲保育園		(社福)景行会	R3.4.1 ~ R8.3.31
38	児童福祉	毛利保育園		(社福)もろほし会	R4.4.1 ~ R9.3.31
39	児童福祉	南砂第二保育園		(社福)わかみや福祉会	H 30.4.1 ~ R5.3.31
40	児童福祉	塩浜保育園		(社福)流山中央福祉会	R2.4.1 ~ R7.3.31
41	児童福祉	亀戸第四保育園		(社福)三樹会	R2.4.1 ~ R7.3.31
42	児童福祉	新砂保育園		(社福)こうほうえん	R4.4.1 ~ R9.3.31
43	児童福祉	小名木川保育園		(社福)流山中央福祉会	R3.4.1 ~ R8.3.31
44	児童福祉	亀高保育園		(社福)光聖会	R4.4.1 ~ R9.3.31
45	児童福祉	南砂第四保育園		(株)日本保育サービス	H 30.4.1 ~ R5.3.31
46	児童福祉	大島第五保育園		(株)日本保育サービス	H 31.4.1 ~ R6.3.31
47	児童福祉	辰巳第二保育園		ライフサポート(株)	R4.4.1 ~ R9.3.31
48	児童	深川北子ども家庭支	こども家庭	(社福)雲柱社	R3.4.1 ~

第2 監査対象の概要

	福祉	援センター	支援課		R8.3.31
49	児童福祉	東陽子ども家庭支援センター		(社福)雲柱社	R3.4.1 ~ R8.3.31
50	児童福祉	大島子ども家庭支援センター		(社福)雲柱社	R3.4.1 ~ R8.3.31
51	児童福祉	南砂子ども家庭支援センター		(社福)雲柱社	R3.4.1 ~ R8.3.31
52	児童福祉	豊洲子ども家庭支援センター		(社福)景行会	R3.4.1 ~ R8.3.31
53	児童福祉	有明子ども家庭支援センター		(社福)景行会	R2.4.1 ~ R7.3.31
54	児童福祉	住吉子ども家庭支援センター		景行会・SDHグループ	R4.5.1 ~ R9.3.31
55	児童福祉	亀戸子ども家庭支援センター		(社福)雲柱社	R4.4.1 ~ R9.3.31
56	児童福祉	こどもプラザ		景行会・SDHグループ	R4.5.1 ~ R9.3.31
57	児童福祉	小名木川児童館		(株)マミー・インターナショナル	R3.4.1 ~ R8.3.31
58	児童福祉	平野児童館		特定非営利活動法人ワークーズコープ	R3.4.1 ~ R8.3.31
59	児童福祉	亀戸児童館		(社福)雲柱社	R4.4.1 ~ R9.3.31
60	児童福祉	東雲児童館		(公財)東京YMCA	R3.4.1 ~ R8.3.31
61	児童福祉	千田児童館		(株)マミー・インターナショナル	H 31.4.1 ~ R6.3.31
62	児童福祉	亀戸第二児童館		(株)マミー・インターナショナル	H 30.4.1 ~ R5.3.31
63	健康	健康センター	健康推進課	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ~ R8.3.31
64	公園	若洲公園	施設保全課	東京港埠頭(株)	R3.4.1 ~ R6.3.31
65	公園	夢の島区民農園		天龍造園建設(株)東京支店	R4.4.1 ~ R9.3.31
66	公園	竪川河川敷公園		オーエンス・フクシ・天龍グループ	R3.4.1 ~ R8.3.31
67	公園	豊洲公園		豊洲パークマネジメントJV(共同事業体)	H 31.4.1 ~

第2 監査対象の概要

					R11.3.31
68	公園	豊洲ぐるり公園		豊洲パークマネジメントJV (共同事業体)	H 31.4.1 ～ R11.3.31
69	公園	豊洲六丁目第二公園		豊洲パークマネジメントJV (共同事業体)	H 31.4.1 ～ R11.3.31
70	公園	豊洲六丁目公園		豊洲パークマネジメントJV (共同事業体)	H 31.4.1 ～ R11.3.31
71	公園	豊洲五丁目スロープ		豊洲パークマネジメントJV (共同事業体)	H 31.4.1 ～ R11.3.31
72	交通	門前仲町黒船橋自転車駐車場	交通対策課	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
73	交通	門前仲町駅自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
74	交通	門前仲町駅第二自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
75	交通	越中島駅自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
76	交通	豊洲三丁目自転車駐車場		(公財)自転車駐車場整備センター	H 16.4.1 ～ R6.3.31
77	交通	東陽町駅自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
78	交通	東陽町駅第二自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
79	交通	東陽町駅第三自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
80	交通	東陽町駅第四自転車駐車場		日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	H 31.4.1 ～ R6.3.31
81	交通	亀戸駅北口第一自転車駐車場		センターサイクル亀戸共同事業体	H 28.4.1 ～

第2 監査対象の概要

					R18.3.31
82	交通	亀戸駅北口第二自転車駐車場		センターサイクル亀戸共同事業体	H 28.4.1 ～ R18.3.31
83	交通	亀戸駅北口第三自転車駐車場		センターサイクル亀戸共同事業体	H 28.4.1 ～ R18.3.31
84	交通	亀戸駅東口自転車駐車場		センターサイクル亀戸共同事業体	H 28.4.1 ～ R18.3.31
85	交通	亀戸駅東口第二自転車駐車場		センターサイクル亀戸共同事業体	H 28.4.1 ～ R18.3.31
86	交通	西大島駅自転車駐車場		センターサイクル大島共同事業体	H 30.4.1 ～ R5.3.31
87	交通	西大島駅第二自転車駐車場		センターサイクル大島共同事業体	H 30.4.1 ～ R5.3.31
88	交通	東大島駅前自転車駐車場		センターサイクル大島共同事業体	H 30.4.1 ～ R5.3.31
89	交通	東大島駅自転車駐車場		センターサイクル大島共同事業体	H 30.4.1 ～ R5.3.31
90	交通	東大島駅東自転車駐車場		センターサイクル大島共同事業体	H 30.4.1 ～ R5.3.31
91	交通	大島駅地下自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
92	交通	大島駅自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
93	交通	木場平木橋自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
94	交通	木場舟木橋自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
95	交通	木場自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
96	交通	木場第二自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31
97	交通	木場沢海橋自転車駐車場		サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ～ R7.3.31

第2 監査対象の概要

98	交通	潮見駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
99	交通	潮見駅南自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
100	交通	新木場駅南自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
101	交通	住吉駅地下自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
102	交通	住吉駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
103	交通	豊洲駅地下自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R2.4.1 ~ R7.3.31
104	交通	有明駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R1.12.1 ~ R7.3.31
105	交通	国際展示場駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	R1.12.1 ~ R7.3.31
106	交通	清澄白河駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
107	交通	東雲駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
108	交通	東雲駅第二自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
109	交通	森下駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
110	交通	森下駅第二自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
111	交通	森下駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
112	交通	東京テレポート駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
113	交通	辰巳駅西口自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
114	交通	辰巳駅東口自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
115	交通	南砂町駅西口自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
116	交通	南砂町駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
117	交通	南砂町駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31

第2 監査対象の概要

118	交通	南砂三丁目公園内自転車駐車場		株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
119	交通	南砂三丁目公園内第二自転車駐車場		株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
120	交通	南砂三丁目公園内第三自転車駐車場		株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
121	交通	新砂あゆみ公園内自転車駐車場		株式会社ソーリン	R2.4.1 ~ R7.3.31
122	文教	深川江戸資料館	文化観光課	(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
123	文教	芭蕉記念館		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
124	文教	中川船番所資料館		(公財)江東区文化コミュニティ財団	R3.4.1 ~ R8.3.31
125	文教	豊洲図書館	江東図書館	(株)ヴィアックス	H 31.4.1 ~ R6.3.31
126	文教	古石場図書館		(株)ヴィアックス	H 31.4.1 ~ R6.3.31
127	文教	亀戸図書館		(株)ヴィアックス	H 31.4.1 ~ R6.3.31
128	文教	砂町図書館		(株)ヴィアックス	H 31.4.1 ~ R6.3.31
129	文教	東陽図書館		(株)図書館流通センター	R2.4.1 ~ R7.3.31
130	文教	東雲図書館		(株)図書館流通センター	R2.4.1 ~ R7.3.31
131	文教	城東図書館		(株)図書館流通センター	R2.4.1 ~ R7.3.31
132	文教	東大島図書館		(株)図書館流通センター	R2.4.1 ~ R7.3.31
133	文教	こどもプラザ図書館		景行会・SDHグループ	R4.5.1 ~ R9.3.31
134	スポーツ	潮見野球場	スポーツ振興課	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ~ R8.3.31
135	スポーツ	亀戸野球場		江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ~ R8.3.31
136	スポーツ	深川庭球場		江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ~ R8.3.31

137	ス ポ ーツ	潮見庭球場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
138	ス ポ ーツ	豊住庭球場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
139	ス ポ ーツ	亀戸庭球場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
140	ス ポ ーツ	東砂庭球場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
141	ス ポ ーツ	荒川・砂町庭球場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
142	ス ポ ーツ	新砂運動場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
143	ス ポ ーツ	夢の島総合運動場	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
144	ス ポ ーツ	越中島プール	江東スポーツ施設運営パートナーズ	R3.4.1 ～ R8.3.31
145	ス ポ ーツ	深川北スポーツセンター	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31
146	ス ポ ーツ	深川スポーツセンター	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31
147	ス ポ ーツ	有明スポーツセンター	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31
148	ス ポ ーツ	亀戸スポーツセンター	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31
149	ス ポ ーツ	スポーツ会館	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31
150	ス ポ ーツ	東砂スポーツセンター	(公財)江東区健康スポーツ公社	R3.4.1 ～ R8.3.31

4. 監査の方針

指定管理者に係る財務事務の執行及び対象施設の管理運営について監査するにあたっては、まず指定管理施設すべてについて、所管課に対しアンケートを行なった(17ページ参照)。その後、令和3年第3回定例会に指定議決があった施設及び令和5年3月期に指定期間が終了する施設ならびにそれ以外で重要と監査人が判断した施設を抽出し、各施設についてそれぞれ監査手続きを行なった。

第3 包括外部監査の総括

1. 指摘事項 及び意見事項 の総数と分布

包括外部監査の結果、検出された指摘事項は12件、意見事項は90件であった。なお、複数の課に対して同一の指摘事項や意見事項を述べている場合もある。各課別の内訳は以下のとおりである。

課別検出事項一覧

部局	指摘事項	意見事項	合計
企画課	0 件	9 件	9 件
経済課	0 件	4 件	4 件
保育課	1 件	15 件	16 件
保育計画課	0 件	2 件	2 件
こども家庭支援課	1 件	4 件	5 件
青少年課	1 件	8 件	9 件
交通対策課	2 件	21 件	23 件
施設保全課	1 件	3 件	4 件
江東図書館	3 件	7 件	10 件
文化観光課	1 件	7 件	8 件
スポーツ振興課	1 件	6 件	7 件
長寿応援課	1 件	4 件	5 件
障害者施策課	0 件	2 件	2 件
合計	12 件	92 件	104 件

2. 指摘事項の総括

①指定管理者制度に関する指摘事項

指定管理者制度に係る事務執行における指摘事項は12件である。

指摘事項のうち、法律・法令・規則等公表されているルールに準拠していないものとして、指定管理施設の「管理に関する基本協定書」通りに運用されていない点をあげている。指定管理者が期限までに協定書通りの必要な書類を提出していない、事業計画書に必要な記載事項がない、貸与備品の預書を提出させていない点など、指定管理施設の「管理に関する基本協定書」通りに運用されていないものである。

有効性及び経済性・効率性の観点から改善を要するものとしては、収支報告書に計上する人件費を明確化する必要があることをあげている。

正確性、検証可能性、説明責任(公平性)の観点から改善を要するものとして、事業報告書の適切なモニタリングがなされていない点、特定の団体に無償でスペース等を貸出ししている点、指定管理者における支払業務が的確に行なわれていない点をあげた。

基本協定書は指定管理者との契約の根幹となるものである。基本協定書通りに業務がなされるべきであり、早急に改善をするべきである。また、協定書が定型化し内容を精査することなく指定管理者との協定がなされていることも考えられる。協定書の内容を精査した上で締結

するべきである。実態にあわない協定書なのであれば実態に合った協定書にて締結するべきである。

指定管理者制度は今後減ることはなく、増えていくものと考えられる。そのような中、指定管理者への区のモニタリングはますます重要になっていく。形式的なチェックはもちろんのこと、業務内容や質的なチェックも随時行えるように体制を整えるべきである。

②指定管理者制度に関する意見事項

意見事項は90件であった。

各指定管理者導入施設について、それぞれ固有の状況に応じて意見事項を述べているが、以下要点をあげる。

指定管理者制度全般に関しては、公の施設の必要性を検討する定期的な場を設けるべきである点、再委託の文書について所管課へのモニタリングを行なうべき点、非公募施設については非公募の理由を公開するべきである点等をあげている。

江東区産業会館に関しては、年度評価で実地調査を実施するべき点、備品出納簿に記載されている現物がない点、短期荷物預かり料金について区と金額合意書面が必要な点等をあげている。

区立保育園に関しては、個別施設から提出される事業計画書等を確認する手続きをするべき点、予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要がある点、貸与備品を確認する手続きの点等をあげている。

子ども家庭支援センター、児童館に関しては、貸与備品の預書を受け取るべき点等をあげている。

青少年交流プラザに関しては、収支報告書で支出経費の妥当性を検証できるような記載に変えるべきである点、自主事業実施計画書の承認時期が適時でない点等をあげている。

自転車駐車場に関しては、余剰金の納付割合の基準を設定すべき点、賠償責任保険加入状況の確認を行なうべき点等をあげている。

江東区夢の島区民農園に関しては、指定管理業務再委託時の承認手続きについて書類で行なうべき点をあげている。

豊洲ふ頭公園等に関しては、申請受付に関して適切な期間を設定すべき点、第三者評価の実施回数を複数回にするべき点をあげている。

江東区立図書館に関しては、指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要がある点、本部管理経費について一定の基準を定める必要がある点等をあげている。

文化コミュニティ財団に関しては、文化コミュニティ財団の人員計画について明確にするべき点、芭蕉記念館の施設周りを整備するべき点、中川船番所資料館の展示スペースのガラスシートを交換するべき点、等をあげている。

健康スポーツ公社に関しては、個人情報についての誓約書を入手するべきである点をあげている。また、江東区営運動場等に関しては、備品の管理を行なうべき点をあげている。

高齢者福祉施設等に関しては、管理業務の収支状況を把握するべきである点、自主事業に関する協定を締結するべき点等についてあげている。

第4 監査の結果及び意見

1. 指定管理者制度全般

1. 監査対象の概要

指定管理者選定にあたって各所管課は、令和4年3月に企画課が発行した「指定管理者制度運用マニュアル改訂版」を参考に、選定業務を行っている。業務マニュアルには、運用の流れに関して、事務詳細や、基本協定書の案などが記載されている。

また、企画課は令和4年5月20日に「指定管理者制度における第三者への委託の適正執行について(4江政企第279号)」という文書を各所管課に発した。この中で、指定管理者が第三者へ業務を委託する際の手続きとして、予め区と文書による協議を行うべきこと、また、再委託について、実態や契約が適切になされているかについても確認すると共に、契約書の写しを徴取すべきことが記載されている。

2. 実施した監査手続

- ① 関係する条例、規則、要綱、要領、基準について閲覧した。
- ② 上記の条例、規則、要綱、要領、基準について質問した。
- ③ 指定管理者を導入している各所管課すべてにアンケートを実施した。アンケートの内容は以下の通りである。

	質問
1.	公の施設の名称
2.	指定管理者の選定は公募ですか非公募ですか。 非公募の場合、非公募選定の理由は何ですか。
3.	指定管理者の決定に際し、候補者はどれくらいありましたか。
4.	利用料金制度は導入されていますか。
5.	施設の使用許可は指定管理者の業務の範囲に含まれていますか。
6.	事業報告書は期限内に提出されましたか。
7.	事業報告書の訂正などによる再提出がありましたか。
8.	事業報告書の審査チェックリストがありますか。
9.	事業報告書の管理経費の収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確かめましたか。
10.	指定管理者が、指定管理者業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業等を行っている場合、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。
11.	上記10. のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認しましたか。
12.	上記10. のような場合で、いずれかの収支が均衡していた場合がありますか。
13.	指定管理者の評価に関し、事情聴取・実地調査の調書を作成・保管していますか。
14.	評価の結果を指定管理者へ通知していますか。

15.	評価の結果、改善点等を指定管理者へ指示・指導したことはありますか。また、それは具体的にどのようなことですか。
16.	財務状況の診断を毎年受けていますか。
17.	指定管理者の評価に関し、第三者評価のメンバーはどのように決定していますか。
18.	指定管理者の決算書等報告の審査表を作成していますか。
19.	指定管理者に対し、財務改善の指導・助言を行ったことはありますか。
20.	実地調査の具体的項目を教えてください。
21.	実地調査の審査チェックリストがありますか。
22.	利用者アンケートの結果について、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。
23.	利用者アンケートの結果を受けて、指定管理者へ原因分析の依頼および改善指示を行ったことがありますか。
24.	利用者等から区に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。
25.	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録簿を閲覧していますか。
26.	指定管理者と所管課(区)との連絡調整の会議を開催していますか。
27.	26. の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。
28.	指定管理者料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析したり、類似の施設や他の自治体の公表数値等と比較していますか。
29.	指定管理料は標準算定方式ですか。 (標準算定方式の場合、)指定管理料が使い切れず剰余金が出ていますか。
30.	備品実査の実施を指示しましたか。
31.	備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていますか。
32.	備品実査を行った場合、実査現場に立ち会うなどして確かめていますか。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項 1> 公の施設の必要性の検討について(企画課)

指定管理者を決める前に、そもそも公の施設として必要なかどうかを定期的に検証する組織体を構築するべきではないだろうか。長期計画に基づいて大規模修繕等を行う前に、検討する機会はあるものの、例えば年1回、公の施設についての必要性を定期的に検証する組織体を構築するべきである。

<意見事項 2> 再委託に関して(企画課)

企画が発した文書に対しての各所管課の反応は、まちまちであった。契約書をすぐに徴取した所管課もあれば、未だ徴取していない所管課もあった。企画課は、各所管課の対応までモニターする必要がある、例えば期限を設定し、再度各所管課に徴取したかどうかを確認するべきである。

＜意見事項 3＞指定管理者による第三者評価について(企画課)

指定管理者制度運用マニュアルの基本協定書案第43条において、「指定期間中、適切な第三者による評価を受けなければならないものとする。」と定めているが、この第三者は指定管理者が自己の費用で自ら選定している。また指定管理者の更新手続においては、この第三者評価を指定管理者施設評価として、区の事業評価としても参考にしている。この第三者評価においては、指定管理者側が実施する場合は入札を実施したり、あるいは区が選定するなどにより客観性を高める方策がサービス改善につながると考えられる。

＜意見事項 4＞第三者評価の運用マニュアル推奨期間の見直しについて(企画課)

第三者評価の実施時期について、「指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)第三者評価」では、指定管理期間の最終年度を除く期間内(例:指定期間が5年であれば3～4年目の実施が望ましい)に、少なくとも1回は実施することが規定されている。

ここで、第三者評価は、第三者評価機関による評価理由や課題が詳細に記載されており、評価後の運営改善に繋がるものである。そのため、指定管理期間のうち、第三者評価を実施した後の期間が長ければ、その分、課題や改善点を踏まえた施設運営が可能になるものと考えられる。

そのため、「指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)第三者評価」について、推奨期間を3～4年目の実施とはせず、2年目とするなど、早期の実施を促す記載に修正することが望まれる。

＜意見事項 5＞年度評価票の記載について(企画課)

指定管理者制度運用マニュアルの「11. 年度評価の実施について」に記載があるが、この年度評価では評価に関して以下のような定めがある。

- ① 項目別評価及び総合評価はA, B, Cの3段階評価とする。
- ② 項目別評価は、以下の基準で実施する。

A評価 区の要求するサービス水準以上の成果がある

B評価 区の要求するサービス水準の最低限度を実施

C評価 区の要求するサービス水準に達していない

また、年度評価票の様式では項目別評価として、事業運営、施設管理、利用者満足度、コスト管理、その他の項目がある。このうち、コスト管理に関し、(1)適切な会計処理がなされている(2)経費縮減への効果がある、(3)収支計画が達成されている、(4)財務診断結果が評価項目として設定されている。このうち、(4)については、財務診断を行った中小企業診断士等の意見を元にすることが出来るが、(1)～(3)については、具体的な手続はガイドラインに記載がなく、所管によるものとされている。そのため実際の記入に当たっては、(1)適切な会計処理がなされている、に関しては、決算書が期限通り出していれば、Aとし、(2)経費縮減への効果があるか、については基本的には制度趣旨を鑑みAとするなどとされている例が散見された。評価項目として形式的な判断になっているため、具体的な確認手順を定める必要があると思われる。

＜意見事項 6＞非公募の条件に関して(企画課)

指定管理者制度運用マニュアルのⅢ 指定管理者の選定について(6) 指定管理者の募

集では、非公募の条件について下記のように規定している。非公募による選定は競争性がない 1 者選定の随意契約と同等と考えられ、指定管理の性質上、基本的には当該業務を委託できる唯一の法人であることが非公募の条件として掲げられるべきである。

下記記載の条件では、その唯一の法人という観点に乏しく、公募を通じて他の法人でも実現可能ではないかという疑問が呈される余地がある。非公募の条件として十分かどうかを再度検討されたい。

イ 公募によらない選定(非公募選定)は、これまでの管理運営実績が良好である(年度評価の結果が良好である)ことを前提として、以下の合理的な理由が認められる場合に限定される。

(ア)住民の主体的な参加や連携を通して地域の活性化を目指す施設で、地域活力を活用した事業内容及び運営の実績が認められ、今後も地域住民や関係団体との継続・安定した信頼関係を維持しながら、経費削減やサービスの向上が相当程度期待できる場合

(イ)施設利用者の処遇・援助を目的とするため、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められる施設で、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合

(ウ)継続した資料収集や専門知識の必要性など、施設の専門性・特殊性等から判断して、現指定管理者が引き続き管理を行うことが最適と判断される場合

(エ)複合施設の一部であるため一体的管理の必要性から、現指定管理者に引き続き管理を行わせる必要がある場合

＜意見事項 7＞非公募の理由を開示すべき(企画課)

現在指定管理者の事業者選定に関し、選定評価委員会に提出した資料を公表している。しかし、非公募の指定管理の選定結果について非公募の理由は開示されていない。指定管理者制度における募集方法は公募方式が原則であり、例外となる非公募方式を採用する場合には、非公募に至った過程・理由を区民に対して明らかにするべきである。非公募理由及び選定理由をホームページ上にて公開するべきである。

2. 江東区産業会館

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区東陽四丁目5番18号
担当部課	地域振興部経済課
根拠法令	江東区産業会館及び商工情報センター条例
施設の設置目的	区内中小企業の振興発展を図るため
開設年月	昭和61年4月
施設構造	施設面積:1,282.87㎡ 建物構造:鉄筋鉄骨コンクリート造 陸屋根地上15階のうち2階部分

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	一般社団法人東京都江東産業連盟			
指定管理者の事業内容	労働保険事務委託事業、産業振興事業、福利厚生事業、産業会館管理事業			
設立時期	昭和39年9月(前身の東京都深川工場連盟は昭和22年4月)			
指定管理者の行う業務	(1) 条例及び規則による利用に関する業務 (2) 施設等の保守、点検及び維持管理に関する業務 (3) 設置目的を実現するための事業の実施に関する業務 (4) 自動販売機の設置等、利用者の利便性向上に関する業務 (自主事業) (5) 常設展示場に関する業務 (6) 文書作成業務 (7) モニタリング等の業務 (8) その他区が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(1)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	東京都江東産業連盟	東京都江東産業連盟	東京都江東産業連盟	東京都江東産業連盟
金額	22,255 千円	24,877 千円	24,186 千円	22,847 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間件数(件)	3,920 件	2,199 件	2,496 件	-
利用料金の導入	有(会議室・展示場利用料、器具利用料、荷物預かり料)			
自主事業の概要	「夏休み小学生ものづくり体験」 「ものづくりフェア」 「産業会館フェア」など			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

施設利用の基本的条件や業務範囲等は、個別の施設設置条例に定められるため、条例の設定・改正は、指定管理者の指定議決に先立って行われる必要がある。(指定管理者制度運用マニュアル)

「江東区産業会館及び商工情報センター条例」が昭和61年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年に先立ち、令和2年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係

る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は1社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区産業会館指定管理者募集要項では、令和3年6月11日から25日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

＜意見事項 8＞ 申請受付の適切な期間の設定(経済課)

「江東区産業会館指定管理者募集要項」では、申請受付期間が、令和3年6月11日から25日までの2週間程度とされていた。

指定管理者運用マニュアル(Ⅲ.3.(6)ア)では、申請受付期間は、複数事業者の参入を阻害しないように適切な期間を設定するとあり、原則1ヶ月以上とするようにされている。マニュアル記載の趣旨を鑑み、申請受付期間は1ヶ月以上に設定する必要がある。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「地域振興部経済課及び文化観光課所管 公の施設に係る指定管理者選定評価専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、地域振興部長を部会長とし、地域振興部経済課および文化観光課の課長、係長による8名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年3月から8月にかけて「選定評価委員会」が4回、「専門部会」が5回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書・年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度江東区産業会館事業計画」が令和4年4月1日に提出されていることを確認した。

事業計画では、基本協定書通りの内容が記載されていた。また、事業計画で記載されている管理運営体制どおりの人員体制で運営が行われていることを勤務表で確認した。さらに安全

管理、防火管理については、施錠管理や火気確認、火気設備器具配置の確認などが日次で行われ、自主検査チェック表などが記録されていることを確認した。

また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、令和4年4月に江東区産業会館令和3年度事業報告書が提出されていた。

事業報告書では、基本協定書通りの内容が記載されていることを確認した。

利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に不満を感じる結果はほとんどないものであった。

② 年度評価の実施状況

施設所管課である経済課では、年度評価にあたり事情聴取を行っている。実地調査は、定期的な連絡会や区事業等で施設を利用した際に施設の状況を把握しているため、特段実施していない。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和3年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)この点について、令和4年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和元年に実施されていることを確認した。

＜意見事項 9＞ 年度評価での実地調査の実施(経済課)

産業会館の施設所管課である経済課では、定期的な連絡会や区事業等での施設利用時に施設の状況を確認しているものの、年度評価にあたっての実地調査までは実施していない。

例えば、貸与備品の管理状況や個人情報の取り扱いの状況など、書類やメールなどで状況報告を受けた内容の実際の運用状況について、現場での実地調査で確認することは、指定管理者の管理業務の実施状況の把握においても重要と考えられる。よって年度評価の実施に際しては実地調査の実施が望まれる。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第28条より)

この点について、備品点検報告を受けていること、また備品預書が指定管理者から江東区長宛に提出されていることを確認した。

＜意見事項10＞ 備品出納簿に記載されている現物のない備品（経済課）

令和3年度の備品点検報告資料で、現物備品が産業会館にないものがあつた。具体的には、以下表の備品である。

【令和3年度 備品出納簿 所属:経済課 産業会館】

備品出納簿 記載情報				現物の状況 (令和4年9月末時点)
備品番号	品名	現在高	設置場所等	
20015962	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015963	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015964	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015965	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015966	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015967	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015968	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015969	長テーブル	0	第3会議室	廃棄済
20015849	写真機	1	経・産業振興係	経済課で保管。 故障のため廃棄予定

上表の備品は、過年度より現物備品が産業会館にはないものであり、現物の状況を確認したところ、廃棄済みもしくは廃棄予定であった。

廃棄され、貸与備品から外れたものは、備品出納簿で、廃棄済みである旨を記載するもしくは、削除するなど、情報更新をすると、備品点検報告時に状況確認などの負担が軽減されるため、備品管理の観点から望ましいと考えられる。

④ 自主事業の状況

自主事業を実施する際には、事前に指定管理者は業務計画書を江東区に対して提出し、また自主事業の実施に関する条件等を定めた協定を締結する必要がある。（基本協定書第44条より）

この点について、令和4年度の自主事業計画が作成・提出されており、また「江東区産業会館の指定管理者の自主事業実施条件等に関する協定書」が令和4年4月に締結されていることを確認した。

⑤ 管理業務の第三者への委託の状況

指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託する場合、事前に江東区の承認を受ける必要がある。（基本協定書第41条より）

また委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施し、再委託実施後には契約書の写しを区は入手する決まりとなっている。

この点について、委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて、江東区と文書による協議を実施していることを指定管理者から区に申請された「指定管理業務の第三者への委託に関する承諾申請書」で確認した。また契約書の写しを所管課が入手されていることも

確認した。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、令和3年度の人件費や施設維持管理費の実績見込に基づき算出され、江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。

② 利用料金の設定

利用料金(会議室・展示即売場利用料、貸出備品使用料、荷物預かり料金)の承認書が区と指定管理者との間で取り交わされていることを確認した。

<意見事項11> 短期荷物預かり料金の区との金額合意書面(経済課)

施設の利用料金は条例の規定する金額の範囲内において、指定管理者が区の承諾を得て定めるものとする旨が基本協定書第27条で定められている。

産業会館では施設利用に伴う荷物預かりサービスを実施し、荷物預かり料金を徴収している。この荷物預かりサービスは短期と長期の2種類に分けて料金が設定されている。なお、江東区産業会館及び商工情報センター条例では、荷物預かり料金に関する定めがないため、指定管理者と江東区との間で、料金に関する協議・承認書面が取り交わされている。

ここで、以下表のとおり、取り交わし書面で合意した金額よりも高い金額で料金設定しているものがあつた。(短期預り料金の荷物サイズ 中、大、特大のもの)

荷物預かり料金【江東区産業会館ホームページより】

分類	荷物サイズ	寸法	料金	重さ
短期	標準	縦 40×横 34×奥行 57cm まで	100 円/日	30kg まで
短期	中	縦 55×横 34×奥行 57cm まで	200 円/日	
短期	大	縦 84×横 34×奥行 57cm まで	300 円/日	
短期	特大	縦 103×横 34×奥行 57cm まで	400 円/日	
長期	－	縦 82×横 24×奥行 46cm まで	2,000 円/月	
長期	－	縦 166×横 24×奥行 46cm まで	3,000 円/月	

荷物預かり料金【指定管理者と江東区との荷物預かり料金設定の協議回答より】

大きさ	重さ	月額	短期の預り
縦 82cm×横 24.7cm×奥行 46.8cm まで	30kg まで	2,000 円	100 円/日
縦 167cm×横 24.7cm×奥行 46.8cm まで		3,000 円	150 円/日

区と合意した金額の範囲内で利用料金を設定しない場合、利用料金に関する合意を追加で行う必要がある。

3. 区立保育園

1. 保育施設における指定管理者制度導入について

江東区では、長期計画における重点施策として保育園の整備を進めており、増加する保育園の運営財源を確保しながら良質かつ多様な保育サービスを提供するため、適切にアウトソーシングを進めることとしている。この方針のもと保育課・保育計画課が管轄する、指定管理者制度を導入している保育施設は以下の通りである。

施設名	指定管理者	指定期間	個別検討対象
潮見保育園	(社福)そのえだ	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
白河かもめ保育園	(社福)東京児童協会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
猿江保育園	(社福)もろはし会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
千田保育園	(社福)みわの会	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂さくら保育園	(社福)東京児童協会	令和2年4月1日～令和7年3月31日	○
豊洲保育園	(社福)景行会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
毛利保育園	(社福)もろはし会	令和4年4月1日～令和9年3月31日	○
南砂第二保育園	(社福)わかみや福祉会	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
塩浜保育園	(社福)流山中央福祉会	令和2年4月1日～令和7年3月31日	○
亀戸第四保育園	(社福)三樹会	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
新砂保育園	(社福)こうほうえん	令和4年4月1日～令和9年3月31日	○
小名木川保育園	(社福)流山中央福祉会	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
亀高保育園	(社福)光聖会	令和4年4月1日～令和9年3月31日	○
南砂第四保育園	(株)日本保育サービス	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
大島第五保育園	(株)日本保育サービス	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
辰巳第二保育園	ライフサポート(株)	令和4年4月1日～令和9年3月31日	
東砂第三保育園	(株)ベネッセスタイルケア	令和6年4月1日～令和11年3月31日	○

また、区では民営化による財政効果を測定しており、令和3年度においては民営化した保育施設全体で約3億2千万円の財政削減効果があったと評価している。区の試算は以下の通りである。

(単位:千円)

施設名	① 運営費(区立)	② 委託料決算額 (令和3年度)	影響額(②-①)
-----	-----------	---------------------	----------

第4 監査の結果及び意見

潮見保育園	244,586	208,565	▲ 36,021
白河かもめ保育園	194,429	171,035	▲ 23,393
猿江保育園	110,188	136,742	26,554
千田保育園	203,697	193,662	▲ 10,035
南砂さくら保育園	206,419	183,124	▲ 23,295
豊洲保育園	247,676	238,285	▲ 9,391
毛利保育園	224,693	207,900	▲ 16,792
南砂第二保育園	228,973	216,555	▲ 12,418
塩浜保育園	273,579	247,595	▲ 25,984
亀戸第四保育園	265,613	236,601	▲ 29,011
新砂保育園	251,597	219,015	▲ 32,582
小名木川保育園	288,968	259,274	▲ 29,693
亀高保育園	215,183	171,735	▲ 43,448
南砂第四保育園	231,138	205,204	▲ 25,934
大島第五保育園	231,618	205,990	▲ 25,628
合 計			▲ 317,071

(区より提供を受けた資料より作成)

- ① 区立保育園として運営した場合の運営費。令和3年度の保育課決算資料より年齢ごとの園児一人当たり経費(人件費を含む)に実績人数をかけて積算。
- ② 令和3年度公設民営園の委託料決算額

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 指定管理者制度を導入している保育施設に対する総括的な管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため任意の施設について関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ④ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため任意の施設について現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

＜意見事項12＞個別施設から提出される事業計画書等を確認する手続きについて(保育

課)

区は指定管理者に対して、保育園の管理に関する基本協定書に従い、毎年度一定の期日までに事業計画書及び事業報告書の提出を求めている。また、それぞれの書類は一定の記載事項が定められている。

事業計画書に記載が求められる事項

- ・管理運営の基本方針(年間行事、健康管理等)
- ・管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)
- ・安全管理、防火管理
- ・その他必要と認める事項

事業報告書に記載が求められる事項

- ・保育園の管理業務の実施状況
- ・保育園の職員配置状況
- ・保育園の管理業務に係る収入の実績
- ・保育園の管理業務に係る経費の支出状況
- ・その他区が指示する事項

各指定管理者からの書類提出状況について区へ質問したところ協定書が定める期日に遅滞なく、これらの報告書の提出を受けているとの回答を得た。ただし、チェックリスト等を用いた内容の検証は行っていないため、区が求める記載事項の網羅性及びその正確性が確認されていない。

区は、指定管理者が提出する報告書等について、現地調査や関連する情報との整合性に留意したうえで、正確かつ必要事項を網羅した事業報告書等を作成するよう指定管理者を指導し、また区においても必要な項目が記載されているか確認する手続きを設けることが望ましい。

＜意見事項13＞個別施設から提出される会計書類等を確認する手続きの必要性(保育課)

区は、指定管理者と締結する「保育園の管理に関する基本協定書」において、毎年度終了後30日以内に「保育園の管理業務に係る収入の実績」及び「保育園の管理業務に係る経費の支出状況」を含む事業報告書の提出を指定管理者に求めている。これら事業報告書に含まれる収支報告が正規の会計帳簿から作成されていることを確かめているか、区に質問したところ報告が会計帳簿から作成されていることを所管課では確かめていないとの回答であった。

管理費用の適正な水準を検討するためには、指定管理者から施設拠点区分ごとに正確な会計報告を受けることが必要である。指定管理者から区へ提出される会計報告は正規の会計帳簿に基づいて作成した旨の宣誓を指定管理者に求める等、会計報告の適正性を指定管理者に担保させる手続きを検討することが望ましい。

＜意見事項14＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性(保育課)

区は、指定管理者と締結する年度協定書において、本部拠点区分への繰り入れ及び繰越

金について以下のように定めている。

- 法人本部にかかる事務費として拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%を限度として本部拠点区分に繰り入れることができる。
- 確定管理費用から生じた残金は、管理業務運転資金として、施設拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を限度として、施設拠点区分内に繰り越すことができる。その他の残金については、積立預金に積み立て、次年度以降の経費に充てることができる。ただし、繰越額と積立預金の合計が、施設拠点区分の歳入決算額の5%を上回る場合は、運営費の管理、運用状況等を速やかに区に報告しなければならない。
- 前項の繰越額の累計は、当該年度の委託料の30%を限度とする。

監査人が抽出した個別施設について繰り入れ等が適切に実施されているか決算書に基づいて確認したところ、限度額を超過して繰り入れを行っている施設が複数認められたため、繰入金の基準額が協定に従っているかの確認手続きについて区へ質問した。所管課では指定管理者に決算前に予算書と繰入金計算書を提出させ、繰り入れが限度額を超えていないことを確認しており、区へ繰入金計算書を提出後に指定管理者が予算を変更した場合には、結果として限度額を超える場合もあるが、あくまでも繰入金計算時の予算で算定しているため、特に指摘はしていないとの回答であった。

「社会福祉法人会計の基準適用上の留意事項(運用指針)」では予算に関して次のように記載されている。

2 予算と経理

(1)法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。

(2)法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

(3)会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

従って、年度の途中で予算との乖離等が見込まれ、その乖離額等が法人の運営に影響がある、または軽微とは言えない範囲であると法人が判断した場合に予算が修正されることを鑑みると、繰入限度額も新しい予算に照らして再計算すべきとも考えられるが、区では、指定管理者に予算の変更があった場合について繰り入れの再計算要否を明確に定めていない。区は、指定管理者において補正予算が編成された場合、当初の予算額に従って算定された繰入限度額をそのままにするか、補正予算を考慮して繰入限度額を算定しなおすかを明確にすることが望ましい。

<意見事項15>個別施設に貸与する備品を確認する手続きの必要性(保育課)

保育施設の所管課である保育課に貸与備品の確認について質問したところ、各施設より貸与備品の廃棄が発生した場合は届出を受けるが、現存する貸与備品について台帳との照合

を実施しているかの確認は行っていないとの回答であった。

区の財産の適切な維持、管理のためには指定管理者が管理する貸与備品について備品台帳との照合確認の状況を指定管理者に指導の上、区においても実施状況を確認することが望ましい。

3-1. 南砂さくら保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区南砂さくら保育園
所在地	江東区南砂六丁目 8 番 3 号
延床面積	1,077.74 m ²
構造	鉄骨造4階建のうち 1 階から3階部分
開設年度	平成 22 年10月 1 日
定員	100 名 (0 歳6名、1 歳 15 名、2 歳 18 名、3 歳 20 名、4 歳 20 名、5 歳 21 名)

(1) 指定管理者

社会福祉法人 東京児童協会

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(4) 選定方法

非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
177,382,500 円	183,124,839 円	193,123,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

＜意見事項16＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、年度協定書において本部拠点区分への繰り入れについて以下のように定めている。

第8条 乙は、この年度協定に基づき管理業務を行った結果、江東区南砂さくら保育園の管理運営に支障がない場合には、法人本部にかかる事務費として、江東区南砂さくら保育園に係る拠点区分の活動収入計(予算額)の3%を限度として、本部拠点区分に繰り入れることができる。その際、乙は繰入金計算書を甲に提出しなければならない。

なお、本部拠点区分繰入金については、他区市町村にある施設の整備費等には充当できない。

(令和3年度江東区南砂さくら保育園の年度協定書より抜粋)

監査人が、指定管理者から区へ提出された令和3年度の決算報告書を確認したところ、拠点区分間繰入金として6,003,345円が計上されており、令和3年度の事業活動収入予算額191,746,120円の3%5,752,384円を250,961円超えて繰り入れされていた。

この点について区へ質問したところ所管課では指定管理者に事前に予算書と繰入金計算書を提出させており、南砂さくら保育園の当初の事業活動収入予算額は200,111,500円であり、その3%である6,003,345円を超えていないとの回答を得た。また、区へ繰入金計算書を提出後に指定管理者が予算を変更した場合には、結果として限度額を超える場合もあるが、あくまでも繰入金計算時の予算で算定しているため、特に指摘はしていないとの説明を受けた。

しかしながら、年度の途中で予算との乖離等が見込まれ、その乖離額等が法人の運営に影響がある、または軽微とは言えない範囲であると法人が判断した場合に予算が修正されることを鑑みると、繰入限度額も新しい予算に照らして再計算すべきとも考えられる。区は、指定管理者において補正予算が編成された場合、当初の予算額に従って算定された繰入限度額をそのままにするか、補正予算を考慮して繰入限度額を算定しなおすかを明確にすることが望ましい。

＜指摘事項1＞所管課へ提出する書類の網羅性を確認する手続きの必要性について(保育課)

区では本部拠点区分に繰り入れを行った場合は指定管理者に対して繰入金計算書の提出を求めているが、令和3年度中に提出されるべき繰入金計算書が令和4年7月に提出されていた。

区は、指定管理者に対して協定に定める必要書類を期限までにすべて提出するよう指導するとともに、所管課においても必要な書類がすべて作成、提出されているか確認する手続きを設けるべきである。

現地視察について

監査人が江東区南砂さくら保育園の現地視察を行ったところ、全体的に良好な運営が確認された。園庭がないながらも、近隣に大規模な図書館、商業施設、公園等がある環境を活かし、地域との交流に積極的に関わりつつ協力関係を築いている様子が見られた。また、独自性の高いアトリエ活動は園児の表現力・感性の育成に一役買っており、限られたスペースやコストの中で保育の質を高めようとする創意工夫が認められた。

<意見事項17>非常用扉の鍵カバー等について(保育課)

園の出入口は内側からのみ解錠できる仕組みとなっており、また防犯カメラも設置されており不審者が侵入することがないよう対策を行っている。ただし、園内の非常用扉に鍵カバー等は設置されていないため、大きい園児であれば内側からの解錠は可能である点が懸念された。園児が無断で外にでることがないように、職員が常に目を配っているものの、園の建物は民家に囲まれ、正面は車や自転車の往来が多い道路に面しているため、万全を期して扉の鍵にカバーを設置するなどの対策を講じることが望ましい。

3-2. 毛利保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区毛利保育園
所在地	江東区毛利二丁目1番14号
延床面積	713.50 m ²
屋外遊技場面積	313.09 m ²
構造	鉄骨構造地上2階建のうち1階
開設年度	昭和36年4月1日
	平成19年4月1日より公設民営保育所として開所
定員	117名(0歳9名、1歳12名、2歳15名、3歳24名、4歳27名、5歳30名)

(1) 指定管理者

社会福祉法人 もろほし会

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(4) 選定方法

非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
205,315,299 円	207,900,096 円	212,704,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び意見

所管課の全般的な課題としての指摘事項及び意見事項以外、個別施設として積極的に改善が必要な事項は認められなかった。

3-3. 南砂第二保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区南砂第二保育園
所在地	江東区南砂二丁目3番1号101
延床面積	712.09 m ²
園庭面積	527.84 m ²
構造	鉄筋コンクリート造地上 14 階建のうち 1 階
開設年度	昭和 51 年 5 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日より公設民営保育所として開所
定員	109 名(0 歳 10 名、1 歳 13 名、2 歳 17 名、3 歳 22 名、4 歳 23 名、5 歳 24 名)

- (1) 指定管理者
社会福祉法人 わかみや福祉会
- (2) 指定管理者が行う業務
 - ① 保育事業の実施
 - ② 施設及び設備の維持管理
- (3) 指定期間
平成 30 年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 選定方法
非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
204,549,986 円	216,555,517 円	216,218,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び意見

所管課の全般的な課題としての指摘事項及び意見事項以外、個別施設として積極的に改善が必要な事項は認められなかった。

3-4. 塩浜保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区塩浜保育園
所在地	江東区塩浜一丁目3番 10 号
延床面積	1,148.59 m ²
園庭面積	527.84 m ²
構造	鉄骨コンクリート造地上 3 階建
開設年度	昭和 44 年 6 月 16 日
	平成 22 年 4 月 1 日より公設民営保育所として開所
定員	129 名(0 歳 11 名、1 歳 17 名、2 歳 24 名、3 歳 25 名、4 歳 26 名、5 歳 26 名)

(1) 指定管理者

社会福祉法人 流山中央福祉会

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(4) 選定方法

非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
243,662,200 円	247,595,002 円	248,374,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び意見

所管課の全般的な課題としての指摘事項及び意見事項以外、個別施設として積極的に改善が必要な事項は認められなかった。

3-5. 新砂保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区新砂保育園
所在地	江東区新砂三丁目3番 11 号
延床面積	1,108.96 m ²
屋外遊戯場面積	181.64 m ²
構造	鉄筋コンクリート造地上 5 階建のうち 1 階・2階
開設年度	平成 24 年 6 月 1 日
定員	119 名(0 歳 9 名、1 歳 18 名、2 歳 20 名、3 歳 24 名、4 歳 24 名、5 歳 24 名)

(1) 指定管理者

社会福祉法人 こうほうえん

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(4) 選定方法

非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
211,596,888 円	219,015,324 円	220,187,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

＜意見事項18＞事業計画書等の記載事項を確認する手続きの必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、保育園の管理に関する基本協定書に従い、毎年度一定の期日までに事業計画書及び事業報告書の提出を求めており、それぞれの書類は一定の記載事項が定められている。

指定管理者が区に提出した事業計画書を監査人が閲覧したところ、記載が必要な事項のうち「管理運営の体制(職員構成、職務分担)」の記載が認められなかった。また、事業報告書を閲覧したところ記載が必要な「保育園の職員配置状況」の記載が認められなかった。

毎月の所管課への業務報告の中で職員の配置は報告されているため、実質的には所管課において当該情報を把握しているものの、区は指定管理者が提出する報告書等について、現地調査や関連する情報との整合性に留意したうえで、協定書に従い正確かつ必要事項を網羅した事業報告書等を作成するよう指定管理者を指導し、また区においても必要な項目が記載されているか確認する手続きを設けることが望ましい。

現地視察について

監査人が江東区新砂保育園の現地視察を行ったところ、全体的に良好な運営が確認された。園庭は広くはないものの、近隣に緑が多く自然とふれあえる立地を活かした保育を行っており、保護者が主導して企画したイベントを開催するなど園全体でコミュニティ形成をしようとする工夫が園内の掲示ポスターなどからも伝わってきた。病後児保育にも取り組んでおり、区が指定管理者導入によって目指している良質かつ多様な保育サービスの提供に貢献していることがうかがえた。また、同一法人が運営する高齢者施設との合築であり、指定管理者の南東京エリア総合施設長が常駐していることから、本部の管理監督機能を発揮しやすい環境と認められる。

＜意見事項19＞会議室で保管する書類の管理について(保育課)

施設を訪問した際、職員が会議室として利用する部屋の書架に会計報告等を綴ったフォルダが保管されていた。個人情報等を含む重要書類は別途施錠できるキャビネットに保管されているが、それ以外の書類等については保管スペースの関係で会議室に備置されており、閲覧や持ち出し可能な状態になっている。

情報漏洩や紛失を防ぐためにも、文書は文書管理規程等に従って管理されるべきであり、少なくとも会計情報を職員全員が出入り自由なスペースに閲覧、持ち出し可能な状態で備置していることは好ましくなく、文書の重要性に従った管理を行うことが望ましい。

＜意見事項20＞貸与備品を確認する手続きの必要性(保育課)

保育施設の所管課である保育課に貸与備品の確認について質問したところ、各施設より貸与備品の廃棄が発生した場合は届出を受けるが、現存する貸与備品について台帳との照合を実施しているかの確認は行っていないとの回答であった。

また、施設訪問時に貸与備品の管理について質問をしたところ、貸与を受けている備品の廃棄時には区に報告をするものの、それ以外の貸与備品の定期的な棚卸しは実施していないとの回答であった。

区の財産の適切な維持、管理のためには指定管理者が管理する貸与備品について備品台帳との照合確認の状況を指定管理者に指導の上、区においても実施状況を確認することが望ましい。

3-6. 亀高保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区亀高保育園
所在地	江東区北砂五丁目 20 番 9 号 101
延床面積	1,768.20 m ²
屋外遊戯場面積	650.00 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上 14 階建のうち 1 階
開設年度	昭和52年7月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日より公設民営保育所として開所
定員	111 名(0 歳 10 名、1 歳 14 名、2 歳 17 名、3 歳 22 名、4 歳 24 名、5 歳 24 名)

(1) 指定管理者

社会福祉法人 光聖会

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(4) 選定方法

非公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
192,499,808 円	171,735,266 円	207,708,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び意見

＜意見事項21＞予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、年度協定書において本部拠点区分へ繰り入れについて以下のように定めている。

第8条 乙は、この年度協定に基づき管理業務を行った結果、江東区亀高保育園の管理運営に支障がない場合には、法人本部にかかる事務費として、江東区亀高保育園に係る拠点区分の活動収入計(予算額)の3%を限度として、本部拠点区分に繰り入れることができる。その際、乙は繰入金計算書を甲に提出しなければならない。

なお、本部拠点区分繰入金については、他区市町村にある施設の整備費等には充当できない。

(令和3年度江東区亀高保育園の年度協定書より抜粋)

監査人が、指定管理者から区へ提出された令和3年度の決算報告書を確認したところ、拠点区分間繰入金として6,200,000円が計上されており、令和3年度の事業活動収入予算額189,021,000円の3%、5,670,630円を529,370円超えて繰り入れされていた。

この点について区へ質問したところ所管課では指定管理者に事前に予算書と繰入金計算書を提出させており、亀高保育園の当初の事業活動収入予算額は214,441,000円であり、その3%である6,433,230円を超えていないとの回答を得た。また、区へ繰入金計算書を提出後に指定管理者が予算を変更した場合には、結果として限度額を超える場合もあるが、あくまでも繰入金計算時の予算で算定しているため、特に指摘はしていないとの説明を受けた。

しかしながら、年度の途中で予算との乖離等が見込まれ、その乖離額等が法人の運営に影響がある、または軽微とは言えない範囲であると法人が判断した場合に予算が修正されることを鑑みると、繰入限度額も新しい予算に照らして再計算すべきとも考えられる。区は、指定管理者において補正予算が編成された場合、当初の予算額に従って算定された繰入限度額をそのままにするか、補正予算を考慮して繰入限度額を算定しなおすかを明確にすることが望ましい。

＜意見事項22＞事業計画書等の記載事項を確認する手続きの必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、保育園の管理に関する基本協定書に従い、毎年度一定の期日までに事業計画書及び事業報告書の提出を求めており、それぞれの書類は一定の記載事項が定められている。

指定管理者が区に提出した事業計画書を監査人が閲覧したところ、記載が必要な事項のうち「管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)」の記載が認められなかった。また、事業報告書を閲覧したところ記載が必要な「保育園の職員配置状況」の記載が認められなかった。

毎月の所管課への業務報告の中で職員の配置は報告されているため、実質的には所管課において当該情報を把握しているものの、区は指定管理者が提出する報告書等について、現地調査や関連する情報との整合性に留意したうえで、協定書に従い正確かつ必要事項を網羅した事業報告書等を作成するよう指定管理者を指導し、また区においても必要な項目が記載されているか確認する手続きを設けることが望ましい。

3-7. 南砂第四保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区南砂第四保育園
所在地	江東区南砂二丁目3番4号101
敷地面積	1,519.08 m ²
延床面積	811.42 m ²
園庭面積	545.25 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 14階建 都公社住宅1階部分
開設年度	昭和 52 年 5 月 1 日
民営化	平成 30 年 4 月
定員	111 名(0 歳 10 名、1 歳 14 名、2 歳 17 名、3 歳 21 名、4 歳 24 名、5 歳 25 名)

(1) 指定管理者

株式会社 日本保育サービス

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

(4) 選定方法

公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
199,249,027 円	205,204,114 円	209,101,000 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項23> 指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性(保育計画課)

区では、「指定管理者制度運用マニュアル」において以下のように定めている。

(6) 指定管理者の募集

ア 公募は、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙もしくはホームページへの掲載等で行い、申請受付期間については、複数事業者の参入を阻害しないよう適切な期間を設定する(原則1ヶ月以上)。

監査人が区から提供を受けた資料により江東区南砂第四保育園の公募スケジュールを確認したところ、以下の通りとなっていた。

公募スケジュール	内容
平成27年5月21日(木)	公募告知(区報)
5月25日(月)	公募開始
6月7日(日)	施設見学会
6月10日(水)	公募説明会
6月24日(水)	公募締切

当該施設の公募受付期間は平成27年5月25日から6月24日になっており、形式的には1ヶ月が確保されている。しかし当該施設の指定管理者募集要項において、公募書類提出に先立ち平成27年6月17日(水)午後5時を締め切りとする応募意向連絡書の提出が求められており、応募を検討している事業者は実質的には1ヶ月未満で申請の意思決定を行わなくてはならない。

区は、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨に鑑み、実質的にも十分な申請受付期間を設定することが望ましい。

<意見事項24> 予算補正があった場合の本部拠点区分への繰り入れ限度を明確化する必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、年度協定書において本部拠点区分へ繰り入れについて以下のように定めている。

第8条 乙は、この年度協定に基づき管理業務を行った結果、江東区南砂第四保育園の管理運営に支障がない場合には、法人本部にかかる事務費として、江東区南砂第四保育園に係る拠点区分の活動収入計(予算額)の3%を限度として、本部拠点区分に繰り入れることができる。その際、乙は繰入金計算書を甲に提出しなければならない。

なお、本部拠点区分繰入金については、他区市町村にある施設の整備費等には充当できない。

(令和3年度江東区南砂第四保育園の年度協定書より抜粋)

監査人が、指定管理者から区へ提出された令和3年度の決算報告書を確認したところ、拠点区分間繰入金として6,419,975円が計上されており、令和3年度の事業活動収入予算額209,908,964円の3%、6,297,269円を122,706円超えて繰り入れされていた。

この点について区へ質問したところ所管課では指定管理者に事前に予算書と繰入金計算書を提出させており、南砂第四保育園の当初の事業活動収入予算額は213,999,171円であり、その3%である6,419,975円を超えていないとの回答を得た。また、区へ繰入金計算書を提出した後に指定管理者が予算を変更した場合には、結果として限度額を超える場合もあるが、あくまでも繰入金計算時の予算で算定しているため、特に指摘はしていないとの説明を受けた。

しかしながら、年度の途中で予算との乖離等が見込まれ、その乖離額等が法人の運営に影響がある、または軽微とは言えない範囲であると法人が判断した場合に予算が修正されることを鑑みると、繰入限度額も新しい予算に照らして再計算すべきとも考えられる。区は、指定管理者において補正予算が編成された場合、当初の予算額に従って算定された繰入限度額をそのままにするか、補正予算を考慮して繰入限度額を算定しなおすかを明確にすることが望ましい。

<意見事項25>事業報告書の記載事項を確認する手続きの必要性(保育課)

区は指定管理者に対して、保育園の管理に関する基本協定書に従い、毎年度一定の期日までに事業計画書及び事業報告書の提出を求めており、それぞれの書類は一定の記載事項が定められている。

指定管理者が区に提出した事業報告書を監査人が閲覧したところ記載が必要な「保育園の職員配置状況」の記載が認められなかった。

毎月の所管課への業務報告の中で職員の配置は報告されているため、実質的には所管課において当該情報を把握しているものの、区は指定管理者が提出する報告書等について、現地調査や関連する情報との整合性に留意したうえで、協定書に従い正確かつ必要事項を網羅した事業報告書等を作成するよう指定管理者を指導し、また区においても必要な項目が記載されているか確認する手続きを設けることが望ましい。

<意見事項26>指定管理者の親会社の決算情報等を確認する手続きの必要性(保育課)

区では、継続的に指定管理者の経営状態等の監視を行っており、中小企業診断士等による毎年度の財務状況の診断を活用している。指定管理者である株式会社日本保育サービスの令和3年度の財務諸表を外部専門家が分析・評価した資料によると資金繰りのひっ迫が懸念され、短期支払能力に問題がある点が指摘されていた。財務状況診断の指摘を受け、所

管課では株式会社日本保育サービスの親会社である株式会社 JP ホールディングスの連結ベースでの評価を外部専門家にあらためて依頼し、「連結の流動比率、当座比率においては普通の水準であり、資金不足が想定される場合には、指定管理者が親会社と締結している極度貸付契約に基づく資金調達により、資金不足を解消できるものと思われる」とのコメントを得た資料の提示を受けた。区が適切な追加手続きをとって対応をしていることが認められたものの、指定管理者の親会社である株式会社 JP ホールディングスは東証プライム市場に上場する公開会社であり、財務情報は EDINET や会社の HP から容易に入手可能であるため、所管課においても継続的にモニタリングを実施することが望ましい。

なお、監査人が株式会社 JP ホールディングスの開示情報を確認したところ平成29年8月に、平成25年から平成29年にわたる5期分の有価証券報告書等の訂正報告書が提出されていた。株式会社日本保育サービスは株式会社 JP ホールディングスの100%子会社で、その売上高はグループの90%超を占める基幹企業であるため、親会社の訂正報告書の提出により、指定管理者指定申請時に提出した決算書等への影響の有無を確認すべきであったと思料する。

現地視察について

監査人が江東区南砂第四保育園の現地視察を行ったところ、全体的に良好な運営が確認された。建物は築40年を超えるものの、天井が高く、ほとんどの保育室が園庭に面した解放的な構造であり、園児がのびのびと過ごせる環境であることが観察された。また、指定管理者の本部担当者が頻繁に施設を訪問し、重要文書へのアクセスやインシデント報告等は本部の定めた基準に従ってレベル別に対応しているなど体系的な管理状況が観察され、こなれた運営がうかがえた。

江東区南砂第四保育園は、平成30年4月より民営化されているが、運営開始前の半年は引継ぎのために区との合同保育を実施し、合同保育に入る職員は翌年度も持ち上がりでクラスに入る等調整を行い、また従前から勤務していた非常勤職員は本人の意向と雇用条件が合えば優先採用を行うなど、移行による園児や保護者の負担軽減に対する配慮が認められた。

<意見事項27>貸与備品を確認する手続きの必要性(保育課)

保育施設の所管課である保育課に貸与備品の確認について質問したところ、各施設より貸与備品の廃棄が発生した場合は届出を受けるが、現存する貸与備品について台帳との照合を実施しているかの確認は行っていないとの回答であった。

また、施設訪問時に貸与備品の管理について質問をしたところ、貸与を受けている備品の廃棄時には区に報告をするものの、それ以外の貸与備品の定期的な棚卸しは実施していないとの回答であった。

区の財産の適切な維持、管理のためには指定管理者が管理する貸与備品について備品台帳との照合確認の状況を指定管理者に指導の上、区においても実施状況を確認することが望ましい。

3-8. 東砂第三保育園

1. 施設の概要

施設名称	江東区東砂第三保育園
所在地	江東区東砂一丁目5番3号101
敷地面積	1,276.9 m ²
延床面積	602.0 m ²
園庭面積	308.8 m ²
構造	鉄筋コンクリート造5階建都営住宅1階部分
開設年度	昭和51年6月1日
定員	103名(0歳9名、1歳14名、2歳19名、3歳20名、4歳20名、5歳21名)

(1) 指定管理者

株式会社ベネッセスタイルケア

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 保育事業の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(4) 選定方法

公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(予算)
令和6年から民営化のため該当なし		

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 移行計画の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項28> 指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性(保育計画課)

区では、「指定管理者制度運用マニュアル」において以下のように定めている。

(1) 指定管理者の募集

ア 公募は、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙もしくはホームページへの掲載等で行い、申請受付期間については、複数事業者の参入を阻害しないよう適切な期間を設定する(原則1ヶ月以上)。

監査人が区から提供を受けた資料により江東区東砂第三保育園の公募スケジュールを確認したところ、以下の通りとなっていた。

公募スケジュール	内容
令和3年5月21日(金)	公募告知(区報)
5月24日(月)	公募開始
5月30日(日)	施設見学会
6月3日(木)	公募説明会
6月24日(木)	公募締切

当該施設の公募受付期間は令和3年5月24日から6月24日になっており、形式的には1ヶ月が確保されている。しかし当該施設の指定管理者募集要項において、公募書類提出に先立ち令和3年6月4日(金)午後5時を締め切りとして決算書(平成30・31・令和2年度:グループ法人による連結決算をしている場合は親法人の作成した連結決算書を含む)の提出が求められており、応募を検討している事業者は実質的には1ヶ月未満で申請準備を行わなくてはならない。

区は、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨に鑑み、実質的にも十分な申請受付期間を設定することが望ましい。

4. 子ども家庭支援センター、児童館

4-1. 江東区豊洲子ども家庭支援センター

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区豊洲五丁目5番1-201号 豊洲シエルタワー2階
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課
根拠法令	江東区子ども家庭支援センター条例
施設の設置目的	区民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる家庭環境及び社会環境の形成に寄与するため
開設年月	平成19年1月29日
施設構造	構造:鉄骨構造地上40階建共同住宅の2階部分 延床面積:532㎡

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	社会福祉法人 景行会			
指定管理者の事業内容	保育所、子ども家庭支援センター等の運営			
設立時期	昭和 45 年 10 月 13 日			
指定管理者の行う業務	(1) 子ども家庭支援センター事業の実施 ① 子育て相談事業(一般相談・専門相談、関係機関への紹介等) ② 情報提供事業(利用者支援事業) ③ 利用者相互の交流支援事業(子育てひろば・講座等) ④ 一時保育事業(リフレッシュひととき保育) ⑤ 人材育成事業(地域ボランティア・地域団体の育成・活動促進) ⑥ 関係機関との連携・調整 ⑦ 地域における見守り支援 (2) 施設及び設備の維持管理			
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(5 年間)			
公募(応募数)/非公募	公募(2)			
指定管理料	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定管理者	景行会	景行会	景行会	景行会
金額	55,766 千円	56,183 千円	56,468 千円	68,021 千円
利用者数	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	-
年間利用人数	33,706 人	5,222 人	9,510 人	-
利用料金の導入	なし			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

施設利用の基本的条件や業務範囲等は、個別の施設設置条例に定められるため、条例の設定・改正は、指定管理者の指定議決に先立ち行われる必要がある。(指定管理者制度運用マニュアル)

江東区子ども家庭支援センター条例が平成11年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和2年10月に先立ち、令和元年10月に改正されている。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は2社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則 1 ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区子ども家庭支援センター(深川北・豊洲・東陽・大島)指定管理者募集要項では、令和2年6月10日から令和2年6月19日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

<意見事項29> 申請受付の適切な期間の設定(こども家庭支援課)

指定管理者運用マニュアル(Ⅲ.3.(6)ア)では、申請受付期間は、複数事業者の参入を阻害しないように適切な期間を設定するとあり、原則1ヶ月以上とするようにされている。

ここで以下表の施設の指定管理者募集要項では申請受付期間が1ヶ月未満で設定されていた。マニュアル記載の趣旨を鑑み、申請受付期間は1ヶ月以上に設定する必要がある。

No.	施設名	指定管理者募集要項	申請受付期間
1	江東区豊洲子ども家庭支援センター	江東区子ども家庭支援センター(深川北・豊洲・東陽・大島)指定管理者募集要項	10 日 (令和 2 年 6 月 10 日から 6 月 19 日)
2	江東区住吉子ども家庭支援センター	(仮称)江東区こどもプラザ指定管理者募集要項	5 日 (令和 3 年 5 月 10 日から 5 月 14 日)
3	江東区こどもプラザ	(仮称)江東区こどもプラザ指定管理者募集要項	5 日 (令和 3 年 5 月 10 日から 5 月 14 日)

③ 指定管理者の決定

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。

さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。

以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会では指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和2年10月23日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書が令和3年4月に、年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

④ 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度 事業計画書(江東区豊洲子ども家庭支援センター)」が提出されていることを確認した。

事業計画で記載されている管理運営の状況については以下のとおりであった。

人員体制については、事業計画に記載の人員体制で運営が行われていることを職務分担表・出退勤一覧表などで確認した。また職員の研修参加についても、管理表に研修日時、研修名称とともに研修参加者が記録され、受講状況が管理されていた。

安全管理、防火管理については、衛生管理・安全対策等に関するマニュアルが作成・運用されている。また緊急時の連絡先、緊急連絡網などが整備され、発災時の行動手順なども定められていた。また、自衛消防訓練計画書に基づき、訓練も実施されていた。

施錠確認や、戸締り・電気・火の元、AED 点検、室内点検などが日次で行われ、各作業チェック表などに記録されていることを確認した。また個人情報の管理については、個人情報が含まれている書類は、常時施錠されている保管棚に保管されている。また個人情報保護の遵守に関する誓約書を職員との間で取り交わしている。

また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、令和3年度の事業報告書が提出されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に不満を感じる結果はほとんどないものであった。

⑤ 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課であることも家庭支援課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和2年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも 1 回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和3年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和元年度に実施されていることを確認した。

⑥ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第 26 条より)

まず、貸与備品の状況報告については、年度末に備品台帳一覧表に基づく、備品点検報告を受けていることを確認した。他方、貸与備品の預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

＜意見事項30＞ 貸与備品の預書の授受(こども家庭支援課)

基本協定書では、通常、江東区が貸与備品を指定管理者に引き渡すときは、預書を徴するものとする旨が規定されている。ここで、以下表の子ども家庭支援センター・児童館について確認したところ、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。なお、以下表以外の子ども家庭支援センター・児童館も同様の状況である。

預書は、貸与した者が、貸与を受ける者に、自己の所有物を引渡したことを証する書面であり、貸与の事実確認ができる重要な書面である。物品の紛失など何らかのトラブルがあった際にも所有権や貸与の事実を確認できる書面であることから、貸与時に入手しておくことが必要となる。なお貸与時に入手していない場合、現状の状況を確認の上、早急に入手すべきである。

No.	監査対象施設	基本協定書の根拠条項
1	豊洲子ども家庭支援センター	26 条
2	亀戸子ども家庭支援センター	26 条
3	住吉子ども家庭支援センター	26 条
4	こどもプラザ	28 条
5	亀戸児童館	26 条
6	亀戸第二児童館	28 条
7	東雲児童館	26 条

⑦ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

⑧ 管理業務の第三者への委託の状況

指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託する場合、事前に江東区の承認を受ける必要がある。(基本協定書第39条より)

また委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施し、再委託実施後には契約書の写しを区は入手する決まりとなっている。

豊洲子ども家庭支援センターでは、清掃や設備点検、警備、殺虫消毒などで業務の再委託を実施しており、申請書にて、指定管理者から区長宛に指定管理業務の一部委託の申請がされていた。

＜意見事項31＞ 指定管理業務再委託時の契約書写しの徴取(こども家庭支援課)

指定管理者は、指定管理業務の一部について区の承諾の下で、第三者に再委託することが可能である。この事前の承諾や再委託実施後の適正な運用確認のため、指定管理者が業務を再委託する場合、委託する業務、委託予定先、選定理由などについて区と文書による協議を行うこと、また再委託実施後の契約書の写しの徴取を求められている。(政策企画部企画課長より令和4年5月20日に発令された「指定管理者制度における第三者への委託の

適正な執行について」より)

ここで、以下表の子ども家庭支援センター・児童館について確認したところ、こども家庭支援課では、下期に順次取得予定ではあるものの、監査時点(令和4年10月)では、契約書の写しの徴取は実施していなかった。なお、以下表以外の子ども家庭支援センター・児童館も同様の状況である。

事前の申請内容と契約との間に不整合がないか、また契約内容が適切かは、適時に確認することが、問題が生じた場合の早期発見につながる。よって契約書の写しの徴取と確認は契約書締結後、タイムリーに実施すべきである。

No.	施設名称
1	豊洲子ども家庭支援センター
2	東雲児童館

⑨指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、利用料金は徴収していない。

4-2. 江東区亀戸子ども家庭支援センター

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区亀戸六丁目31番26号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課
根拠法令	江東区子ども家庭支援センター条例
施設の設置目的	区民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる家庭環境及び社会環境の形成に寄与するため
開設年月	令和4年4月
施設構造	構造:鉄骨構造地上6階建の内1階部分 施設面積:延床面積 576㎡

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	社会福祉法人 雲柱社
指定管理者の事業内容	保育施設、児童館、障害者・障害児施設、子ども家庭支援センター等の運営
設立時期	昭和28年7月29日
指定管理者の	① 江東区子ども家庭支援センター条例第6条に規定する事業の

行う業務	実施に関する業務 (ア) 子育て相談連携事業(一般相談・専門相談、関係機関への紹介等) (イ) 情報提供事業(利用者支援事業) (ウ) 利用者相互の交流支援事業(子育てひろば、講座等) (エ) 一時預かり事業(リフレッシュひととき保育) (オ) 人材育成事業(地域ボランティアの活用) (カ) その他区長が必要と認める事業 ・こどもと家庭の支援に係る関係機関との連携・調整 ・地域における見守り支援 ② 施設の運営に関する業務 ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務			
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)			
公募(応募数)/非公募	公募(1)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	-	-	-	雲柱社
金額	-	-	-	54,590 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間利用人数	-	-	-	-
利用料金の導入	なし			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

江東区子ども家庭支援センター条例が平成11年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年10月に先立ち、令和3年7月に改正されている。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は1社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、(仮称)江東区亀戸子ども家庭支援センター指定管理者募集要項では、令和3年5月21日から令和3年6月18日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「子ども家庭支援センター専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、こども未来部長を部会長とする9名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年3月から8月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書、年度協定書がともに令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「2022(令和4)年度 江東区 亀戸子ども家庭支援センター事業計画」、および「子ども家庭支援センター年間事業計画書 令和4年度」が提出されていることを確認した。

また基本協定書第22条では、事業報告書について、①管理業務の実施状況、②利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由、③管理経費の収支状況などに関する内容の記載を求めている。さらに利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。当施設は、令和4年4月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、事業報告書の提出、利用者アンケートの実施実績はないが、毎年度、提出・実施予定であることを所管課に確認した。

② 年度評価の実施状況

こども家庭支援課では、通常、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施しているが、当施設は、令和4年4月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、指定管理者の年度評価や第三者評価の実施実績はない。必要な時期に実施予定であることを所管課に確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第26条より)

まず、貸与備品の状況報告については、当施設は、令和4年4月に開設されているため、

監査時点(令和4年10月)では、貸与備品の状況報告実績はない。毎年度実施予定である旨を所管課に確認した。他方、貸与備品の預書の徴収については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

④ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

⑤ 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、利用料金は徴収していない。

4-3. 江東区住吉子ども家庭支援センター

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区住吉一丁目9番8号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課
根拠法令	江東区子ども家庭支援センター条例
施設の設置目的	区民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる家庭環境及び社会環境の形成に寄与するため
開設年月	令和4年5月
施設構造	構造:鉄骨構造 地上5階建て 施設面積:延床面積 約2,810㎡

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	景行会・SDHグループ
指定管理者の事業内容	・保育施設の運営、学童クラブの運営等 ・フードサービス事業、学校給食事業、公共施設の運営管理、学童保育事業、保育施設の運営、観光施設の運営等
指定管理者の行う業務	住吉子ども家庭支援センターの運営に関すること ① 子育て相談連携事業(一般相談・専門相談、関係機関への紹介等) ② 情報提供事業(利用者支援事業) ③ 利用者相互の交流支援事業(子育てひろば・講座等) ④ 一時預かり事業(リフレッシュひととき保育) ⑤ 人材育成事業(地域ボランティア・地域団体の育成・活動促

	進) ⑥ こどもと家庭の支援に係る関係機関との連携・調整 ⑦ 地域における見守り支援			
指定期間	令和4年5月1日から令和9年3月31日まで(4年11ヵ月)			
公募(応募数) /非公募	公募(3)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	-	-	-	景行会・SDH グループ
金額	-	-	-	62,646 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間利用人数	-	-	-	-
利用料金の導入	なし			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

江東区子ども家庭支援センター条例が平成11年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年10月に先立ち、令和3年7月に改正されている。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は3社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、(仮称)江東区こどもプラザ指定管理者募集要項では、令和3年5月10日から令和3年5月14日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

公の施設の指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うために、「指定管理者選定評価委員会」および「専門部会」の設置・開催が求められている。(江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会設置要綱第1条、第6条)

この点、当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「(仮称)江東区こどもプラザ専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、こども未来部長を部会長とする10名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年2月から8月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。

さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。

以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書、年度協定書がともに令和4年5月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「2022(令和4)年度 事業計画」が提出されていることを確認した。

当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、事業報告書の提出、利用者アンケートの実施実績はないが、毎年度、提出・実施予定であることを所管課に確認した。

② 年度評価の実施状況

施設所管課であるこども家庭支援課では、通常、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施しているが、当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、指定管理者の年度評価や第三者評価の実施実績はない。必要な時期に実施予定であることを所管課に確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第26条より)

まず、貸与備品の状況報告については、当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、貸与備品の状況報告実績はない。毎年度実施予定である旨を所管課に確認した。他方、貸与備品の預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

④ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

5. 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、利用料金は徴収していない。

4-4. 江東区こどもプラザ

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区住吉一丁目9番8号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課
根拠法令	江東区こどもプラザ条例
施設の設置目的	こどもの健やかな成長を地域とともに継続的に見守り、総合的に支援するため
開設年月	令和4年5月
施設構造	構造:鉄骨構造 地上5階建て 施設面積:延床面積 約2,810㎡

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	景行会・SDH グループ			
指定管理者の事業内容	・保育施設の運営、学童クラブの運営等 ・フードサービス事業、学校給食事業、公共施設の運営管理、学童保育事業、保育施設の運営、観光施設の運営等			
指定管理者の行う業務	江東区こどもプラザの運営に関すること ①地域交流スペースの運営に関すること ②児童への対応に関すること ③施設の貸出業務に関すること ④施設全体の統括・調整に関すること			
指定期間	令和4年5月1日から令和9年3月31日まで(4年11ヵ月)			
公募(応募数)/非公募	公募(3)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	-	-	-	景行会・SDHグループ
金額	-	-	-	38,337 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間利用人数	-	-	-	-

利用料金の導入	あり
自主事業の概要	なし

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

直近の指定管理者の指定議決である令和3年10月に先立ち、江東区こどもプラザ条例が令和3年に施行されている。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は3社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、(仮称)江東区こどもプラザ指定管理者募集要項では、令和3年5月10日から令和3年5月14日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

公の施設の指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うために、「指定管理者選定評価委員会」および「専門部会」が設置・開催が求められている。(江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会設置要綱第1条、第6条)

この点、当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「(仮称)江東区こどもプラザ専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、こども未来部長を部会長とする10名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年2月から8月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。

以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書、年度協定書がともに令和4年5月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「2022(令和4)年度 事業計画」が提出されていることを確認した。また、「2022(令和4)年度 事業計画」、「こどもプラザ(共用部) 令和4年度 仕様書にもとづく事業計画書・予算書」、「令和4年度 安全・防災・職員健康 管理計画書」、および「令和4年度 職員配置表」などにより、基本協定書第21条の記載要求事項の情報が江東区に提出されていることを確認した。

また当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、事業報告書の提出、利用者アンケートの実施実績はないが、毎年度、提出・実施予定であることを所管課に確認した。

② 年度評価の実施状況

当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、指定管理者の年度評価や第三者評価の実施実績はない。必要な時期に実施予定であることを所管課に確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第28条より)

まず、貸与備品の状況報告については、当施設は、令和4年5月に開設されているため、監査時点(令和4年10月)では、貸与備品の状況報告実績はない。毎年度実施予定であることを所管課に確認した。他方、貸与備品の預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

④ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、こどもプラザでは多目的スペース、会議室、音楽室などの貸出が行われているが、設定されている料金は、条例で規定された利用料金(江東区こどもプラザ条例別表)に準じていることを確認した。

4-5. 江東区東雲児童館

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区東雲二丁目4番4-102号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課 教育委員会事務局 地域教育課
根拠法令	江東区児童館条例(昭和44年3月江東区条例第13号)
施設の設置目的	児童の健全な育成を図るため
開設年月	昭和55年4月15日(平成25年度大規模改修)
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階建て 都営東雲二丁目アパート4号棟1階部分 敷地面積:876.3 m ² 延床面積:612.4 m ² 併設施設:きつずクラブ

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	公益財団法人 東京YMCA			
指定管理者の事業内容	英語教育・職業教育・健康教育・保育事業・国際交流			
設立時期	明治13年5月8日			
指定管理者の行う業務	(1) 児童館の運営 (2) 江東きつずクラブの運営 (3) 施設及び設備の維持管理 (4) その他区長が必要と認める事業			
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)			
公募(応募数)/非公募	公募(3)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	東京YMCA	東京YMCA	東京YMCA	東京YMCA
金額	59,790 千円	33,961 千円	34,019 千円	34,019 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間利用人数	36,009 人	14,983 人	21,424 人	-
利用料金の導入	なし			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

江東区児童館条例が昭和44年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年に先立ち、令和2年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は3社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区東雲児童館指定管理者募集要項では、令和2年5月22日から令和2年6月19日までとされており、概ね1ヶ月であった。選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「児童館専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。「専門部会」は、こども未来部長を部会長とする6名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和2年4月から5月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和2年10月23日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書が令和3年4月に、年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度 児童館事業計画(東雲児童館)」が提出されていることを確認した。

基本協定書第21条では、事業計画について、①管理運営の基本方針(年間行事、健康管理等)、②管理運営の目標及び達成を図るための指標(利用者数等)、③管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)、④管理業務に係る経費の収支計画、⑤安全管理、防火管理などに関する内容の記載を求めている。

ここで「令和4年度 児童館事業計画(東雲児童館)」では、④管理業務に係る経費の収支計画を除き、基本協定書第21条の記載要求事項が記載されていた。

収支計画については、児童館の事業計画にかかる各種事業、保守管理の予算は区の算

定方法にて固定で決まっており、人件費の予算は指定管理者の選定時に提出される計画書をもとに5年間の予算が決定するため、事業者から特に変更の協議の申し出がない場合は提出を求めている状況であった。

事業計画で記載されている管理運営体制どおりの人員体制で運営が行われていることを体制図・指導員名簿・出勤簿などで確認した。さらに安全管理、防火管理については、発災時初動対応手順・緊急連絡体制図・職員防災体制図などが整備され、消防訓練・災害対策訓練実施計画書に基づき、訓練が実施されていた。

施錠・電気の消し忘れの確認、忘れ物やゴミの確認、施設内の清掃は日次で行われ、開館・閉館時の作業チェック表に実施記録されていることを確認した。

また個人情報の管理についても、個人情報記載書類、保存形式(書類またはデータ)、保存場所が一表にまとめられて、適切に管理されていた。

また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、令和3年度の事業報告書が提出されていることを確認した。

なお基本協定書第22条では、事業報告書について、①管理業務の実施状況、②利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由、③利用料金の収入実績、④管理経費の収支状況などに関する内容の記載を求めている。

「令和3年度事業報告書」および「令和3年度 管理業務に係る経費の収支状況(正味財産増減計算書)」にて、必要な内容が記載されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に不満を感じる結果はほとんどないものであった。

＜指摘事項2＞ 基本協定書第21条の事業計画への記載要求事項(こども家庭支援課)

江東区東雲児童館・江東区亀戸児童館では基本協定書の以下表の該当条項で、事業計画に「管理業務に係る経費の収支計画」の内容の記載を求めている。

ここで江東区東雲児童館・江東区亀戸児童館の「令和4年度 児童館事業計画」では、管理業務に係る経費の収支計画がなかった。その理由について施設所管課(こども未来部 こども家庭支援課)から、収支計画は、児童館の事業計画にかかる各種事業、保守管理の予算は区の算定方法にて固定で決まっており、また人件費の予算は指定管理者の選定時に提出される計画書をもとに5年間の予算が決定するため、事業者から特に変更の協議の申し出がない場合は提出を求めている状況である旨の説明を受けた。

実態に合わせて基本協定書の記載を見直すことが必要と考えられる。

No.	対象施設	基本契約書該当条項	基本契約書締結年月
1	江東区東雲児童館	21条2項(4)	令和3年4月
2	江東区亀戸児童館	21条2項(4)	令和4年4月

② 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課であることも家庭支援課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和2年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和3年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和元年度に実施されていることを確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第26条より)

まず、貸与備品の状況報告については、年度末に備品台帳一覧表に基づく、備品点検報告を受けていることを確認した。他方、備品預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

<意見事項32> 備品シールの更新漏れ(こども家庭支援課)

江東区東雲児童館の集会室には江東区からの貸与備品に添付される「江東区備品」シールが添付されている卓球台が2台あったが、備品台帳一覧表(所属:こども家庭支援課 東雲児童館)には「卓球台1台」のみで記載されていた。

東雲児童館の備品台帳一覧表に記載のない卓球台の備品シール情報は以下のとおりである。

■卓球台の備品シール情報

- ・品名:卓球台
- ・番号(旧):1420232
- ・品名コード:264004
- ・取得:平成10年8月11日
- ・所属:東雲児童館

上記備品は、地域教育課所属の江東きッズクラブ東雲児童館の貸与備品となっていることが確認された。

東雲児童館から江東きッズクラブ東雲児童館に移転するなど、所属が変更された場合、備品シールも再発行し、現在の所管課、所属先の備品台帳に合わせることで、備品点検報

告時に不要な混乱や確認の手間がかからず、適切な備品管理につながるものと考えられる。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、利用料金は徴収していない。

4-6. 江東区亀戸児童館

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	東京都江東区亀戸二丁目1番19号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課 教育委員会事務局 地域教育課
根拠法令	江東区児童館条例(昭和44年3月江東区条例第13号)
施設の設置目的	児童の健全な育成を図るため
開設年月	昭和44年4月28日
施設構造	構造:鉄筋コンクリート造 地上2階建て 施設面積:779. 0㎡ 延床面積:632. 5㎡

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	社会福祉法人 雲柱社
指定管理者の事業内容	障がい者・児施設、保育施設、子ども家庭支援センター、児童館等の運営・管理
設立時期	昭和28年7月29日
指定管理者の行う業務	(1) 児童館の運営 (2) 江東きつずクラブの運営 (3) 施設及び設備の維持管理 (4) その他区長が必要と認める事業
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)
公募(応募数)/非公募	公募(3)
指定管理料	令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度
指定管理者	雲柱社 雲柱社 雲柱社 雲柱社

金額	51,055 千円	55,684 千円	54,544 千円	57,420 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	－
年間利用人数	35,745 人	19,116 人	25,968 人	－
利用料金の導入	なし			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

江東区児童館条例が昭和44年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年に先立ち、令和2年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は3社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区亀戸児童館指定管理者募集要項では、令和3年5月24日から令和3年6月18日までとされており、概ね1ヶ月であった。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「児童館専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、こども未来部長を部会長とする5名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年4月から8月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書・年度協定書ともに令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度 児童館事業計画(亀戸児童館)」が提出されていることを確認した。

基本協定書第21条では、事業計画について、①管理運営の基本方針(年間行事、健康管理等)、②管理運営の目標及び達成を図るための指標(利用者数等)、③管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)、④管理業務に係る経費の収支計画、⑤安全管理、防火管理などに関する内容の記載を求めている。

ここで「令和4年度 児童館事業計画(亀戸児童館)」では、④管理業務に係る経費の収支計画を除き、基本協定書第21条の記載要求事項が記載されていた。

収支計画については、児童館の事業計画にかかる各種事業、保守管理の予算は区の算定方法にて固定で決まっており、人件費の予算は指定管理者の選定時に提出される計画書をもとに5年間の予算が決定するため、事業者から特に変更の協議の申し出がない場合は提出を求めている状況であった。

また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、令和3年度の事業報告書が提出されていることを確認した。

なお基本協定書第22条では、事業報告書について、①管理業務の実施状況、②利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由、③利用料金の収入実績、④管理経費の収支状況などに関する内容の記載を求めている。「令和3年度事業報告書」および「令和3年度 管理業務に係る経費の収支状況」にて、必要な内容が記載されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に大きな不満を感じる結果はほとんどないものであった。

② 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課であることも家庭支援課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和2年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和4年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和2年度に実施されていることを確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第26条より)

まず、貸与備品の状況報告については、年度末に備品台帳一覧表に基づく、備品点検報告を受けていることを確認した。他方、備品預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われていなかった。

④ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している(昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている)。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。また、利用料金は徴収していない。

4-7. 江東区亀戸第二児童館

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	東京都江東区亀戸一丁目24番6号
担当部課	こども未来部 こども家庭支援課
根拠法令	江東区児童館条例(昭和44年3月江東区条例第13号)
施設の設置目的	児童の健全な育成を図るため
開設年月	昭和49年9月1日(平成20年度改築)
施設構造	構造:鉄骨造 地上3階建て 施設面積:2878.4㎡ 延床面積:697.1㎡(児童館部分)

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	株式会社 マミー・インターナショナル
指定管理者の事業内容	認可保育園の運営、保育士派遣、学童保育・放課後子ども教室受託事業、英語教育事業(英語学校運営/ネイティブ講師派遣)、指定管理事業(福祉会館・児童館・学童保育施設等の運営)
設立時期	昭和54年11月

指定管理者の 行う業務	(1)福祉会館の運営 (2)児童館の運営 (3)福祉会館・児童館の施設及び設備の維持管理 (4)その他区長が必要と認める事業			
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)			
公募(応募数) /非公募	公募(5)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	マミーインター ナショナル	マミーインター ナショナル	マミーインター ナショナル	マミーインター ナショナル
金額	26,452 千円	23,623 千円	24,249 千円	23,608 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間利用人数	28,037 人	13,979 人	22,000 人	-
利用料金の導入	あり			
自主事業の概要	なし			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

江東区児童館条例が昭和44年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である平成29年に先立ち、平成28年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は5社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区亀戸福祉会館・亀戸第二児童館指定管理者募集要項では、平成29年5月22日から平成29年6月19日までとされており、概ね1ヶ月であった。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「福祉部・教育委員会事務局合同専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、福祉部長を部会長とする14名の部会員で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また平成28年11月から平成29年8月にかけて「選定評価委員会」および

「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、平成29年10月25日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書が平成30年4月に、年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度 児童館事業計画(亀戸第二児童館)」が提出されていることを確認した。さらに「令和4年度 児童館事業計画(亀戸第二児童館)」で、基本協定書第21条の記載要求事項が記載されていることを確認した。また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、令和3年度の事業報告書が提出されていることを確認した。

「令和3年度児童館事業報告書(亀戸第二児童館)」および「令和3年度亀戸福祉会館・亀戸第二児童館 収支報告書」にて、必要な内容が記載されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に大きな不満を感じる結果はほとんどないものであった。

② 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課であることも家庭支援課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和2年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和3年度に実施されていることを確認した。

③ 貸与備品の管理状況

貸与備品の状況報告については、年度末に備品台帳一覧表に基づく、備品点検報告を受けていることを確認した。他方、備品預書の徴取については、基本協定書に添付された貸与備品の一覧表の取り交わしをもって双方確認済とみなしており、預書の授受は行われてい

なかった。

④ 自主事業の状況

自主事業は実施していない。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

令和4年度の指定管理料は、人員単価は固定のものを用いており、それに計画人数を乗じた金額で人件費を算出している（昇給分が計画に反映されている場合は昇給影響も含まれている）。事業費は施設の規模に見合った金額規模を近隣の施設の状況や実績を鑑み決めている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。

② 利用料金の設定

利用料金は施設の設置目的や事務事業の内容により、指定管理者の自立的な経営努力を促すため導入することができる。この利用料金は、条例の規定する額の範囲内において、指定管理者が区の承認を得て定めるものとされている。（基本協定書第27条）

亀戸第二児童館では集会場、音楽室などの夜間利用の貸出が行われているが、設定されている料金は、旧条例（平成25年条例第44号）で規定された利用料金（江東区児童館条例別表第3）に準じていた。

これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、利用料金を据え置くべきであるという区の方針に基づき、区から当施設に館長会を通じて伝達し、決定したものである。（令和4年9月8日館長会資料より）

5. 青少年交流プラザ

青少年交流プラザ（旧青少年センター）は、青少年たちの自主的な活動や青少年団体等の支援を行うなど、青少年の健全育成に寄与するための施設である。平成28年度に大規模改修工事を実施し、平成29年4月1日より亀戸第二保育園との複合施設としてリニューアルオープンした。リニューアルオープン当時から指定管理者制度を導入している。

施設の管理・運営に民間事業者のノウハウを活用することで、利用者サービスの向上を図り、同時にコストの削減を実現するため、公募により指定管理者の選定が行われている。

令和4年4月1日より特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が指定管理者として、施設の管理・運営をおこなっている。

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区亀戸七丁目41番16号
担当部課	地域振興部青少年課
根拠法令	江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号）
施設の設置目的	青少年の健全育成を図るため。

第4 監査の結果及び意見

開設年月日	平成3年5月12日(平成28年度改修工事实施)
施設構造	敷地面積:1,425.29 m ² 延床面積:3,000.11 m ² (うち青少年交流プラザ占有部分:2,048.56 m ²) 構造: 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り、地上4階建て ※本施設建物及び外溝は、亀戸第二保育園との合築による複合施設である。青少年交流プラザ占有部分は、保育園占有部分(エレベーター1基、3階の一部、及び4階並びに屋上)以外とする。

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者の名称	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会			
指定管理者の事業内容	子どもの健全育成を図る活動			
設立時期	平成12年6月15日			
指定管理者の行う業務	(1) 青少年交流プラザの運営 (2) 施設及び設備の維持管理 (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(2)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	株式会社マミー・インターナショナル	株式会社マミー・インターナショナル	株式会社マミー・インターナショナル	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
金額	89,627 千円	93,172 千円	93,509 千円	90,997 千円(予定)
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(累計)	126,068 人/年間	63,130 人/年間	89,328 人/年間	-
使用料・利用料金の別	使用料(収入は区に帰属)			
使用料金の合計額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,933,720 円	1,330,830 円	1,336,010 円	-

自主事業の概要 (令和4年度)	企画①:「1日で、読書感想文を書き上げよう！」 開催日程:2022年7月18日 対象:小学1～6年生と保護者 組数:20組 参加費:1組 3,000 円(税込) 企画②:「プログラミング教室 体験会」 開催日時:2022年8月1日(月)9:30～12:00 対象:小学1～6年生 人数:12名 体験料:500 円 企画③:「親子で経済の仕組みを学ぶ 株式のススメ！」 開催日時:2022年11月19日(土)10:00～12:00 対象:小学3～6年生と保護者 組数:20組 参加費:1 組 1,000 円(税込)
----------------------------	---

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

「江東区青少年プラザ条例」が平成28年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年に先立ち、令和2年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は2社であった。

③ 当施設の公募理由について

平成29年の指定管理者制度導入以降、経費削減・サービス向上の効果だけではなく、新たな事業の提案や実施などの積極的な運営により、利用者からも高い満足度を得ている。指定管理者の選定にあたっては、青少年健全育成基本方針に基づき、青少年への居場所の提供や、活動場所の環境を整備するため、仕様書内で求められている最低限の管理にとどまらない、様々な提案ができる管理者を広く募集する必要がある。このため青少年交流プラザの指定管理者は公募により選定されている。

④ 当施設の公募プロセスについて

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則 1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。

この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区青少年交流プラザ募集要項では、令和3年6月8日から30日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

＜意見事項33＞ 申請受付の適切な期間の設定(青少年課)

「江東区青少年交流プラザ募集要項」では、申請受付期間は、令和3年6月8日から30日までの23日程度とされていた。

指定管理者運用マニュアル(Ⅲ.3.(6)ア)では、申請受付期間は、複数事業者の参入を阻害しないように適切な期間を設定するとあり、原則1ヶ月以上とするようにされている。

マニュアル記載の趣旨及び想定されている管理業務の複雑性等に鑑み、申請受付期間は1ヶ月以上に設定する必要がある。

＜意見事項34＞ 申請事業者の増加に向けて(青少年課)

指定管理者制度は適正な競争原理を基盤とするものである。今回の公募申請者は競争が成立する最小限の2者であった。適正な競争の実現には、より多くの申請が必要であり、そのためには、適正な予算配当とともに、余裕を持ったスケジュール設定が求められる。とくに募集要項の早期配布は、周知期間の拡大とともに、充実した申請書作成にもつながる可能性があるので、検討を期待するものである。

⑤ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「青少年交流プラザ指定管理者選定評価委員会専門部会」(以下、専門部会)が設置されていた。

「専門部会」は、地域振興部長を部会長とし、地域振興部青少年課長、地域振興課長、文化観光課長、スポーツ振興課長、こども未来部保育課長および外部有識者1名により構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年4月から7月にかけて「選定評価委員会」が1回、「専門部会」が3回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書・年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

当施設では、指定管理者から「令和4年度江東区青少年交流プラザ事業計画書」が令和4年4月1日に提出されていることを確認した。

事業計画では、基本協定書第21条で事業計画に記載が求められている事項である①管理運営の基本方針、②管理運営の目標及び達成を図るための指標、③管理運営の体制、④安全管理、防火管理などに関する内容が記載されていた。

事業計画で記載されている管理運営体制どおりの人員体制で運営が行われていることを監査人現地視察時に指定管理者へのヒアリングにより確認した。さらに安全管理、防火管理については、施錠管理や火気確認、火気設備器具配置の確認などが日次で行われ、チェックリストに記録されていることを確認した。

また、年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、前任の指定管理者より令和4年4月に江東区青少年交流プラザ令和3年度事業報告書が提出されていた。ただし、事業報告書に添付が求められる収支報告書に関しては、前任の指定管理者の決算作業の遅延、とりわけ支出の確定が遅れたことにより、期日より遅れて提出されていたことを所管課へのヒアリングにより確認した。

＜指摘事項3＞ 収支報告書の遅滞なき提出に向けた対応(青少年課)

上述の通り、前指定管理者の負担に帰すべき公共料金の支払いが事業年度を跨いだ翌年7月度にあった関係で、前任の指定管理者からの収支報告書の受領が遅延して行われた。当施設所管課では、毎月、指定管理者と定例会を実施しており、当該定例会のアジェンダに協定書に基づく資料提出スケジュールを盛り込む等、継続的に指定管理者へのリマインドを行うことで、所定のスケジュールから逸脱することを防止されたい。

＜意見事項35＞ 収支報告書のあり方について(青少年課)

モニタリングのために、適切な予算執行状況の確認に必要な予算決算差額の内容や、支出経費の妥当性を判断するために必要な各支出科目の内訳項目などの記載が行われていないという現状の収支報告書の記載の問題について、予算・決算の乖離が大きい項目や質的・金额的に重要な項目を明確にした上で、収支報告書への記載方法を整備するなど改善を図る必要がある。また、可能な限り、各法人で使用している財務諸表を基礎として収支報告を行うことができる仕組みを構築することが求められる。

② 指定管理者による利用者アンケートの実施

利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した。なお、アンケート実施状況について、利用団体50団体及びロビー利用者125名から回答を得ており、当該アンケート結果についても、職員対応や館内清掃の項目では90%以上の利用者から高い評価を得ていることを確認した。

③ 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課である青少年課では、年度評価にあたり事情聴取を行っている。実地調査は事情聴取の際に同時に実施しているほか、定期的な連絡会や区事業等で

施設を利用した際に施設の状況を把握している。令和3年度評価については、指定管理者変更の関係から実地調査は実施せず事情聴取のみ行なった。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和3年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和4年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和2年7月に実施されていることを確認した。

<意見事項36> 年度評価での実地調査の実施(青少年課)

青少年交流プラザの施設所管課である青少年課では、定期的な連絡会や区事業等での施設利用時に施設の状況を見ているものの、令和3年度評価にあたっては、指定管理者変更のため実地調査は実施していない。

例えば、貸与備品の管理状況や個人情報の取り扱いの状況など、書類やメールなどで状況報告を受けた内容の実際の運用状況について、現場での実地調査で確認することは、指定管理者の管理業務の実施状況の把握においても重要と考えられる。年度評価の実施に際しては実地調査の実施が望まれる。

④ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第26条)この点について、当施設では、基本協定書に併せて貸与備品一覧も添付していることから、別途預書の徴取は行わず、基本協定書の法人代表者印押印をもって預書を受領したものとする整理が行われている。

⑤ 自主事業の状況

自主事業を実施する際には、事前に指定管理者は自主事業実施計画書を江東区に対して提出し、その承認を得る必要がある。(江東区青少年交流プラザ指定管理者の自主事業実施条件等に関する協定書第2条)

この点について、令和4年度の自主事業実施計画書が作成・提出されていたが、区による承認の証跡は確認できなかった。

<意見事項37> 自主事業実施計画書の承認文書の必要性(青少年課)

当施設における自主事業の実施に際して、指定管理者から区への自主事業実施計画書の提出は行われているが、区による承認文書等の取り交わしは確認できなかった。施設所管課へのヒアリングを行ったところ、特段承認に関する文書は作成していないとのことであった。協定書では文書による承認を行なうことは要件とはなっていないものの、承認の事実関係が問題にならないようにするために承認に関する文書の作成を行なう方が望ましい。

＜意見事項38＞ 自主事業実施計画書の適時承認について(青少年課)

下記の自主事業について、当施設 HP にて、令和4年10月22日付で、11月のイベントスケジュールが公表されており、自主事業の案内がなされている。ただし、自主事業実施計画書については、スケジュール公表時には施設所管課へ未提出である。この点、自主事業実施計画書の承認期日は基本協定書内で明示されていないものの、一般に想定される協議対応等の猶予期間を踏まえ、HP 掲載時点までには所管課による承認を得ておくことが望ましいと考えられる。

＜自主事業概要＞

企画名称:親子で経済の仕組みを学ぶ 株式のススメ!

開催日時: 2022年11月19日(土)10:00～12:00

対象:小学3～6年生と保護者

組数:20組

参加費:1組 1,000 円(税込)

＜意見事項39＞ 自主事業に係る施設使用料の負担有無の明記(青少年課)

仕様書に基づく事業に加え、自主事業は施設の魅力をさらに向上させる可能性を有するものである。自主事業の実施にあたり、事業者による施設使用料の負担の有無を仕様書及び自主事業実施計画書に追記する必要がある。

⑥ 管理業務の第三者への委託の状況

指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託する場合、事前に江東区の承認を受けなければならない。(基本協定書第39条)

また委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施し、再委託実施後には契約書の写しを区は入手する決まりとなっている。

この点について、委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施していることを指定管理者から区に申請された「指定管理業務の第三者への委託に関する承諾申請書」で確認した。

⑦ 指定管理者交代時の引継ぎ業務の状況

(株)マミー・インターナショナルから特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会への指定管理者交代に伴う業務の引継ぎについて、令和4年3月31日付で双方の指定管理者の連名により、施設所管課に対して事務引継書が提出されていることを確認した。

＜事務引継書の記載項目＞

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 引継ぎをした内容 2. 各種契約関係の引継ぎ 3. 災害時の役割と主な業務 4. その他懸案事項 |
|--|

＜意見事項40＞ 事務引継書への個人情報返還等の明記(青少年課)

指定管理者は、指定期間が終了したときは、管理業務に係る個人情報を遅滞なく区に返還し、又は区の指示に従い、廃棄若しくは消去をしなければならない(「個人情報の取扱いに関する特記事項第8条(基本協定書 別記 1)」)とされている。

この点、個人情報に関する情報の引継ぎについて事務引継書内に記載がなかったため、施設所管課へヒアリングを行ったところ、紙面によるものは当施設事務室のラックに留置、電子ファイルによるものは新旧指定管理者間のPCデータ移動という形で引継ぎが行われた旨の回答を得た。当該個人情報に係る引継ぎについても、事務引継書に明記することが望ましい。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

指定管理料は、江東区が、指定管理者に対して支払う管理業務の実施に関する対価に相当するものである。年度ごとに「年度協定」で定められ、施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、事業報告書等を十分精査して算定されるものである。(指定管理者制度運用マニュアルⅢ.5、6.(1)より)

令和4年度の指定管理料は、令和3年度の人件費や施設維持管理費の実績見込に基づき算出され、江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。

なお、令和4年度指定管理積算資料について、利用者の安全に資する項目である事務業務委託料が前年比で大きく減少していたため、施設所管課へのヒアリングを行ったところ下記の回答を得た。いずれも回答内容に一定の合理性が認められ、指定管理料の設定にあたり施設所管課によるモニタリングが機能していることが確認された。

事務業務委託料	令和4年度予算請求額	令和3年度当初予算額	施設所管課による回答要旨
①電気設備保守	2.3百万円	11.9百万円	一定程度の設備保守であれば指定管理者の自前で設備保守を行うことが可能であり、指定管理者自身が選定のメリットとして挙げていた項目である。
②施設巡視警備	0.9百万円	7.2百万円	令和3年度当初予算額では、配置人数・配置時間・配置日数等を想定で見積もったことから、実際の警備状況と、想定との警備状況とで大きく乖離があり、前年比で大きく差が生じたものである。なお、現在の警備体制は前指定管理者と同等以上のものとなっている。

(令和4年度指定管理積算資料及びヒアリング結果をもとに監査人作成)

6. 自転車駐車場

1. 自転車駐車場施設における指定管理者制度導入の目的

江東区では、区立自転車駐車場の管理運営に民間経営等のノウハウや専門性を活用し、利用者へのサービス向上・維持管理経費の削減を図るため、適切にアウトソーシングを進めることとしている。この方針のもと、土木部交通対策課が管轄する、指定管理者制度を導入している自転車駐車場施設は以下の50施設である(令和4年5月1日時点)。

第4 監査の結果及び意見

施設名称	指定管理者	指定期間	検討対象
門前仲町黒船橋自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
門前仲町駅自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
門前仲町駅第二自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
越中島駅自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	○
豊洲三丁目自転車駐車場	(公財)自転車駐車場整備センター	平成16年4月1日～令和6年3月31日	○
東陽町駅自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
東陽町駅第二自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
東陽町駅第三自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
東陽町駅第四自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
亀戸駅北口第一自転車駐車場	センターサイクル亀戸共同事業体	平成28年4月1日～令和18年3月31日	
亀戸駅北口第二自転車駐車場	センターサイクル亀戸共同事業体	平成28年4月1日～令和18年3月31日	
亀戸駅北口第三自転車駐車場	センターサイクル亀戸共同事業体	平成28年4月1日～令和18年3月31日	
亀戸駅東口自転車駐車場	センターサイクル亀戸共同事業体	平成28年4月1日～令和18年3月31日	
亀戸駅東口第二自転車駐車場	センターサイクル亀戸共同事業体	平成28年4月1日～令和18年3月31日	
西大島駅自転車駐車場	センターサイクル大島共同事業体	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
西大島駅第二自転車駐車場	センターサイクル大島共同事業体	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
東大島駅前自転車駐車場	センターサイクル大島共同事業体	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
東大島駅自転車駐車場	センターサイクル大島共同事業体	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
東大島駅東自転車駐車場	センターサイクル大島共同事業体	平成30年4月1日～令和5年3月31日	○
大島駅地下自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
大島駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
木場平木橋自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
木場舟木橋自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
木場自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	○
木場第二自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
木場汐海橋自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
潮見駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
潮見駅南自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
新木場駅南自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
住吉駅地下自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
住吉駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
豊洲駅地下自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
有明駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和1年12月1日～令和7年3月31日	
国際展示場駅自転車駐車場	サイカパーキング株式会社	令和1年12月1日～令和7年3月31日	
清澄白河駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
東雲駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	○
東雲駅第二自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
森下駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
森下駅第二自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
森下駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
東京テレポート駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
辰巳駅西口自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
辰巳駅東口自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂町駅西口自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂町駅地下自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂町駅自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂三丁目公園内自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂三丁目公園内第二自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
南砂三丁目公園内第三自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
新砂あみみ公園内自転車駐車場	株式会社ソーリン	令和2年4月1日～令和7年3月31日	

なお、江東区では、平成28年3月に策定した「江東区自転車利用環境推進方針」の下、自転車駐車場の整備及び放置自転車対策の推進に取り組んでおり、その一環として、約130台の自転車が放置(令和元年10月調査)されていた国際展示場駅・有明駅周辺での駐車需要に応えるため、新たに国際展示場駅自転車駐車場・有明駅自転車駐車場の整備を行っている。さらに、放置自転車多発エリア等の駐車需要を満たすため、私有地等を活用した自転車駐車場の設置費用の一部を補助する取り組みを行っている。

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 指定管理者制度を導入している自転車駐車場施設に対する総括的な管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため任意の施設について関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ④ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため任意の施設について現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項41>個別立ち合い記録の作成について(交通対策課)

施設所管課では、「自転車駐車場指定管理者年度評価項目」をもとに事業運営や施設管理、コスト管理の状況について、指定管理者に対して、年2回(上期・下期)個別立ち合いを実施している。しかしながら、立ち合い記録の作成まではなされておらず、立ち合い記録の事後的な確認が難しい状況である。個別立ち合い実施時に、指定管理者と共有した事項や指導内容の記録を残すことは、指定管理者に対する年度末の評価や今後の施設の運営に有益であると考えられるため、立ち合い記録を作成するとともに上長へ報告することを検討されたい。

<意見事項42>余剰金の納付割合の設定について(交通対策課、企画課)

利用料金制度の下で、余剰金(収支決算額がプラスになった場合の当該プラス部分)が生じた場合の区への納付割合を、個別検討対象施設(豊洲三丁目自転車駐車場を除く)毎に横断的に比較した結果、施設ごとに異なる納付割合が設定されていた。当該納付割合については、各施設の収支状況等を考慮して個別に設定されるべきものであると考えられるが、「指定管理者制度導入に伴う基本方針」および「指定管理者制度運用マニュアル(4.3 改訂版)」において、当該納付割合の設定に関する考え方が示されていないため、納付割合設定における考え方や基準を明記する必要がある。

対象施設	区に対する余剰金の納付割合
越中島駅自転車駐車場	7割
西大島駅/東大島駅自転車駐車場	6割

木場自転車駐車場	7. 5割
東雲駅自転車駐車場	10割

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

※個別検討対象施設のうち、豊洲三丁目自転車駐車場については、指定管理者選定時に余剰金の納付を求めているため、余剰金が生じた場合の取り扱いはない。

なお、監査手続きの一環として、越中島駅自転車駐車場における令和3年度余剰金 3.5 百万円に関して、「納入済通知書」を閲覧し、令和4年5月16日に区に入金された事実を確認した。

＜意見事項43＞賠償責任保険加入状況の確認について(交通対策課)

管理業務の実施にあたり、指定管理者は、施設賠償責任保険に加入する必要がある(江東区立自転車駐車場の管理等に関する基本協定書)が、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等の提出による確認は実施していない。保険内容について、施設所管課でも把握しておくために、指定管理者による保険証券等の提出を検討されたい。

＜意見事項44＞再委託先候補者の選定について(交通対策課)

「令和4年度 事業計画書」に再委託業務計画及び再委託先事業者名が掲載されているが、個々の契約における金額的な妥当性の検証は十分に行われておらず、さらに、指定管理施設を横断的に比較することも行われていない。第三者への委託の承認にあたっては、江東区で統一的な運用をするため、相手先、業務内容、金額、実施時期等について承認する基準と承認しない基準を明確に定め、各指定管理施設における判断や手続を容易にすることが望ましい。また、地域や事業内容等が関連する施設の業務については、横断的にまとめて同一の事業者等に委託することで、業務における創意工夫や価格面を含めた参入意欲を引き出すことも可能となる。

6-1. 越中島駅自転車駐車場

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区越中島二丁目2番先
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月日	平成15年4月1日

第4 監査の結果及び意見

施設面積	延床面積314. 50㎡
収容可能台数	239台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	－
利用区分	自転車
定期利用料金	一般:1,500 円/月 学生:1,000 円/月
一時利用	100 円/24 時間

2. 指定管理の概要

項目	内容			
指定管理者の名称	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社			
指定管理者の事業内容	自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売、運用			
設立時期	昭和42年3月16日			
指定管理者の行う業務	(1) 自転車駐車場の運営 (2) 施設の維持管理			
指定期間	5年 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(5)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
金額	－	－	－	－
利用の状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	34,619	21,728	27,297	－
利用収入(円)	5,585,850	4,123,350	5,053,500	－
自主事業の概要	なし			
特記事項	施設の運営、維持管理を全て利用料収入で賄えているため、指定管理料が発生していない。			

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行なった。

4. 監査の結果及び意見

＜意見事項45＞事業計画と実績の比較実施について(交通対策課)

令和3年度事業報告書について、当初事業計画書との計画実績比較がなされていない。この点、「江東区立自転車駐車場の管理等に関する基本協定書(平成31年3月29日締結)」では、事業計画書及び事業報告書の内容に関して以下の通り規定しており、事業報告書に計画実績比較を盛り込むことを直接的には規定していないが、当初計画と実績の比較を行い、事業の遂行状況を適切に把握することが望ましいと考えられる。

(抜粋)

江東区立自転車駐車場の管理等に関する基本協定書(平成31年3月29日締結)

(事業計画書)

第24条2項2号 管理運営の目標及び達成を図るための指標(利用者等)

(事業報告書)

第25条1項2号ア 管理業務の実施状況及び駐車場の利用状況

第25条1項2号イ 利用料金の収入実績及び管理経費の収支決算

＜意見事項46＞本部経費の妥当性検証プロセスについて(交通対策課)

令和4年度の収支予算表上、本部経費は事業経費の10%とみなして算定されているが、当該料率が妥当な水準であるかどうかについて所管課では特段検証を実施していない。同規模施設との横断的な水準比較を実施するなど、妥当な水準であるかの検証を行い、適宜指定管理者との協議記録を残す必要がある。

＜意見事項47＞巡回強化の必要性について(交通対策課)

当自転車駐車場では、巡回による管理を行っている。利用者アンケートを閲覧したところ、車両への悪戯件数が他施設と比較して多い。また、監査人が現地視察を行ったところ、ラック外に駐車された自転車が2台あった(写真参照)。当該自転車駐車場は、区道の歩道内駐輪場としての制約があり、防犯カメラ及び看板等の掲示に関しても設置にあたり大きな制約を受けるとのことである。そのような状況の中で、悪戯抑止及びラック外への駐車防止対策として、朝・夕方の時間帯に巡回する等の対策を検討し、利用者が快適に利用できる体制を構築されたい。

＜ラック外に駐車されていた自転車(令和4年10月10日撮影)＞



＜意見事項48＞利用者に配慮した環境美化(交通対策課)

監査人が現地視察を行ったところ、定期利用エリアであることを示すシートが設置されていたものの、劣化が進んでおり、文字が見づらい状況となっていた。また、自転車ラック周辺には雑草が生えており、良好な利用環境であるとは言えない状況であった。そのため、当自転車駐車場の利用者からすれば、定期利用エリアであるか一時利用エリアであるかわかりづらだけでなく、快適に利用できる状況ではなかった。巡回監視時に清掃や美化活動に取り組むなど、自転車駐車場及び周辺環境の美化に努められたい。

＜劣化した定期利用案内シート(令和4年10月10日撮影)＞



＜雑草が生い茂った自転車ラック周辺の状況(令和4年10月10日撮影)＞



6-2. 豊洲三丁目自転車駐車場

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区豊洲三丁目3番
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理

第4 監査の結果及び意見

開設年月	平成16年4月1日		
施設構造	①立体三層 ②ラック(平置き)		
収容可能台数	1,862 台		
開場時間	24時間開放		
有人管理時間	午前6時30分から午後8時00分 日曜・祝日は午前7時00分から午後3時00分 (12月31日正午から1月3日を除く)		
利用区分	定期利用料金		一時利用
	一般	学生	
自転車(1階)	2,000 円/月	1,500 円/月	100 円/日
自転車(2階)	1,800 円/月	1,300 円/月	
自転車(3階)	1,500 円/月	1,000 円/月	
原付(50cc 以下)	3,000 円/月	-	200 円/日

2. 指定管理の概要

項目	内容			
指定管理者の名称	公益財団法人自転車駐車場整備センター			
指定管理者の事業内容	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理			
設立時期	昭和54年4月16日			
指定管理者の行う業務	【自転車駐車場利用に関する実施業務】 (1)自転車利用者の受付業務 (2)自転車駐車場利用承認及び不承認の業務 (3)利用料の収受 【自転車駐車場の維持管理に関する実施業務】 (1)自転車駐車場の清掃、警備 (2)自転車駐車場の施設付属設備及び備品の保全、修繕ならびに施設の修理に関すること (3)自転車駐車場の施設及び施設付属設備の保守・点検及び検査業務			
指定期間	20年(平成16年4月1日～令和6年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	公益財団法人 自転車駐車場 整備センター	公益財団法人 自転車駐車場 整備センター	公益財団法人 自転車駐車場 整備センター	公益財団法人 自転車駐車場 整備センター
金額	-	-	-	-
利用の状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	122,499	90,056	100,610	-
利用収入(円)	31,279,840	22,482,690	22,518,600	-

自主事業の概要	なし
特記事項	施設の運営、維持管理を全て利用料収入で賄えているため、指定管理料が発生していない。

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

非公募選定及び指定期間の合理性の検討について

当自転車駐車場の指定管理者の選定は、全庁的な指定管理者制度導入前の平成15年に非公募により行われ、指定管理期間は平成16年4月1日から令和6年3月31日までの20年間となっている。

「指定管理者マニュアルⅢ3(6)指定管理者の募集」によれば、非公募選定は、合理的な理由が認められる場合に限定されるが、当自転車駐車場の指定管理に際しては、ほか多数の新規駐車整備を含む業務内容であったため、一体的管理の必要性から非公募により選定がなされたものである。また、指定管理者マニュアルでは、指定期間は原則5年とされているが、当自転車駐車場の指定に際しては、駐車場の新規整備業務も指定管理者の業務内容となっており、当該整備費用の借入金償還期間を考慮して設定がなされたものであり、合理性が認められるものと判断する。

<指定管理者制度運用マニュアルⅢ3(6)指定管理者の募集(抜粋)>

イ 公募によらない選定(非公募選定)は、これまでの管理運営実績が良好である(年度評価の結果が良好である)ことを前提として、以下の合理的な理由が認められる場合に限定される。

(ア)住民の主体的な参加や連携を通して地域の活性化を目指す施設で、地域活力を活用した事業内容及び運営の実績が認められ、今後も地域住民や関係団体との継続・安定した信頼関係を維持しながら、経費削減やサービスの向上が相当程度期待できる場合

(イ)施設利用者の処遇・援助を目的とするため、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められる施設で、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合

(ウ)継続した資料収集や専門知識の必要性など、施設の専門性・特殊性等から判断して、現指定管理者が引き続き管理を行うことが最適と判断される場合

(エ)複合施設の一部であるため一体的管理の必要性から、現指定管理者に引き続き管理を行わせる必要がある場合

＜意見事項49＞通帳と売上日報の照合証跡について(交通対策課)

当自転車駐車場では、通帳及び売上日報をもとに、売上金の入金管理を行っている。具体的には、前日午後および当日午前中に回収した利用料金を合算して、日次で銀行入金を行い、通帳に記録された入金金額と売上日報における収入金額との一致を確認することで、売上・入金管理業務の正確性を担保している。しかしながら、通帳と売上日報の照合作業について照合担当者による照合証跡が残されていないため、責任の所在を明確にするためにも、照合証跡を残すことを検討されたい。

＜意見事項50＞利用台数シートにおける「定数」の見直しについて(交通対策課)

当自転車駐車場では、利用率の測定管理を目的として、日次で「利用台数」シートを作成している。当該シートでは、エリア毎の「定数」に対して、契約台数実績を記録することで、利用率を測定している。

適切な利用率算定のためには、まず「定数」の設定が重要となるが、現在の「定数」は旧型自転車を前提として設定されたものとなっており、近年増加傾向にあるチャイルドシート付き自転車や電動アシスト機能付き自転車を考慮した定数とはなっていない。そのため、現在の利用環境に照らした「定数」を再定義することで、適切な利用率の測定管理を実行されたい。

＜指摘事項4＞作業完了報告書の入手及び検収に基づく支払いの徹底(交通対策課)

令和3年度の修繕実績について、それぞれ修繕業者からの請求書及び業務完了書(報告書、検収書など)との照合を実施した結果、下記の修繕について、完了報告書の受領がなされていないことに加え、修繕完了前に業者への支払いが行われている事実が認められた。

＜修繕取引の概要＞

- ・業者:ALSOK ファシリティーズ消防設備工事
- ・修繕費:72,600円(税込)
- ・修繕作業日:2022年1月4日
- ・支払完了日:2021年12月28日

本修繕は、令和3年度の消防設備点検時に不具合を指摘され、見積を取り発注されたものであるが、作業完了前に支払が行われており不適切な処理であると認められる。修繕実績を示す作業完了報告書の受領及び当該検収に基づく支払業務を徹底する必要がある。

＜意見事項51＞消火訓練・避難訓練の実施について(交通対策課)

所管課へのヒアリングの結果、令和3年度においては、消火訓練・避難訓練が実施されていないことを確認した。職員は入れ替わりがあるため、防災マニュアルに基づき、消火訓練・避難訓練は毎年実施することが望まれる。

＜意見事項52＞利用者アンケート結果及び対応策の公表について(交通対策課)

事業報告書を閲覧し、利用者アンケートの実施及び分析がなされていることを確認したが、利用者への公表はなされていないとのことである。利用者の協力を得て、アンケートを実施し

ているため、集計結果は公表することが望まれる。

現地視察の状況

監査人が現地視察を行ったところ、全体的に良好な運営が確認された。当自転車駐車場は、駐車需要が高い施設であり、普段から高い稼働率となっているが、管理人が随時利用者への駐車案内を行うなど、収容効率を高める努力が認められた。また、チャイルドシート付自転車などは1階に駐車してもらうなど、各利用者の状況に配慮した駐車上運営がなされていた。施設管理面では、定期利用申込書など個人情報を含む資料については、鍵付きのキャビネットで適切に保管されていた。

6-3. 西大島駅自転車駐車場他 4 施設

1. 施設の概要

項目	内容		
施設の名称	西大島駅自転車駐車場		
所在地	江東区大島四丁目 2 番 8 号		
担当部課	土木部交通対策課		
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例		
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理		
開設年月	昭和63年4月11日		
施設面積	延床面積 622. 80 m ²		
収容可能台数	590台		
開場時間	24時間開放		
有人管理時間	午前6時30分から午後8時00分 日曜・祝日は午前7時00分から午後3時00分 (12月31日正午から1月3日を除く)		
利用区分	定期利用料金		一時利用
	一般	学生	
自転車(1 階)	1,500 円/月	1,000 円/月	100 円/日
自転車(2 階)	1,300 円/月	900 円/月	
自転車(3 階)	1,100 円/月	700 円/月	

項目	内容
施設の名称	西大島駅第二自転車駐車場
所在地	江東区大島四丁目5番1号
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月	昭和54年4月1日

第4 監査の結果及び意見

施設面積	延床面積116.40m ²
収容可能台数	54台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	－
利用区分	自転車
定期利用料金	一般:1,500 円/月 学生:1,000 円/月

項目	内容
施設の名称	東大島駅前自転車駐車場
所在地	江東区大島九丁目3番先
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月	平成9年10月1日
施設面積	延床面積 727.53 m ²
収容可能台数	539台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	－
利用区分	自転車
定期利用料金	一般:1,300 円/月 学生:900 円/月
一時利用	100 円/24 時間

項目	内容
施設の名称	東大島駅自転車駐車場
所在地	江東区大島九丁目3番14号
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月	昭和53年12月21日
施設面積	延床面積947.15m ²
収容可能台数	764台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	午前6時30分から午後8時00分 日曜・祝日は午前7時00分から午後3時00分 (12月31日正午から1月3日を除く)
利用区分	自転車

第4 監査の結果及び意見

定期利用料金	一般:1,500 円/月 学生:1,000 円/月
一時利用	100 円/日

項目	内容		
施設の名称	東大島駅東自転車駐車場		
所在地	江東区大島九丁目9番		
担当部課	土木部交通対策課		
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例		
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理		
開設年月	平成16年1月1日		
施設面積	延床面積71.37㎡		
収容可能台数	55台		
開場時間	24時間開放		
有人管理時間	-		
利用区分	定期利用料金		一時利用
	一般	学生	
自転車	1,500 円/月	1,000 円/月	-
原付(50cc以下)	3,000 円/月	-	200 円/日

2. 指定管理の概要

項目		内容			
指定管理者の名称		センターサイクル大島共同事業体			
指定管理者の事業内容		自転車駐車場の運営及び施設の維持管理			
設立時期		昭和54年4月16日			
指定管理者の行う業務		(1) 自転車駐車場の運営 (2) 施設の維持管理			
指定期間		5年(平成30年4月1日～令和5年3月31日)			
公募(応募数)/非公募		公募(4)			
指定管理料		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	指定管理者	センターサイクル大島共同事業体	センターサイクル大島共同事業体	センターサイクル大島共同事業体	センターサイクル大島共同事業体
	金額	-	-	-	-
利用者の状況		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西大島駅自転車駐車場	利用者数(人)	43,642	30,883	39,138	-
	利用収入(円)	9,606,100	7,886,800	8,288,000	-

第4 監査の結果及び意見

西大島駅第二	利用者数(人)	708	651	658	-
自転車駐車場	利用収入(円)	960,250	921,000	874,000	-
東大島駅前自	利用者数(人)	61,789	62,312	72,264	-
転車駐車場	利用収入(円)	9,741,450	9,002,450	10,063,700	-
東大島駅自転車	利用者数(人)	130,904	87,617	104,673	-
車駐車場	利用収入(円)	21,927,050	16,853,550	18,493,250	-
東大島駅東自	利用者数(人)	2,257	2,206	2,388	-
転車駐車場	利用収入(円)	1,241,100	1,086,300	1,172,600	-
自主事業の概要		ワイヤーロック、レインコート、防犯ネットの販売			
特記事項		施設の運営、維持管理を全て利用料収入で賄えているため、指定管理料が発生していない。			

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

＜意見事項53＞事業報告書の実績評価と分析の必要性(交通対策課)

令和3年度分の事業報告書(令和4年4月28日付)を閲覧したところ、50,104,000 円の収入計画(東大島駅・西大島駅合算ベース)に対して、収入実績は、38,891,619 円であった。

これは新型コロナウイルスの影響で利用料収入が大幅に減少したことによるものだが、事業報告書では、利用率実績の記載にとどまるのみで、次年度以降の改善に向けた効果的な分析がなされていない。実績分析を踏まえたうえで、実効性のある事業計画の作成が望まれる。

＜意見事項54＞東大島駅自転車駐車場の業務日誌の回覧について(交通対策課)

現地視察時に、業務日誌により情報の伝達、引継ぎを行っていることを管理人へのヒアリング及び業務日誌の閲覧により確認した。東大島駅自転車駐車場では、当日出勤者のみが業務日誌に押印する運用となっており、日を跨ぐ引継ぎもあるため、全員の押印により既読を確認することが望ましい。

＜意見事項55＞東大島駅自転車駐車場における利用待機者数の低減について(交通対策課)

東大島駅自転車駐車場では、定期利用待機者が600名を超えており(令和4年9月時点)、待機継続の有無を待機者にヒアリングすることで待機者数の低減を企図している。実際、他の自転車駐車場では、同様のヒアリングを行った結果、200名程度の待機者数の減少につながった事例もあるとのことである。

しかしながら、待機者へのヒアリングのみでは抜本的な待機者数減少は期待しづらいため、用地確保の検討や収容効率の向上に向けた機械式ラックの増設など、駐輪需要を満たす手段を継続的に検討されたい。

＜意見事項56＞利用者アンケート結果の可視化と公表について(交通対策課)

江東区立自転車駐車場の管理等に関する基本協定書(平成30年3月30日締結)に基づき、利用者アンケートが実施されているが、当該アンケート結果はテキストのみでまとめられており、有効回答175件(令和3年度回答実績)の利用者属性や満足度等がわかりづらい形式となっている。そのため、グラフ等を使って効果的に可視化されることを検討されたい。加えて、「指定管理者事業計画」には、「アンケート結果を場内掲示板に貼り出してお客様へ公表します。」との記載があるが、現地視察時には掲示されていなかったため、アンケート結果の公表が望まれる。

6-4. 木場自転車駐車場

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区木場二丁目20番1号
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月	昭和56年4月20日
施設面積	211.4㎡
収容可能台数	125台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	-
利用区分	自転車
定期利用料金	一般:1,500 円/月 学生:1,000 円/月

2. 指定管理の概要

項目	内容
指定管理者の名称	サイカパーキング株式会社
指定管理者の事業内容	自転車駐車場の管理運営
設立時期	昭和52年1月24日
指定管理者の行う業務	(1) 自転車駐車場の運営 (2) 施設の維持管理 (3) 有明駅及び国際展示場駅の自転車駐車場の新規整備
指定期間	5年(令和2年4月1日～令和7年3月31日)
公募(応募数)/非公募	公募(2)

第4 監査の結果及び意見

指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	サイカパーキング株式会社	サイカパーキング株式会社	サイカパーキング株式会社	サイカパーキング株式会社
金額	-	-	-	-
利用の状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	1,249	1,020	1,153	-
利用収入(円)	1,634,250	1,401,250	1,693,000	-
自主事業の概要	なし			
特記事項	施設の運営、維持管理を全て利用料収入で賄えているため、指定管理料が発生していない。			

3. 実施した監査手続

- ① 指定管理者の選定手続が適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

<意見事項57>コロナ禍を要因としたシステム導入の見送り(交通対策課)

指定管理者選定時の事業計画書では、サービス向上に関する具体的提案として、「定期利用に交通系 IC カードによるキャッシュレス決済の導入」が記載されていたが、コロナ禍による利用者及び収入の減少により未実施となった。事業計画書記載事項に関しては、当該記載内容が指定管理者選定時の評点対象にもなっており、本来着実に実施されるべき性質のものである。本件に関して、指定管理者及び所管課で協議の上、実施しないとの結論に至ったものであると所管課から回答を得ており、指定管理者の一存による決定ではないものの、サービス向上のためには、当該実施財源の確保が望まれる。

6-5. 東雲駅自転車駐車場

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	江東区東雲二丁目8番11号
担当部課	土木部交通対策課
根拠法令	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
施設の設置目的	自転車駐車場の運営及び施設の維持管理
開設年月	平成8年4月1日
施設面積	168.69m ²

第4 監査の結果及び意見

収容可能台数	80台
開場時間	24時間開放
有人管理時間	-
利用区分	自転車
定期利用料金	一般:1,500 円/月 学生:1,000 円/月

2. 指定管理の概要

項目	内容			
指定管理者の名称	株式会社ソーリン			
指定管理者の事業内容	自転車駐車場の管理運営			
設立時期	平成11年3月1日			
指定管理者の行う業務	(1) 自転車駐車場の運営 (2) 施設の維持管理 (3) 休止中の森下駅自転車駐車場の再整備			
指定期間	5年(令和2年4月1日～令和7年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(4)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	株式会社ソーリン	株式会社ソーリン	株式会社ソーリン	株式会社ソーリン
金額	-	-	-	-
利用の状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	1005	592	863	-
利用収入(円)	1,445,000	912,000	1,236,000	-
自主事業の概要	なし			
特記事項	施設の運営、維持管理を全て利用料収入で賄っているため、指定管理料が発生していない。			

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

<意見事項58>弾力的な収支計画の策定について(交通対策課)

収支計画書(令和4年度)について、令和元年7月に提出済の収支計画書に準拠して作成

されているが、計画値据え置きとなっている。施設所管課へのヒアリングの結果、事業環境に変化が見込まれる場合には、協議の上、収支計画の見直しを進める旨の回答を得たが、「事業環境に変化が見込まれる場合」とは、施設所管課の定性的な判断に依存するものであるため、事前に定量的な乖離基準を設定しておくことが望ましい。

＜意見事項59＞支出計画の内容精査の必要性(交通対策課)

「法定福利費について、統括責任者の社会保険料等、管理員の雇用・労災保険料など概算で計上(別紙1概要・根拠)」しているとのことであるが、給与支出計画値に対して、法定福利費率が低い水準で算定されていると見受けられた(例えば、令和3年度の給与総額 67,195 千円に対して、法定福利費の支出計画は 1,736 千円となっている。)。当該支出計画の内容に関して、所管課では精査を行っているとの回答を得たが、精査の結果、支出計画の内容に疑義が残る場合には、指定管理者に照会を行い、支出計画の合理性を確認する必要がある。

＜指摘事項5＞事業報告書の適切なモニタリングについて(交通対策課)

令和3年度事業報告書を閲覧したところ、令和3年4月度の駐車場利用者数と利用料収入の相関関係に異常値が検出され、所管課へのヒアリングを実施したところ、駐車場利用者数につき誤った人数が記録されていた。事業報告書の精査及び必要な修正を行い、信頼性に足る事業報告書の完備に努められたい。

＜意見事項60＞交通系 IC カードによる定期利用料金の支払い方法の導入検討(交通対策課)

利用者アンケートの中で要望の高い、交通系 IC カードによる定期利用料金の支払いを検討されたい。既存の定期更新期に IC 決済対応端末を設置することで、利用者からの要望の高い交通系 IC カードによるキャッシュレス決済を可能にすることで、利用者の利便性を向上させ、利用率向上を図るべきである。

＜意見事項61＞利用者アンケート調査の回答率向上に向けて(交通対策課)

利用者のニーズを汲み取るうえで、利用者アンケート調査は重要な手がかりとなる。当自転車駐車場では、年1回、利用者アンケートを実施することとしており、令和3年度は、3月8日から3月15日にかけて実施された。調査方法は、利用者への手渡し及び自転車のかご入れにより行われたが、アンケート回収率は24%にとどまった。アンケート実施期間の拡充や、利用者のニーズに応じた SNS を活用したアンケート実施などを検討されたい。

7. 江東区夢の島区民農園

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	東京都江東区夢の島一丁目1番2号
担当部課	土木部施設保全課

根拠法令	江東区区民農園条例
施設の設置目的	健全なレクリエーションの場の提供、緑化の推進
開設年月	平成24年4月
施設構造	・敷地面積 7629.68㎡ ・施設 管理棟(トイレ併設) 1棟 区民農園 (個人区画10㎡) 187区画 (団体区画30㎡) 3区画 バーベキュー施設(区民農園内) 5基 有料駐車場施設 普通車 46台

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	天龍造園建設株式会社東京支店			
指定管理者の事業内容	区民農園の管理運営			
設立時期	昭和35年3月			
指定管理者の行う業務	(1) 施設の管理運営 (2) 施設の維持管理 (3) 区民及び利用者からの陳情対応、不正使用への対応 (4) 区民農園の利用促進活動 (5) 事務用品・消耗品等の購入及び管理			
指定期間	5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(1)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	天龍造園建設	天龍造園建設	天龍造園建設	天龍造園建設
金額	7,550 千円	6,760 千円	6,700 千円	5,900 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-
年間件数(人)	13,675 人	6,884 人	21,388 人	-
利用料金の導入	有(区画利用料金、駐車料金)			
自主事業の概要	教室・イベント開催 レンタルサービス、水やりサービス			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

「江東区区民農園条例」が平成10年に施行され、直近の指定管理者の指定議決である令和3年に先立ち、令和2年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は1社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、江東区夢の島区民農園指定管理者募集要項では、令和3年6月1日から30日までとされていた。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

③ 指定管理者の決定

公の施設の指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うために、「指定管理者選定評価委員会」および「専門部会」が設置・開催が求められている。(江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会設置要綱第1条、第6条)

この点、当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「土木部専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、土木部長を部会長とした11名で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また令和3年4月から8月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。

以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、令和3年10月21日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書・年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

施設所管課では、年間を通じた指定管理者への適切な管理監督のほか、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出を通じ、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保を図ることが求められる。

当施設では、指定管理者から「指定管理者事業計画書」や「職員配置計画」などが提出されていることを確認した。また「指定管理者事業計画書」や「職員配置計画」などにより、基本協定書第21条の記載要求事項の情報が江東区に提出されていることを確認した。

さらに年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、「令和3年度江東区夢の島区民農園事業報告書」が提出されていた。協定書が要求する必要な内容が記載されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した(事業報告書内にアンケートの分析結果が記載されていた)。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に不満を感じる結果はほとんどないものであった。

② 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課である土木部施設保全課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和3年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、令和4年から開始される指定期間については未実施であるが、前回の指定期間では令和2年に実施されていることを確認した。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第29条より)

この点について、貸与備品の状況報告については、「物品管理報告書」で備品点検報告を受けていること、また「基本協定書」に添付されている別紙に管理物品として記載されていることを確認した。他方で、貸与備品の預書の徴取については、預書の授受は行われていなかった。

<指摘事項6> 貸与備品の預書の授受(施設保全課)

基本協定書では、通常、江東区が貸与備品を指定管理者に引き渡すときは、預書を徴するものとする旨が規定されている。ここで、監査対象とした江東区夢の島区民農園、および江東区豊洲ふ頭内公園等について確認したところ、引き渡し時の預書の授受は行われていなかった。なお、追加確認したところ、以下表の公園も同様の状況であった。

預書は、貸与した者が、貸与を受ける者に、自己の所有物を引渡したことを証する書面であり、貸与の事実確認ができる重要な書面である。物品の紛失など何らかのトラブルがあった際にも所有権や貸与の事実を確認できる書面であることから、貸与時に入手しておくことが必要となる。なお貸与時に入手していない場合、現状の状況を確認の上、早急に入手すべきである。

No.	対象施設
1	江東区立若洲公園
2	江東区立堅川河川敷公園

④ 自主事業の状況

自主事業を実施する際には、事前に指定管理者は業務計画書を江東区に対して提出し、区の承認を得る必要がある。(基本協定書第45条より)

この点について、区に提出・受領されている「指定管理者事業計画書」内で、自主事業に関する計画も作成されていた。

⑤ 管理業務の第三者への委託の状況

指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託する場合、事前に江東区の承認を受ける必要がある。(基本協定書第42条より)

また委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施し、再委託実施後には契約書の写しを区は入手する決まりとなっている。

この点について、所管課では、契約書の写しを入手しているものの、指定管理者の第三者への委託に関する承認手続は監査時点(令和4年10月末時点)では企画課様式に則った方法では実施されていなかった。

<意見事項62> 企画課発令の様式に基づいて承認手続を進めるべき(施設保全課)

下表の施設において、指定管理者が第三者への再委託に関し、令和4年3月23日付で提出された指定管理関連書類の中の再委託業務計画書にて提出され、同日区は承認をしている。その後令和4年5月20日に企画課より発令された「指定管理者制度における第三者への委託の適正な執行について」により、委託する業務、委託予定先、選定理由などについて区と文書による協議を行なうこと、再委託実施後の契約書の写しの徴取を求めているが、この手続は行なわれていない。

企画課発令の様式に従い承認手続を進めるべきである。

No.	施設名称
1	江東区夢の島区民農園
2	江東区豊洲ふ頭内公園等

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

指定管理料は、江東区が、指定管理者に対して支払う管理業務の実施に関する対価に相当するものである。年度ごとに「年度協定」で定められ、施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、事業報告書等を十分精査して算定されるものである。(指定管

理者制度運用マニュアルⅢ.5、6.(1)より)

ここで当施設の指定管理料は、指定管理者からの提案金額に基づいて決定されている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。

② 利用料金の設定

利用料金は施設の設置目的や事務事業の内容により、指定管理者の自立的な経営努力を促すため導入することができる。この利用料金は、条例の規定する額の範囲内において、指定管理者が区の承認を得て定めるものとされている。(基本協定書第27条)

この点について、江東区夢の島区民農園では区画利用料金、駐車料金を徴収しているが、設定料金は、条例で規定された利用料金(江東区区民農園条例別表)に準じていることを確認した。

8. 豊洲ふ頭内公園等

1. 施設の概要

項目	内容
施設名称	豊洲ふ頭内公園等(豊洲公園、豊洲六丁目公園、豊洲六丁目第二公園、豊洲ぐるり公園、豊洲五丁目スロープ)
所在地	東京都江東区豊洲二丁目、豊洲五丁目及び豊洲六丁目地内
担当部課	土木部施設保全課
根拠法令	江東区立都市公園条例 江東区水上バスステーション条例
施設の設置目的	区民の福祉の増進と生活文化の向上
施設構造	面積:約 19.8ha 主な施設: 1 園地(園路広場や植栽地等) 2 公園管理事務所 3 便所 7棟 4 豊洲ぐるり公園自動車駐車場 5 豊洲ぐるり公園乗船場 ※上記に加え、管理運営事業者が設置する公園施設を含む

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	豊洲パークマネジメント JV (共同企業体:物林(株)、(株)オリエンタルコンサルタンツ、JK ホールディングス(株)、アシックスジャパン(株))
指定管理者の行う業務	① 公園の維持管理 ② 個別施設の管理及び運営 ③ 収益施設等の整備、管理及び運営 ④ 行為許可の代行と占用許可の受付

	⑤ 利用料金の設定及び徴収 ⑥ その他提案事業			
指定期間	10年(平成31年4月1日～令和11年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	公募(3)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者	豊洲パークマ ネジメントJV	豊洲パークマ ネジメントJV	豊洲パークマ ネジメントJV	豊洲パークマ ネジメントJV
金額	185,938 千円	187,750 千円	187,750 千円	187,750 千円
利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	－
年間件数(人)	879,768 人	1,642,391 人	1,616,425 人	－
利用料金の導入	有			
自主事業の概要	パークレストラン、BBQ 場の運営、自動販売機の設置、マーケットの 運営、ガーデンボランティアの運営、各種イベントの開催			

3. 指定管理者の選定プロセス

① 施設条例の設定・改正

「江東区立都市公園条例」が昭和52年に施行され、また「江東区水上バスステーション条例」も平成25年に施行されている。いずれも直近の指定管理者の指定議決である平成31年に先立ち、平成30年に改正されていた。

② 指定管理者(候補者)の募集

公の施設の指定管理者の候補者の選定は、募集で行われることが江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条で定められている。この点、当施設の候補者の選定は、公募により行われていた。応募数は3社であった。

募集について、指定管理者制度運用マニュアルⅢ.3(6)の指定管理者の募集では、原則1ヶ月以上の申請受付期間を設けて、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等によって行われることが定められている。この点、募集は、広報紙である区報および区のホームページへの掲載により実施されていた。申請受付期間は、「豊洲ふ頭内公園等管理運営事業者(豊洲ふ頭内公園等の指定管理者)募集要項(旧)」では、平成28年8月25日から8月31日までとされていた。また「豊洲ふ頭内公園等管理運営事業者(豊洲ふ頭内公園等の指定管理者)募集要項(修正版)」でも、平成30年7月23日から7月27日までとされており、いずれも5日程度であった。

なお、指定管理期間について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の第3条では、指定期間は5年とするが、当該施設の公の性格、規模等を考慮して区長等が特に認めた場合は、この限りではないと規定されている。当施設の指定期間は10年であるが、指定期間の算定理由を選定評価委員会の審議・検討の上決めており、指定期間の決定プロセスに問題はなかった。

選定基準は募集時に公示され、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示されていた。

＜意見事項63＞ 申請受付の適切な期間の設定(施設保全課)

指定管理者運用マニュアル(Ⅲ.3.(6)ア)では、申請受付期間は、複数事業者の参入を阻害しないように適切な期間を設定するとあり、原則1ヶ月以上とするようにされている。

ここで「豊洲ふ頭内公園等管理運営事業者(豊洲ふ頭内公園等の指定管理者)募集要項」では、募集要項の配布から申請書の受付最終日まで1ヶ月以上の期間を確保しているものの、申請書受付期間自体は1ヶ月未満で設定されていた。

この点について、所管課である施設保全課からは、実態としては、申請者が募集要項を確認してから申請書を提出するまで1ヶ月以上の時間が確保されており、マニュアルの趣旨である複数事業者の算入を阻害するようなことはなかった旨の説明を受けた。

しかし、指定管理者運用マニュアルには申請受付期間を原則1ヶ月以上としており、申請受付期間自体を原則として定められている1ヶ月程度確保すべきと考えられる。

③ 指定管理者の決定

当施設では指定管理者の選定にあたり「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」(以下、選定評価委員会)「土木部専門部会」(以下、専門部会)を設置されていた。

「専門部会」は、土木部長を部会長とした7名で構成されており、委員構成に不適切な点はない。また平成30年4月から9月にかけて「選定評価委員会」および「専門部会」が複数回開催されていた。

選定評価委員会およびその専門部会により定められた募集要項、選定基準、評価基準により選定が行われるが、選定において、評価基準に準じて、第一次審査(書類審査)、および第二次審査(プレゼンテーション審査)の合計で総合評価されていた。また指定管理候補者の財務状況診断も実施されていた。

なお、第一次審査、第二次審査では、いずれも最高得点だった法人が候補者として選定されず、2位の法人が選定されていた。これは1位と2位の得点差が僅差だったこと、および指定管理料などの価格面で2位の法人が大きくリードしていたことなどから、2位の法人を指定管理候補者として選定した経緯があった。さらに、選定手続等の妥当性について、外部有識者による意見聴取も行われていた。

以上の選定プロセスを経て、選定評価委員会による指定管理者(候補者)の推薦後に、区議会で指定管理者・指定期間等の付議が行われ、平成30年12月17日に議会の指定議決を受けていた。その後、区と指定管理者との間で基本協定書が平成31年4月に、年度協定書が令和4年4月に締結されていた。

4. 指定管理者による施設運営の評価

① 指定管理者による事業計画・事業報告状況

施設所管課では、年間を通じた指定管理者への適切な管理監督のほか、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出を通じ、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保を図ることが求められる。

当施設では、指定管理者から「豊洲ふ頭内公園等管理運営事業 事業計画書」が提出され

ていることを確認した。また、協定書が要求する情報が江東区に提出されていることを確認した。

また年度毎に提出が必要となる事業報告書についても、「江東区立豊洲ふ頭内公園等指定管理業務 令和3年度 事業報告書」が提出されていた。協定書が要求する必要な内容が記載されていることを確認した。

なお、利用者満足度の測定や向上の観点から、毎年度利用者アンケートを指定管理者が実施し、その結果を施設所管課が徴取することが必要となる。この点について、令和3年度の利用者アンケート結果が提出されていることを確認した(事業報告書内にアンケートの分析結果が記載されていた)。なお、アンケート結果について、自由意見での一部要望事項はあるものの、利用者満足度に不満を感じる結果はほとんどないものであった。

② 年度評価の実施状況

施設所管課は、指定管理者への管理監督の一環として、指定管理者からの事情聴取、実地調査を行い、「指定管理者施設年度評価票」を用いて、指定管理者の年度評価を実施する必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(1)より)

この点について、施設所管課である土木部施設保全課では、年度評価にあたり現地で事情聴取や実地確認などを実施している。

また指定管理者への年度評価が「指定管理者施設年度評価票」により実施されていた(令和3年度の評価票で確認)。

さらに、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある。(指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)より)

この点について、平成31年から開始される指定期間については未実施であるが、マニュアルに準じて実施予定であることを所管課へのヒアリングで確認した。

<意見事項64> 第三者評価の実施回数(施設保全課)

指定管理者制度運用マニュアルⅣ.2.(3)では、指定管理期間の最終年度を除く期間内に、少なくとも1回は、第三者評価機関による評価を受ける必要がある旨が規定されている。

ここで通常の指定期間は5年であるが、「豊洲ふ頭内公園等」の指定期間は10年である。所管課からは第三者評価の実施時期や回数については検討中である旨の説明をうけたが、特に第三者評価の回数については、指定期間の長さに応じて、複数回実施することが有用と考えられる。

③ 貸与備品の管理状況

指定管理者に備品を貸与する場合、備品は区の財産であるため、建物と同様に区が管理する必要がある。そのため毎年度の貸与備品の状況報告とともに、預書を徴しておくことが必要となる。(基本協定書第30条より)

この点について、貸与備品の状況報告については、「江東区立豊洲ふ頭内公園等指定管理業務 令和3年度 事業報告書」内の固定資産状況で備品点検報告を受けていることを確認した。他方で、貸与備品の預書の徴取については、預書の授受は行われていなかった。

④ 収益事業の状況

収益事業を実施する際には、事前に指定管理者は事業提案書を江東区に対して提出し、区の承諾を得る必要がある。(基本協定書第46条より)

この点について、区に提出・受領されている「豊洲ふ頭内公園等管理運営事業 事業計画書」内で、「自主事業の実施計画書及び施設利用者の利便に供する業務計画書」も作成されていた。

⑤ 管理業務の第三者への委託の状況

指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託する場合、事前に江東区の承認を受ける必要がある。(基本協定書第43条より)

また委託業務内容、委託予定先、選定理由などについて予め、江東区と文書による協議を実施し、再委託実施後には契約書の写しを区は入手する決まりとなっている。

この点について、所管課では、契約書の写しを入手しているものの、指定管理者の第三者への委託に関する承認手続は監査時点(令和4年10月末時点)では実施されていなかった。

5. 管理費用等の設定状況

① 指定管理料の設定

当施設の指定管理料は、指定管理者からの提案金額に基づいて決定されている。江東区と指定管理者との間で年度協定書が締結されていることを確認した。

② 利用料金の設定

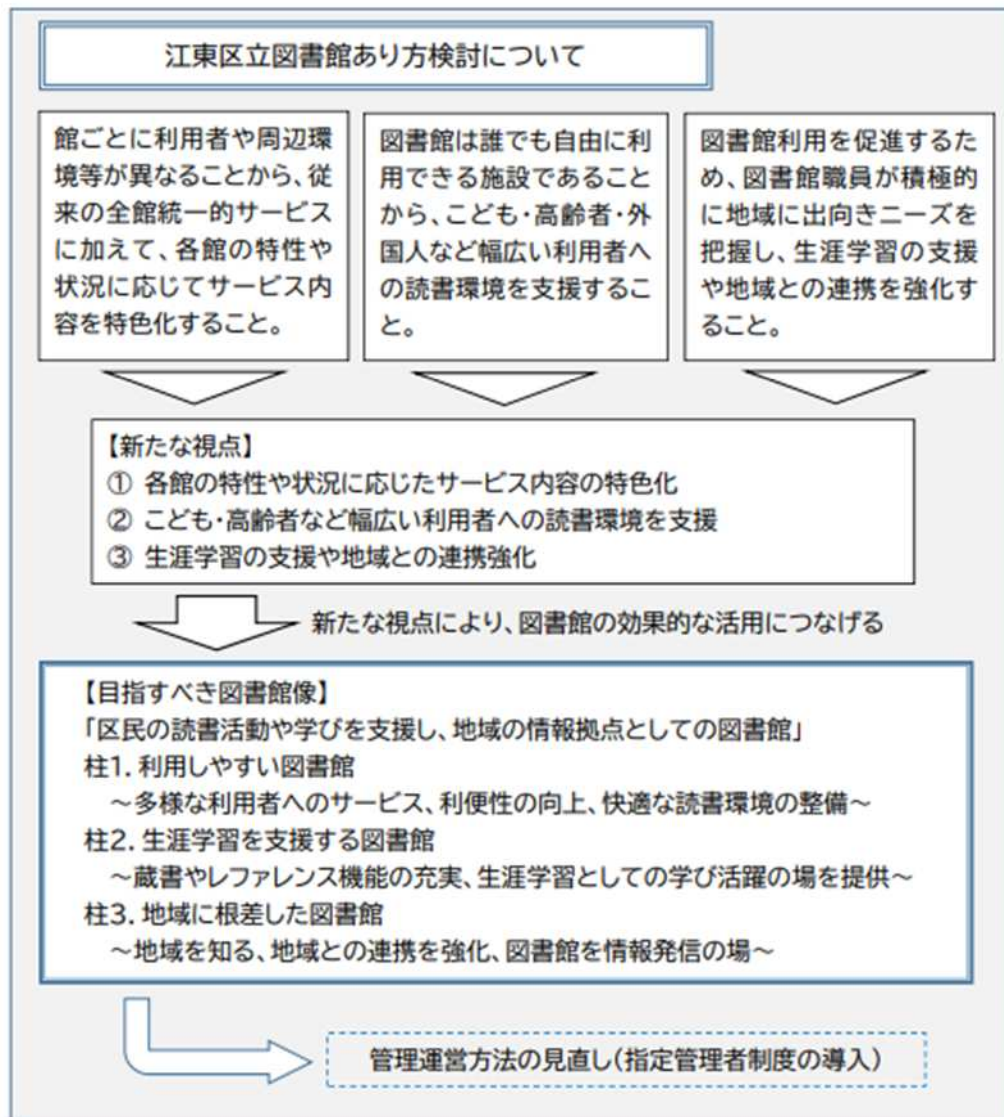
利用料金は施設の設置目的や事務事業の内容により、指定管理者の自立的な経営努力を促すため導入することができる。この利用料金は、条例の規定する額の範囲内において、指定管理者が区の承認を得て定めるものとされている。(基本協定書第28条)

この点について、豊洲ふ頭内公園等では、自動車駐車場料、乗船場利用料、撮影に係る利用料(静止画・動画)、水上バスの豊洲五丁目スロープ使用料などを徴収しているが、設定されている料金は、「江東区立都市公園条例」別表第2、第6および「江東区水上バスステーション条例」別表第2などで規定された利用料金に準じていることを確認した。

9. 江東区立図書館

1. 江東区立図書館における指定管理者制度導入について

江東区立図書館では平成28年度に教育委員会事務局内に「江東区立図書館あり方検討委員会」を設置し、図書館の管理運営について検討を行った。その内容をまとめた「江東区立図書館あり方検討について」(平成29年1月)において目指すべき図書館像を以下のようにまとめた。



「江東区立図書館経営方針」より

区立図書館は、上記方針に従い、令和元年度及び令和2年度に地域館8館について指定管理者制度を導入した。

指定管理者の導入に関する江東区立図書館の動きは以下の通りである。

年 月	江東区立図書館の動き
平成29年6月	「江東区立図書館指定管理者制度導入準備委員会」を設置
平成30年1月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会」設置
平成30年3月	「江東区立図書館指定管理者制度導入準備に向けた検討結果(報告)について」を策定
平成30年7月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図

	書館専門部会」にて、平成31年度の指定管理者(候補者)を選定
平成31年4月	豊洲・古石場・亀戸・砂町図書館指定管理者制度開始
令和元年7月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会」にて、令和2年度の指定管理者(候補者)を選定
令和2年4月	東陽・東雲・城東・東大島図書館指定管理者制度開始
令和3年8月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」にて令和4年度の指定管理者(候補者)を選定
令和4年5月	江東区立こどもプラザ図書館指定管理者制度開始

(「令和3年度事業概要」より抜粋)

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 指定管理者制度を導入している施設に対する総括的な管理及び運営状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運営状況の把握のため任意の施設について関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ④ 個別施設における管理及び運営状況の把握のため任意の施設について現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項65> 個別施設から提出される事業計画書等を確認する手続きについて(江東図書館)

区は指定管理者に対して、図書館の管理に関する基本協定書に従い、毎年度一定の期日までに事業計画書及び事業報告書の提出を求めている。また、それぞれの書類は一定の記載事項が定められている。

事業計画書に記載が求められる事項

- ・管理運営の基本方針(年間行事、健康管理等)
- ・管理運営の目標及び達成を図るための指標(利用者数等)
- ・管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)
- ・安全管理、防火管理
- ・その他区が必要と認める事項

事業報告書に記載が求められる事項

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ・利用料金の収入実績

- ・管理経費の収支状況
- ・その他区が指示する事項

各指定管理者からの書類提出状況について区に質問したところ、協定書が定める期日に遅滞なく、これらの報告書の提出を受けているとの回答を得た。ただし、チェックリスト等を用いた内容の検証は行っていないため、管理者が作成した書類に区が求める記載事項の網羅性及びその正確性が確保されているか不明である。

区は、指定管理者が提出する報告書等について、現地調査や関連する情報との整合性に留意したうえで、正確かつ必要事項を網羅した事業報告書等を作成するよう指定管理者を指導し、また区においても必要な項目が記載されているか確認する手続きを設けることが望ましい。

＜意見事項66＞指定管理者から提出される収支報告書の適切性を担保する手続きの必要性(江東図書館)

区は、指定管理者と締結する図書館の管理に関する基本協定書において、毎年度終了後30日以内に「管理経費の収支状況」を含む事業報告書の提出を指定管理者に求めている。これら事業報告書に含まれる収支報告が、正規の会計帳簿に基づき作成されていることを確かめているか区に質問したところ、報告が会計帳簿から作成されていることは確かめていないとの回答であった。管理費用の適正な水準を検討するためには、予算額と実績額の差異分析が極めて重要であり、その前提として指定管理者から正確な会計報告を受けることが必要である。

指定管理者から区へ提出される収支報告書は正規の会計帳簿に基づいて作成した旨の宣誓を指定管理者に求める等、会計報告の適正性を指定管理者に担保させる手続きを検討することが望ましい。

＜意見事項67＞指定管理料の支払に関して指定管理者の経営リスクに備える必要性(江東図書館)

区が定める「指定管理者制度運用マニュアル」に付随する「指定管理者制度 Q&A」では指定管理料の支払いについて以下のように記載されている。

指定管理料の支払い時期

指定管理料を前払いすると、事業開始前に多額の公金を指定管理者に預けることになる。倒産などがあつた場合、公金を回収できなくなるリスクが生じる。指定管理料は後払いが望ましい。先払いをする場合でも、毎月の分割支払いにするなど、経営リスクに備えた一定の対策をとる。

しかし、図書館の管理に関する年度協定書において、管理料は年4回に分けて四半期ごとに前金払いで支払われることが明記されている。「指定管理者制度 Q&A」でも推奨される通り、指定管理料を前払いすることのリスクを鑑み、管理料を後払いにすることまたは毎月の分割支払いにするなど、経営リスクに備えた対策をとることが望ましい。

＜意見事項68＞本部管理経費について一定の基準を定める必要性(江東図書館)

図書館の指定管理料は、施設の管理運営に必要と見込まれる経費の総額から、収入の見

第4 監査の結果及び意見

込額を差し引いて算定される。区は、指定管理者の会計業務に関して施設ごとに以下のような収支項目によって管理し報告することを求めている。

区分		金額
収入	コピー機利用料	
	収入合計①	
支出	人件費②	
	事業費	装備業務
		装備用消耗品
		事務用消耗品
		(中略)
		郵便料
		小計③
	施設管理維持費	小規模修繕
		清掃
		庭園排水管洗浄
		(中略)
		保険料
		小計④
	その他	福利厚生費
		旅費交通費
		研修費
		本部管理経費
		小計⑤
	支出合計⑥(②+③+④+⑤)	
収支差額(⑥－①)		

(指定管理申請用書類様式より抜粋)

上記表中のその他支出項目「本部管理経費」は、指定業務を実施するための直接的な人件費、経費とは別に、指定業務の実施に必要な本部等からの支援に係る間接的な経費(本社経理事務費、共通経費の配賦等)が発生することから計上するものである。

しかし、本部管理経費の計上可能額について協定上定めがなく、指定管理者が作成した収支予算をベースに計上されており、区では金額水準の妥当性の検討について他法人や過去の実績との比較を行うにとどまり、内容の検証までは行っていない。

本部管理経費はその性質上、費用の配賦にあたり恣意性が介在しやすい項目であり、指定管理料の適切性を確保するためには、計上を認められる本部管理経費について、検証可能なものに限ることとし、支出内容、算出方法、算出根拠について指定管理者選定時及び協定締結時に資料等により明らかにすることが望ましい。

＜指摘事項 7＞備品等貸与の際に、指定管理者から預書を徴する必要性(江東図書館)

図書館の管理に関する基本協定書には、区からの備品等の貸与に関して、貸与備品を管理者に引き渡す時は、預書を徴することが定められている。しかしながら、預書を指定管理者より徴取しているかを区に確かめたところ、図書館に指定管理者制度導入時より預書を提出させていなかったとの回答であった。

以後、協定書の定めに従って、指定管理者に対して預書を提出するよう指導し、また区においても必要な書類の提出を受けているか確認するべきである。

9-1. 東陽図書館

1. 施設の概要

施設名称	江東区立東陽図書館
所在地	江東区東陽二丁目3番6号
延床面積	1,849.01 m ²
構造	鉄筋コンクリート造3階建のうち 1、2階
開設年月日	昭和 60 年 5 月 18 日
資料所蔵数	139,389 点(令和 4 年 3 月 31 日現在)
来館者数	令和2年度:351,764 人 令和3年度:351,012 人

(1) 指定管理者

株式会社 図書館流通センター

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 対象図書館の運営
- ② 対象図書館の施設及び設備の維持管理
- ③ その他区長が必要と認める事業

(3) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(4) 選定方法

公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度	令和3年度	令和4年度
331,463,396 円	333,226,236 円	332,832,467 円

(指定管理者となっている東陽図書館、東雲図書館、城東図書館、東大島図書館の 4 館合計)

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運営状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運営状況の把握のため現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項69> 指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性(江東図書館)

区では、「指定管理者制度運用マニュアル」において以下のように定めている。

(7) 指定管理者の募集

ア 公募は、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙もしくはホームページへの掲載等で行い、申請受付期間については、複数事業者の参入を阻害しないよう適切な期間を設定する(原則1ヶ月以上)。

監査人が区から提供を受けた資料により江東区立東陽図書館外3館の公募スケジュールを確認したところ、以下の通りとなっていた。

公募スケジュール	内容
令和元年5月21日(火)	募集の周知及び応募書類の配布
令和元年5月21日(火)～5月28日(火)	応募説明会及び施設見学会の参加申込み受付
令和元年5月29日(水)	応募説明会・施設見学会
令和元年6月10日(月)～6月20日(木)	申請書類の受付

当該施設は令和元年5月21日の募集の周知から6月20日の申請書類の受付締め切りまで1ヶ月を確保しているものの、公募受付期間は6月10日から6月20日になっており、複数事業者の参入機会を十分に確保するために指定管理者制度運用マニュアルで推奨する原則1ヶ月以上の申請受付期間は設けられていない。

区は、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨に鑑み、十分な申請受付期間を設定することが望ましい。

<意見事項70> 収支報告の項目に含まれる内容を明確化する必要性(江東図書館)

区は指定管理者に対して区が指定した収支項目によって経費を管理することを求めている。同一の指定管理者が管理する東陽図書館含む区内4館の令和3年度の収支報告を監査人が確認したところ、施設管理維持費の「電話料金(FAX 含む)」が、予算に対しその4倍を超える金額が実績として計上されていた。区に対して差異の原因を質問したところ、事務用インターネット(メールサービス含む)に係る経費、パソコンリース料、書類配達に係る経費が電話料金の項目に含まれて計上されているとの回答であった。

指定管理者は区が指定する収支報告書の様式に適切な項目がなかったことから、これらの費用を電話料金に含めて計上したと考えられるが、区は収支報告の項目に含まれる費用

等を明確化し、必要であれば別項目を設けることを検討することが望ましい。

現地視察について

監査人が江東区立東陽図書館の現地視察を行ったところ、全般的に良好な運営が確認された。定期的にテーマを変えて書籍等を紹介する特集展示コーナーを設置する他、江東ブランドを紹介するパネル展示や江東ブランド認定企業作成の椅子を利用者用に配置、俳句講座企画など、地域の特性を生かした展示や施設整備、イベントに積極的に取り組む姿勢が認められた。また、指定管理者である株式会社図書館流通センターは、他自治体でも多くの運営実績があり、業務管理に関してもこなれた運営と堅固な内部管理体制が構築されていることがうかがえた。

現地視察において、管理運営上、特に大きな問題点等は認められなかった。

9-2. 豊洲図書館

1. 施設の概要

施設名称	江東区立豊洲図書館
所在地	江東区豊洲二丁目2番18号
延床面積	1,858.69 m ²
構造	鉄筋造地上 12 階地下 1 階のうち9, 10階、11 階の一部
開設年月日	平成元年 5 月 12 日
資料所蔵数	178,903 点(令和 4 年 3 月 31 日現在)
来館者数	令和 2 年度:412,279 人 令和 3 年度:485,874 人

(1) 指定管理者

株式会社 ヴィアックス

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 対象図書館の運営
- ② 対象図書館の施設及び設備の維持管理
- ③ その他区長が必要と認める事業

(3) 指定期間

平成31年4月1日～令和 6 年3月31日

(4) 選定方法

公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度	令和 3 年度	令和4年度
349,032,064 円	354,986,971 円	355,776,988 円

(指定管理者となっている豊洲図書館、古石場図書館、亀戸図書館、砂町図書館の合計)

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運営状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運営状況の把握のため現地視察を行った。

3. 監査の結果及び意見

<意見事項71> 指定管理者の公募にあたり適切な期間を設ける必要性(江東図書館)

区では、「指定管理者制度運用マニュアル」において以下のように定めている。

(1) 指定管理者の募集

ア 公募は、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙もしくはホームページへの掲載等で行い、申請受付期間については、複数事業者の参入を阻害しないよう適切な期間を設定する(原則1ヶ月以上)。

監査人が区から提供を受けた資料により江東区立豊洲図書館外3館の公募スケジュールを確認したところ、以下の通りとなっていた。

公募スケジュール	内容
平成30年5月21日(月)	募集の周知及び応募書類の配布
平成30年5月22日(火)～5月31日(木)	応募説明会及び施設見学会の参加申込み受付
平成30年6月5日(火)	応募説明会
平成30年6月6日(水)	施設見学会
平成30年6月12日(火)～6月22日(金)	申請書類の受付

当該施設は平成30年5月21日の募集の周知から6月22日の申請書類の受付締め切りまで1ヶ月を確保しているものの、公募受付期間は6月12日から6月22日になっており、複数事業者の参入機会を十分に確保するために指定管理制度運用マニュアルで推奨する原則1ヶ月以上の申請受付期間は設けられていない。

区は、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨に鑑み、十分な申請受付期間を設定することが望ましい。

<指摘事項8> 収支報告書に計上する人件費を明確化する必要性(江東図書館)

指定管理者は、区が要求する業務の水準を示す「江東区立図書館業務要求水準書」および「江東区立豊洲図書館外3館の管理に関する基本協定書」に従い、適切な経理処理を行い、管理業務に係る経理の状況を示すものとして収支報告書を区に提出することを求められている。

「江東区立図書館業務要求水準書」より抜粋
 経理業務
 (ア) 会計業務

指定管理料を財源とした指定管理業務に要する経費を積算し、収支計画書によって適切な経理事務を行うこと。

- ① 経理業務を行うにあたって、指定管理者が属する法人等の会計とは別に会計を設け、区が指定する収支項目によって管理する。
- ② 区が関係書類の開示や監査の受け入れを求める場合はそれに応じる。

「江東区立豊洲図書館外3館の管理に関する基本協定書」より抜粋
(事業報告書)

第22条 乙は、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年12月江東区条例第30号。以下「指定手続条例」という。)第13条に基づき、毎年度終了後30日以内に、管理業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定手続条例第12条の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務を停止されたときは、その処分の日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他甲が指示する事項

2 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

江東区立豊洲図書館の指定管理者が提出した令和3年度の収支報告書によると、人件費の予算額と実績額が同額計上されている。

収支報告書上の人件費予算額は、区が指定管理者募集の際に指定管理料積算の前提として示した人員を想定して積算されている。しかし、令和3年4月1日及び令和4年4月1日の豊洲図書館(枝川図書サービスコーナーを含む)職員現員表を確認したところ、それぞれ職員数は想定された人員数を下回っており、収支報告書の人件費実績額が過大に報告されている可能性が高い。指定管理者は人件費予算を上限として、直接人件費にその他の間接的な経費を加算して計上していることが考えられるが、収支報告書の人件費には指定管理業務に直接携わる職員について実際に発生した人件費を計上すべきである。

区は、今後の指定管理料をより適切に積算するため、計画書等で提案された人員が配置され必要なサービスが提供されているか確認し、収支実績を正確に把握することが必要である。また、令和3年度財政援助団体等監査報告書においても、協定上、指定管理料の清算条項がない場合は、各科目の予算額と実績額の差異分析が極めて重要である旨が総括意見として記載されており、区は指定管理者に対して、収支実績を正確に報告するよう指導することが強く望まれる。

<指摘事項9> 収支報告書の再提出を求める必要性(江東図書館)

<指摘事項8収支報告書に計上する人件費を明確化する必要性>でも述べた通り、指定管理者の令和3年度の収支報告で計上されている人件費の実績額は、実際に発生した直接人件費とは異なる金額が計上されている可能性が非常に高い。また、令和3年度財政援助団

体等監査の個別の監査調書においても、令和2年度の収支報告書の再提出を指定管理者に求めることが提言されていた。

所管課に対して、令和2年度の収支報告書の再提出を指定管理者に求めたか質問したところ、令和3年度より実績額を記載した報告書を提出させることとし、令和2年度については再提出を求めなかった旨の回答を得た。しかしながら、監査人が指定管理者から提出された令和3年度の収支報告書を確認したところ、上記の通り、予算額と同額が実績として計上されており、令和3年度の財政援助団体等監査の提言が活かされていない状況が認められた。

区は指定管理者に対して、適切な経理処理により収支実績を正確に報告するよう指導すること及び過年度の収支計算書の再提出を求めることが強く望まれる。

現地視察について

監査人が江東区立豊洲図書館の現地視察を行ったところ、全般的に良好な運営が確認された。昭和大学豊洲病院の医師に図書の推薦文を依頼した特設コーナーの設置や豊洲市場、ガスの科学館などの近隣施設とイベントを共催する等、地域との連携に積極的に取り組んでいる姿勢がうかがえた。図書館から能動的に他の施設に企画を提案する発想力と機動力は、指定管理者導入に先立ち「江東区立図書館あり方検討委員会」で検討された「目指すべき図書館像」の実現にも貢献するものと思料する。

現地視察において、管理運営上、特に大きな問題点等は認められなかった。

9-3. こどもプラザ図書館

1. 施設の概要

施設名称	江東区立こどもプラザ図書館
所在地	江東区住吉一丁目9番8号
延床面積	706.83 m ²
構造	鉄筋コンクリート造地上5階建てのうち1階、2階、3階の一部
開設年月日	令和4年5月1日

(1) 指定管理者

景行会・SDHグループ(共同事業体)

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 対象図書館の運営
- ② 対象図書館の施設及び設備の維持管理
- ③ その他区長が必要と認める事業

(3) 指定期間

令和4年5月1日～令和9年3月31日

(4) 選定方法

公募選定

(5) 指定管理料

令和2年度	令和3年度	令和4年度
令和4年度開設のためなし		63,729,050 円

2. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運営状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

所管課の全般的な課題としての指摘事項及び意見事項以外、個別施設として積極的に改善が必要な事項は認められなかった。

10. 地域文化施設、江東公会堂、歴史文化施設

1. 施設概要

項目	内容
名称	江東区文化センター 江東区地域文化センター(森下、古石場、豊洲、亀戸、東大島、砂町) 江東区総合区民センター 江東公会堂 江東区芭蕉記念館 江東区深川江戸資料館 江東区中川船番所資料館
担当部課	地域振興部文化観光課
根拠法令	江東区文化センター条例 江東区地域文化センター条例 江東区総合区民センター条例 江東区江東公会堂条例 江東区芭蕉記念館条例 江東区深川江戸資料館条例

	江東区中川船番所資料館条例
施設の設置目的	・区民の文化の高揚と福祉の増進を図る ・地域の振興発展に寄与し、区民の文化の高揚と福祉の増進を図る

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	公益財団法人江東区文化コミュニティ財団			
指定管理者の 設立目的	コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行なうことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。			
設立時期	昭和57年3月(文化センター等の運営を通じ、区民の文化の高揚と地域コミュニティの交流・振興に寄与すべく、江東区の出資により設立)			
指定管理者の 行う業務	(1) 文化・歴史施設等の使用許可に関する業務 (2) 文化・歴史施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 (3) 施設の維持保全に関する業務 (4) その他区が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	734,066 千円	1,047,086 千円	820,528 千円	886,286 千円

3. 実施した監査手続き

- ①指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ②個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③個別施設における管理及び運用状況の把握のため芭蕉記念館、中川船番所資料館、深川江戸資料館、江東公会堂、森下文化センター、文化センターの現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

＜指摘事項10＞基本協定書の記載事項と一部異なる運用がされている(文化観光課)

「江東区文化施設等の管理に関する基本協定書」の21条には、事業計画書に記載すべき事項として、管理運営の目標及び達成を図るための指標(利用者数)、管理運営の体制(職員構成、職務分担、職員研修等)、安全管理、防火管理などがあげられており、個々の資料として全て報告されているが、協定書通りに事業計画書としてまとめて提出されるべきである。

＜意見事項72＞人員計画について(文化観光課、企画課)

江東区行財政改革計画(令和2年度～令和6年度)の27に文化コミュニティ財団の経営改善という項目があり、その中で「文化コミュニティ財団の定員の適正化等により経営改善を図る」とある。しかし、現段階ではそもそも現状の定員が適正なのか、適正な人員がどれくらいなのか検討が不十分である。今後の人員計画を立案し、適正な人員で効率的な事務運営がなされるよう計画をたてるべきである。

＜意見事項73＞経営改善計画の公表について(文化観光課)

江東区行財政改革計画で文化コミュニティ財団の経営改善が公開されているが、文化コミュニティ財団が作成した「経営改善計画」は公表されていない。ホームページ等で公開するとともに進捗についても公開するべきである。

10-1. 芭蕉記念館

＜意見事項74＞施設周りの整備について(文化観光課)

隅田川沿いにあるモニュメントは東京都から使用許可を受けて設置しているとのことであったが、汚れがひどく、メンテナンスを行なうか、そもそも設置を継続するかどうかの判断をするべきである。

また、敷地内の芭蕉堂の模型は手入れが必要な状態であり、こちらもメンテナンスを行なうか、設置を継続するかの判断をするべきである。

さらに、芭蕉記念館という文字が川側からも、また、正面道路からも木によって隠れている状態である。文字が見えるように整備するべきではないだろうか。

＜意見事項75＞図書室の利用について(文化観光課)

図書室の利用が年間8件であった。スペースや、蔵書の量から勘案しても活用されているとは言いがたい状況である。江東図書館と連携し、広く開架することを検討するなど、利用を増やす方策を実施されたい。

＜意見事項76＞利用者増加に向けた施策について(文化観光課)

芭蕉記念館と中川船番所資料館の利用者の状況は、その規模に比しても少ないといえる。利用者をさらに増加させるための具体的な施策を検討されたい。また、目標の利用者数に対する進捗率を公表するべきである。

展示室の入場者数

施設	令和2年度	令和3年度
深川江戸資料館	31,023 人	19,900 人
芭蕉記念館	7,135 人	7,934 人
中川船番所資料館	8,341 人	7,236 人

展示室以外の入場者数

施設	令和2年度	令和3年度
深川江戸資料館	34,932 人	23,587 人
芭蕉記念館	10,691 人	14,585 人
中川船番所資料館	1,201 人	1,602 人

※深川江戸資料館は改修工事のため、令和3年11月より休館

10-2. 中川船番所資料館

＜意見事項77＞展示スペースのガラスについて(文化観光課)

展示スペースのガラスのシールに気泡が入り込んで、汚れの様に見え、展示物がよく見えな
い。有料展示スペースでもあり、展示物が見えるためにもガラスのシールの張替えを検討され
たい。

＜意見事項78＞キャラクターグッズ等について(文化観光課)

中川船番所資料館独自のキャラクターを作成し、グッズの販売も行なっているが、効率的観
点から事業を継続するかどうかを検討するべきではないだろうか。

11. 区民体育館

1. 施設の概要

項目	内容
名称	江東区スポーツ会館 江東区深川スポーツセンター 江東区亀戸スポーツセンター 江東区有明スポーツセンター 江東区東砂スポーツセンター 江東区深川北スポーツセンター
担当部課	地域振興部スポーツ振興課
根拠法令	江東区区民体育館条例
施設の設定目的	区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で

	文化的な区民生活の向上に寄与するため
--	--------------------

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	公益財団法人江東区健康スポーツ公社
指定管理者の事業内容	(1)健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業 (2)健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業 (3)スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業 (4)スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業 (5)スポーツ振興のための体力づくりに関する事業 (6)江東区から受託する施設の管理運営に関する事業 (7)その他公社の目的を達成するために必要な事業
設立時期	昭和62年10月
指定管理者の行う業務	(1)区民体育館の施設等の保守及び維持管理に関すること (2)区民体育館の施設の条例及び規則による利用に関すること (3)区民体育館の施設の設置目的を実現するための事業の実施に関すること (4)江東区スポーツネット業務に必要な事項に関すること (5)その他区長が必要と認める業務
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)
公募(応募数) /非公募	非公募

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のためスポーツ会館、深川スポーツセンターの現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

<意見事項79>個人情報の誓約書入手(スポーツ振興課)

平成30年度の第三者評価報告書で、「個人情報保護に関しては、JISQ15001に基づいた個人情報保護マネジメントシステムを構築し、マニュアルを整備し、すべての職員から誓約書を取ることが求められます。」とあるが、現状でも未対応である。早急に誓約書を入手すると

もに、マニュアルの整備等 JISQ15001に基づいた個人情報保護マネジメントシステムを構築するべきである。

12. 江東区営運動場・夢の島総合運動場・区営越中島プール

1. 施設概要

項目	内容
名称	潮見野球場・庭球場 亀戸野球場・庭球場 深川庭球場 豊住庭球場 東砂庭球場 荒川・砂町庭球場 新砂運動場 夢の島総合運動場(夢の島野球場、夢の島少年野球場、 夢の島競技場) 越中島プール
担当部課	地域振興部スポーツ振興課
根拠法令	江東区営運動場条例 江東区夢の島総合運動場条例 江東区営プール条例
施設の設置目的	・区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため ・区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため ・区民の体位向上を図るため

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	江東スポーツ施設運営パートナーズ(共同事業体)
共同事業体の 構成団体	株式会社フクシ・エンタープライズ(代表団体) 有限会社アクアティック 天龍造園建設株式会社東京支店 日本体育施設株式会社
共同事業体の 成立日	平成22年6月
指定管理者の 行う業務	(1) 区営運動場等の施設等の保守及び維持管理に関すること (2) 区営運動場等の施設の条例及び規則による利用に関する こと

	(3)区営運動場等の施設の設置目的を実現するための事業の実施に関すること (4)江東区スポーツネット業務に必要な事項に関すること (5)その他区が必要と認める業務
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)
公募(応募数) /非公募	公募(1)
指定管理料	令和3年度 250,647,451 円

3. 実施した監査手続

- ①指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ②個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③個別施設における管理及び運用状況の把握のため夢の島競技場の現地視察を行った。

4. 監査の結果及び意見

<指摘事項11>江東区スポーツ団体への貸出しの件(スポーツ振興課)

夢の島競技場の建物内に江東区陸上競技協会所有の戸棚2台が、また道具などが格納されている倉庫に江東区陸上競技協会専用のスペースが確保されている。区ではこの状況を把握しているものの、使用許可を与える等の措置はしていない。特定の団体だけに便宜を供与しているため、区は便宜供与の許可や使用契約を結ぶ等、その実態を担保するような措置を講じるべきである。

<意見事項80>登録されていないサッカーベンチについて(スポーツ振興課)

夢の島競技場に旧国立競技場から寄付されたサッカーベンチが設置されているが、特に備品台帳などに登録されていないとのことであった。今後管理する上でも、備品台帳に登録するべきではないだろうか。

<意見事項81>ナイター運営について(スポーツ振興課)

夢の島野球場は期間によって夜間利用時間が定められており、6月1日から9月15日までは午後7時からが夜間利用時間となっている。夜間利用時間に適用される夜間料金には、照明料金が含まれているため、照明点灯は19時からが原則となっている。利用者の意見で、18時から照明をつけてほしい旨の意見があったが、19時から照明のみで対応している。利用者の安全のため、18時から照明を点灯し18時から19時も夜間料金を徴収するという案を検討してみてもいいだろうか。

＜意見事項82＞備品管理について(スポーツ振興課)

夢の島競技場の操作室に設置されているパソコン8台、プリンター1台、スキャナー1台について、改修工事の際に工事の一環として設置されたものであり、建物自体の登録に含まれているとのことであった。これらは備品として管理すべきものであるため、備品管理台帳への登録を行なうべきである。

＜意見事項83＞備品シールについて(スポーツ振興課)

夢の島競技場内で備品管理について、全ての備品にシールが貼られているわけではなかった。屋外で使用する備品については劣化しているものもあった。所管課に確認したところ、備品シールが貼られていないものについてはこれからシールを送付するとのことであったが、備品シールが貼られたかどうか、現物と一致しているかどうかの確認を指定管理者に行なわせたいと、再度確認するべきである。

＜意見事項84＞委託契約について(スポーツ振興課)

指定管理者として江東区から指定された者は別途、夢の島東少年野球場と豊住ゲートボール場について、業務委託契約を結ぶものとされている。よって、この2つの直営施設は指定管理者が区と業務委託契約を結ぶことになる。委託契約についても随意契約は例外的な取扱いであり、指定管理者であることが随意契約の理由となるものではない。原則として、競争入札への移行を検討するべきである。また、随意契約を継続する場合は、その理由を公開するなどして、説明責任を果たすことが求められる。

13. 高齢者福祉施設・障害者福祉施設**13-1. 地域密着型介護施設****1. 施設概要**

項目	内容
所在地	江東区新砂三丁目3番11号 3階・4階部分
担当部課	福祉部長寿応援課
根拠法令	江東区地域密着型介護施設条例
施設の設置目的	要介護状態となった高齢者等の住み慣れた地域における生活を支援するため、介護保険法に規定する地域密着型サービス等を提供する。
開設年月	平成24年6月
施設構造	施設面積:907.2 m ² 建物構造:鉄筋コンクリート造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	社会福祉法人こうほうえん			
指定管理者の事業内容	福祉施設運営			
設立時期	昭和61年7月			
指定管理者の行う業務	(1)小規模多機能型居宅介護事業の実施 (2)認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム)の実施 (3)シルバーステイ(緊急ショートステイ)事業の実施 (4)施設及び設備の維持管理			
指定期間	5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	146,379 千円	156,615 千円	158,184 千円	158,940 千円
精算	2,505 千円	-5,008 千円	-11,494 千円	
精算後指定管理料	148,884 千円	151,606 千円	146,689 千円	
利用料金の合計額	10,850 千円	11,250 千円	11,885 千円	

指定管理料は、前年度の介護報酬等の収入実績を元に、一定の伸びを想定して、概算払いを行い、年度協定の期間終了後に介護報酬等の収入実績を業務の実施対価としている。収入実績については、指定管理事業者より報告を受けることとしている。

介護報酬制度にもとづく、一定の利用者負担額が設定されている。また、年度協定書に従い、精算を実施している。

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

4. 監査の結果

施設視察による確認を行った。小口現金の用途は少額備品の購入、ガソリン補充、交通費支払用で10万円を超えない程度の残額としている。入出金は手書きの現金出納簿に記帳さ

れ、現物は金庫に保管されていることを確認した。また小口現金はシルバーステイ新砂・多機能ホーム新砂およびグループホーム新砂で分別管理されている。

経理処理の状況に関しては、経理担当者が在籍しており、月次決算も同施設で行われている。社会福祉法人会計にのっとり、指定管理事業は同施設で実施されている新砂保育園とは区分経理が行われている。人員配置の状況については、勤務表を確認し、事業状況報告書に記載の厚生労働省の定める配置基準を満たしていることを確認した。

事業計画の実施状況についての確認については、事業計画に定める重要課題3点の実施状況を聴取し、地域住民との連携が進められなかったという点についてはコロナによる自粛が理由としてあげられたが、その他の重要課題(職員採用・育成力のレベル上げ、生産性の向上)については一定の取り組みがなされたことを確認した。また、備品の管理状況について、備品台帳一覧表(所属別)をもとに、比較的最近購入されたものの現品をサンプル確認した。一覧表に載っていない新しい空気清浄機(5万円超と見込まれる)を3台見つけたが、これは政府の補助金で購入したもので、指定管理者の法人の費用負担無く導入したものであると説明があった。

13-2. 枝川高齢者在宅サービスセンター

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区枝川一丁目8番15—101号
担当部課	福祉部長寿応援課
根拠法令	江東区高齢者在宅サービスセンター条例
施設の設置目的	区内における在宅の高齢者の福祉の向上を図るため
開設年月	平成5年2月
施設構造	施設面積:723.32㎡ 建物構造:鉄筋鉄骨コンクリート

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	社会福祉法人奉優会
指定管理者の事業内容	特別養護老人ホーム、一般型通所介護、地域包括支援センター
設立時期	平成11年11月
指定管理者の行う業務	(1) 指定管理業務 通所介護及び第一号通所事業

	(2) 区委託事業 ① 地域包括支援センター ② 江東区介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスセンター (3) 施設及び設備全般の維持管理			
指定期間	3年(令和2年4月1日～令和5年3月29日)			
公募(応募数) /非公募	公募(1)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	89,977 千円	86,484 千円	98,096 千円	104,136 千円
精算	1,699 千円	7,539 千円	357 千円	
精算後指定管理料	91,676 千円	94,023 千円	98,453 千円	
利用料金の合計額	7,494 千円	7,891 千円	8,065 千円	

3. 監査の結果及び意見

令和元年5月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会(福祉部所管施設専門部会)の「枝川高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定基準案等についての“6次期選定にかかる公募理由について”において、以下のように記載がある。

「当該法人で5年間運営する中で、利用者満足度が高く、法人の経営状況も安定しており、事業運営に問題は生じていないものの、指定管理選定における公平性の確保を考慮し、原則通り公募する。」

指定管理料の算定は、前年度の介護報酬等の収入実績を元に、一定の伸びを想定して、概算払いを行い、年度協定の期間終了後に介護報酬等の収入実績を業務の実施対価としている。収入実績については、指定管理事業者より報告を受けることとしている。また、介護報酬制度にもとづく、一定の利用者負担額が設定されている。年度協定書に従い、精算を実施している。

運営団体である社会福祉法人が開示する拠点別事業活動計算書を入手して確認を行っている。ただし同一拠点で指定管理事業以外のものが含まれている場合は、管理業務自体の収支は明確ではない。

<意見事項85>管理業務の収支状況について(長寿応援課)

運営団体である社会福祉法人が開示するサービス拠点別事業活動計算書を入手して確認を行っている。ただし同一拠点で指定管理事業以外のものが含まれている場合は、管理業務自体の収支は明確ではない。当施設では、管理事業以外の江東区からの受託事業や補助金事業が行われており、管理業務の収支状況は全くわからない。

項目	令和3年度金額	元資料
指定管理料	98,453,707	令和3年度受託事業決算調書
サービス活動収益計	150,585,122	サービス拠点別事業活動計算書

これに対して、所管課は“利用料金の収入は国保連からの書類並びに、国保連への請求書により把握している。介護保険の請求に使用する1単位当たりの金額は、事業所の収支差率をもとに決められており、その金額をもって事業所の運営が行えるような制度となっているため、管理経費の収支状況の把握について特段の考慮はしていない。”とのことであった。しかし、国全体の介護制度での水準反映に各事業体の収支差率は反映されるが、かならずしも各事業体の損益状況を無視してよいわけではない。赤字基調にあり、区が補填をする構造になっていたとしても、単独での収支状況(収支差率)をベンチマークとして、他法人や全体平均と比較して確認することが重要と考えられる。

参考:

「令和4年度介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)」が現在、全国の介護事業所や施設を対象に実施されています。回答からサービス種別ごとの収支差率が導き出され、2024年度の介護報酬改定後の単位数を検討する資料として扱われるため、国による調査の中でも介護事業に大きく影響するものです。

<意見事項86>施設の事業の一体的管理について(長寿応援課)

指定管理者の社会福祉法人奉優会の公表財務諸表では当施設において、指定管理業務である老人デイサービス事業(通所介護)と江東区(他所管)からの受託事業を行っている記載がある。

公表財務諸表(令和3年江東区枝川高齢者在宅サービスセンター 事業活動計算書)では、

- ①居宅介護料収益 91,416,696
- ②介護予防・日常生活支援総合事業収益 10,124,753
- ③補助金事業収益(公費) 2,984,880
- ④受託事業収益(公費) 34,869,000

があり、①は指定管理業務に関わるものと推察される。②、③、④についても江東区の関与事業と想定される。これらの事業は一体的に運営されているものの、コストや人員配置は事業毎に明確にはされていない模様である。

複数の委託業務が行われており、施設運営者の同一のコストに重複して委託料が払われている可能性もあり、それぞれの事業コストを明確にした上で、個々の委託金額を算出するか、全体を指定管理事業として、一体的に委託を行うか検討されるのが望ましい。

13-3. 江東区亀戸福祉会館

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区亀戸一丁目24番6号

担当部課	福祉部長寿応援課(一体運営・福祉会館にかかると部分)
根拠法令	江東区福祉会館条例
施設の設置目的	区内に居住する高齢者及び障害者に施設を提供し、その福祉の増進を図るため
開設年月	昭和49年9月
施設構造	延床面積 1581.6 m ² (福祉会館部分 884.5 m ²) 建物構造:鉄骨造 地上3階

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	株式会社マミー・インターナショナル			
指定管理者の事業内容	認可保育園「マミー保育園」・マンション内保育施設「マミー保育センター」運営 保育士派遣 学童保育・放課後子ども教室受託事業 英語教育事業 英語学校運営/ネイティブ講師派遣 指定管理事業 福祉会館・児童館・学童保育施設等の運営			
設立時期	昭和54年11月			
指定管理者の行う業務	(1)福祉会館の運営 (2)建物及び設備の維持管理 (3)その他区長が必要と認める事業			
指定期間	5年(平成30年4月1日～令和5年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	公募(5)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	34,991 千円	35,308 千円	36,632 千円	35,955 千円
利用料金の合計額	170 千円	67 千円	43 千円	335 千円

指定管理料は、前年度の実績を元に、一定の伸びを想定して算定をしている。
また、利用料金については、夜間施設使用料の徴収を行っているが、施設の性質上利用料金制の積極的な導入は行われてない。

再委託業務についての協議を行い、再委託先リストを受け取っている。

3. 実施した監査手続き

- ① 指定管理者の選定手続きが適切に行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 個別施設における管理及び運用状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 施設における管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。施設では小口現金の管理状況、経理処理の状況、人員配置の状況、事業計画の実施状況を確認した。

4. 監査の結果

小口現金の用途は主に消耗品の購入で10万円を超えない程度の残額としている。入金は定額10万円の銀行振込による補充と夜間の施設利用料のみである。エクセルの現金出納簿に日々記帳され、現物は金庫に保管されていることを確認した。また小口現金は指定管理事業の亀戸福祉会館および亀戸第二児童館を合わせて一つの手提げ金庫で管理されていた。

施設では小口現金の入出金の証憑と EXCEL ファイルを東京支社に送付し、担当の会計事務所が記帳を行っている。支社担当者を確認したところ、亀戸福祉会館および亀戸第二児童館は区分経理がなされており、収支報告書もその区分に沿って提出している旨確認した。勤務表を確認し、年度協定書に記載の人員配置を満たしていることを確認した。

事業計画に定める各種研修計画や施設イベントの実施管理状況について、日々の来場者数や所感などをまとめる日誌の内容を確認し、また計画の実施状況について質問したところ、予定通りに実施している旨の回答を得た。

備品台帳一覧表(所属別)をもとに、比較的最近購入されたものの現品をサンプル確認した。

13-4. 江東区東陽福祉会館

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区東陽六丁目2番17号
担当部課	福祉部長寿応援課
根拠法令	江東区福祉会館条例
施設の設置目的	区内に居住する高齢者及び障害者に施設を提供し、その福祉の増進を図るため
開設年月	昭和48年4月
施設構造	施設面積:608.7 m ² 建物構造:塔屋鉄骨鉄筋コンクリート造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ			
指定管理者の事業内容	介護保険をはじめとした高齢者介護 コミュニティセンターや高齢者福祉センター等公共施設の管理・運営 保育園・学童クラブ・児童館・児童デイサービス等子育て支援 若者や障害者・失業者などの就労支援			
設立時期	平成13年9月			
指定管理者の行う業務	福祉会館の運営 高齢者及び障害者の福祉向上に関すること。 福祉会館施設及び設備の維持管理 その他区長が必要と認める事業			
指定期間	5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	公募(2)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	直営	直営	直営	31,538 千円
利用料金の合計額	直営	直営	直営	115 千円

3. 監査の結果

指定管理料は、前年度の実績を元に、一定の伸びを想定して算定をしている。また、夜間施設使用料の徴収を行っているが、施設の性質上利用料金制の積極的な導入は行われていない。

再委託業務についての協議を行い、再委託先リストを受け取っている。

13-5. 江東区児童・高齢者総合施設

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区東雲一丁目9番46号
担当部課	福祉部長寿応援課

第4 監査の結果及び意見

根拠法令	江東区児童・高齢者総合施設条例
施設の設置目的	区内に居住する高齢者の健康増進及び生きがいの創出並びにこどもとの交流を促進し、高齢者の福祉の向上及び健やかな成長に寄与することを目的とする。
開設年月	平成23年4月
施設構造	施設面積:4,898.6 m ² 建物構造:鉄筋鉄骨コンクリート造 一部鉄筋コンクリート

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	公益財団法人東京YMCA			
指定管理者の事業内容	乳幼児・児童・青少年健全育成事業 国際交流事業 障害者・高齢者福祉増進事業他			
設立時期	明治13年			
指定管理者の行う業務	(1) 健康の保持及び増進に関すること。 (2) 高齢者の日常生活に必要な機能訓練等に関すること。 (3) 教養講座等の開催に関すること。 (4) 高齢者の健康及び生活に係る相談に関すること。 (5) こどもと高齢者との交流に関すること。 (6) その他区長が必要と認める事業			
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	公募(1)			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	265,488 千円	269,027 千円	369,429 千円	
精算	-794 千円	-9,544 千円	-21,365 千円	
精算後指定管理料	264,694 千円	259,482 千円	348,063 千円	
利用料金の合計額	13,382 千円	5,885 千円	6,165 千円	

3. 監査の結果及び意見

指定管理料の算定は、指定管理者による見積に基づき、予定額が計算され、最終的には

実績に基づいて精算が行われる。また、自主事業のプール教室等で、利用料金制が導入されている。

精算資料に記載があるとおり、指定管理料に利用料収入を加え、人件費および事業費、その他施設維持管理経費等を差し引いた金額を精算することになっている。したがって、収支上は指定管理者にとって、自主事業をのぞき、プラスマイナス0となる。

指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認。その後の新規追加時は随時申請書を提出している。

＜意見事項87＞自主事業に関する協定について(長寿応援課)

当施設では自主事業として指定管理者がプール教室を開催する予定となっている。自主事業に関する区への申請は行われているが、指定管理者制度運用マニュアル第44条に定める自主事業の実施に関する条件等を定めた協定は締結されていない。これは一例にすぎないが、年間264コマ予定の不定期のものなどもあり、開催の制限期間や物品の使用条件、自主事業の会計処理に関する条件を明確にすることを自主事業に関する協定で行うことが望ましい。

＜意見事項88＞精算方式について(長寿応援課)

当施設の指定管理料は実費精算方式で一部見積経費である本社経費(指定管理料の予算時には人件費の7.5%を見込んでいた)を除き、収支の差額は精算が行われることとなっている。運営団体からすれば、公的機関へのサービスでありリスクはないもの、財務上のメリットが無ければ、施設運営に参入する意欲も湧かないといえる。運営団体の多様化も本施設サービスの継続性、安定性につながると考えられるため、一般企業等の営利団体の参入等の観点から、精算方式については再検討されるのもよいと思われる。

＜指摘事項12＞指定管理者における支払管理業務について(長寿応援課)

当施設の指定管理者が再委託先から受領している再委託業務の請求書において、請求書金額とその請求内訳の金額が合致していなかったり、請求内訳の項目の計算が不適切と思われるものがみうけられた。これは指定管理者における支払業務で請求書のチェックが不十分ということを示していると考えられる。指定管理料は実費請求ゆえの認識もあるのではと思われるが、区では指定管理者における支払プロセスや支払証憑の確認を適宜行うことが望ましい。

13-6. 亀戸福祉園

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区亀戸九丁目6番29号
担当部課	障害福祉部障害者施策課
根拠法令	江東区障害者通所支援施設条例

第4 監査の結果及び意見

施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため
開設年月	平成15年4月
施設構造	施設面積:2,026.7 m ² 建物構造:鉄骨造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	社会福祉法人江東楓の会			
指定管理者の事業内容	障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営、特定相談支援事業の経営			
設立時期	平成14年12月			
指定管理者の行う業務	(1) 江東区障害者通所支援施設条例第5条に規定する事業の実施に関すること (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) その他区長が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)			
公募(応募数)/非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	211,228 千円	218,791 千円	189,579 千円	196,819 千円
精算	-73,739 千円	-65,335 千円	-43,624 千円	
精算後指定管理料	137,488 千円	153,455 千円	145,954 千円	

3. 監査の結果及び意見

指定管理料の算定は、収入となる給付費、給食費を昨年度実績なども踏まえて積算、支出についても昨年の実績から見込みを立てている。その収支差額を当初指定管理料としている。

年度中は給付費の実績や支出状況を踏まえ、補正予算を計上し、年度末において、収支差額を指定管理料として確定させる方法である。

精算は実施されているが、指定管理料の当初予算額の精算後確定額に対する差額が多いとの指摘が令和元年度包括外部監査(平成30年度支出が監査対象)にあるため、その改善状況を下表にまとめた。

第4 監査の結果及び意見

	年度	当初執行率	当初予算額	決算額	状況
亀戸福祉園	平 30	62.6%	211,216	132,316	改善
	令 03	76.9%	189,579	145,954	
東砂福祉園	平 30	74.2%	155,956	115,730	改善
	令 03	80.4%	169,038	136,016	
あすなろ作業所	平 30	59.5%	61,085	36,361	改善
	令 03	72.0%	60,799	43,816	
第二あすなろ作業所	平 30	60.7%	96,279	58,462	改善
	令 03	90.4%	98,622	89,223	
障害者福祉センター	平 30	82.5%	286,202	236,244	改善
	令 03	98.2%	288,115	283,122	

*当初執行率=決算額/当初予算額

令 03 年度当初予算額:令和3年度指定管理料(当初額)

令 03 年度決算額:令和3年度指定管理料(精算後確定額)

平成30年度の上記数値は江東区令和元年度包括外部監査報告書(障害者福祉事業に関する財務事務の執行について)の P43より

期限内に事業報告書の提出が行われており、会計帳簿から作成されたことを年度評価等を通じて確認している。

再委託に関しては、指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認。その後の新規追加時は随時申請書を提出している。

現金預金の管理状況について当該施設では指定管理料の入金および事業費の支払を行っているため、銀行預金および小口現金を保有および管理している。小口現金は入出金があった都度、会計システムに記帳され、現金元帳残高と金庫内に保管されている現金現物は残高に変動があった日は照合を行い、施設長が確認印を押印していることを確認した。支払については支出伺いを起票後、発注、納品検収を行い、請求書到着後は事務担当者→事務主任→施設長による確認後、事務主任により振込処理が実行される。月次報告資料には会計システムから出力した試算表が出力され、施設長による承認後、法人本部への提出が行われる。経理処理の状況に関しては、経理担当者が在籍しており、月次決算も同施設で行われている。仕訳入力事務主任が行っている。仕訳承認は行われておらず、施設長は月次試算表を承認することどまっている。また、勤務表を確認し、区の歳出予算内訳書に記載の人員数と比較を実施した。業務報告の管理状況として、区への月次業務報告書とその集計元資料である支援日誌、業務日誌の間でサンプルによる利用者数、支援者数の合致を確認した。備品台帳一覧表(所属別)をもとに、比較的最近購入されたものの現品をサンプル確認した。

＜意見事項89＞銀行預金残高について(障害者施策課)

当施設では事業費の支払も施設内で行うため、銀行預金口座を保有、管理している。支払申請については、施設長の承認が行われているが、月次での銀行預金残高については、帳簿残との照合確認が施設長により行われていないため、実施されることが望ましい。

＜意見事項90＞職員の配置人数について(障害者施策課)

施設の職員シフト表を確認したところ、区の予算査定時(令和4年度当初予算資料 通所支援施設管理運営事業 亀戸福祉園委託料内訳)では常勤職員が31名となっているものの以下のような欠員状態にある。

職種	常勤職員 (予算)	在籍	非常勤職員 (予算)	在籍
施設長(管理者)	1	1		
事務主任	1	1		
支援係長	1	1		
相談支援専門員	1	1		
事務員	1	1		
生活支援員	22	22	4	1(▲3)
看護師	3	2(▲1)		
栄養士(支援員兼務)	1	1		
事務補助(障害者雇用)				
合計	31 名	30 名	4 名	1 名

指定管理料は最終的に実際の支出額にもとづき精算されるが、サービスの利用状況にもとづき、施設サービス品質確保のために必要な人員であれば、施設に人員確保を促し、特に不要ということであれば、適切に当初予算が組まれる必要がある。

13-7. 東砂福祉園

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区東砂三丁目30番6号
担当部課	障害福祉部障害者施策課
根拠法令	江東区障害者通所支援施設条例
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため

第4 監査の結果及び意見

開設年月	平成9年4月
施設構造	施設面積:1,045.4 m ² 建物構造:鉄筋コンクリート造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会			
指定管理者の事業内容	障害者支援施設の経営、知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、地域活動支援センターの経営、特定相談支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営等			
設立時期	昭和47年3月			
指定管理者の行う業務	(1) 江東区障害者通所支援施設条例第5条に規定する事業の実施に関すること (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) その他区長が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	152,870 千円	179,107 千円	169,038 千円	163,499 千円
精算	-38,477 千円	-64,019 千円	-33,021 千円	
精算後指定管理料	114,392 千円	115,087 千円	136,016 千円	

3. 監査の結果

令和2年5月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会にて、「施設の利用者は固定しており、運営にあたって利用者と支援者の強力な信頼関係が基礎になっている。」、「運営事業者が変更になることにより利用者・家族に混乱が生じる恐れがある」、という理由で非公募とされている。

また、利用者個々の障害特性を十分把握し適切な対応を行うことで、利用者と支援者の信頼関係が確立されている。利用者アンケートにおいても高い評価を得ており、また年度評価や第三者評価の結果も良好である。

指定管理料の算定は、収入となる給付費、給食費を昨年度実績なども踏まえて積算、支出についても昨年の実績から見込みを立てている。その収支差額を当初指定管理料としている。年度中は給付費の実績や支出状況を踏まえ、補正予算を計上し、年度末において、収支差

額を指定管理料として確定させる方法である。

また、精算は実施されているが、指定管理料の当初予算額の精算後確定額に対する差額が多いとの指摘が令和元年度包括外部監査(平成30年度支出が監査対象)にあったため、改善状況を確認したところ問題は無かった。具体的な表は亀戸福祉園の項参照。

協定書の規定に基づいて、期限内に事業報告書の提出が行われており、会計帳簿よりデータを取得した証跡が残されている。指定管理料は施設の収入および支出をゼロバランスさせるように設定されるため、収支には問題は無い。

再委託に関しては、指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認。その後の新規追加時は随時申請書を提出。

13-8. あすなろ作業所

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区東砂三丁目30番6号 東砂福祉プラザ2・3階
担当部課	障害福祉部障害者施策課
根拠法令	江東区障害者通所支援施設条例
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため
開設年月	平成9年4月
施設構造	施設面積:682.6 m ² 建物構造:鉄筋コンクリート造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	社会福祉法人江東楓の会
指定管理者の事業内容	障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営、特定相談支援事業の経営
設立時期	平成14年12月
指定管理者の行う業務	(1) 江東区障害者通所支援施設条例第5条に規定する事業の実施に関すること (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) その他区長が必要と認める業務
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)
公募(応募数)	公募(1)

/非公募				
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	67,257 千円	72,634 千円	60,799 千円	58,463 千円
精算	-32,818 千円	-38,947 千円	-16,982 千円	
精算後指定管理料	34,438 千円	33,686 千円	43,816 千円	

3. 監査の結果

指定管理料は、収入となる給付費、給食費を昨年度実績なども踏まえて積算、支出についても昨年の実績から見込みを立てている。その収支差額を当初指定管理料としている。年度中は給付費の実績や支出状況を踏まえ、補正予算を計上し、年度末において、収支差額を指定管理料として確定させる方法である。また、精算は実施されているが、指定管理料の当初予算額の精算後確定額に対する差額(開き)が多いとの指摘が令和元年度包括外部監査(平成30年度支出が監査対象)にあったため、改善状況を確認したところ問題はなかった。具体的な表は亀戸福祉園の項参照。

指定管理料は施設の収入および支出をゼロバランスさせるように設定されるため、収支には問題は無い。期限内に事業報告書の提出が行われており、会計帳簿から作成されたことを年度評価等を通じて確認している。引継ぎスケジュールの確認、準備室の設置、引継ぎにかかる業務日誌や月例報告の提出、現地視察、新旧法人からの聞き取り調査、報告書の受領などを行っており、手続上は問題ないとする。

再委託に関しては、指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認。その後の新規追加時は随時申請書を提出。

13-9. 第二あすなろ作業所

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区毛利二丁目1番14号
担当部課	障害福祉部障害者施策課
根拠法令	江東区障害者通所支援施設条例
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため
開設年月	昭和63年4月
施設構造	施設面積:1,144.5 m ² 建物構造:鉄筋コンクリート造

2. 指定管理に関する概要

項目	内容			
指定管理者名称	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会			
指定管理者の事業内容	障害者支援施設の経営、知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、地域活動支援センターの経営、特定相談支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営等			
設立時期	昭和47年3月			
指定管理者の行う業務	(1)江東区障害者通所支援施設条例第5条に規定する事業の実施に関すること (2)施設及び設備の維持管理に関すること (3)その他区長が必要と認める業務			
指定期間	5年(令和3年4月1日～令和8年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	98,589 千円	105,113 千円	98,622 千円	106,063 千円
精算	-30,779 千円	-47,386 千円	-9,398 千円	
精算後指定管理料	67,809 千円	57,726 千円	89,223 千円	

3. 監査の結果

当該施設は、令和2年5月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会にて、以下の理由で非公募とされている。

- ①運営にあたって利用者と支援者の強力な信頼関係が基礎になっている。運営事業者が変更になることにより利用者・家族に混乱が生じる恐れがある。
- ②利用者個々の障害特性を十分把握し適切な対応を行うことで、利用者と支援者の信頼関係が確立されている。
- ③利用者アンケートにおいても高い評価を得ており、また年度評価や第三者評価の結果も良好である。

指定管理料の算定は、収入となる給付費、給食費を昨年度実績なども踏まえて積算、支出についても昨年の実績から見込みを立てている。その収支差額を当初指定管理料としている。年度中は給付費の実績や支出状況を踏まえ、補正予算を計上し、年度末において、収支差額を指定管理料として確定させる方法である。

精算は実施されているが、指定管理料の当初予算額の精算後確定額に対する差額が多いとの指摘が令和元年度包括外部監査(平成30年度支出が監査対象)にあったため、改善状況を確認したところ問題は無かった。具体的な表は亀戸福祉園の項参照。

指定管理料は施設の収入および支出をゼロバランスさせるように設定されるため、収支には問題は無い。また、期限内に事業報告書の提出が行われており、会計帳簿から作成されたことを年度評価等を通じて確認している。

再委託に関しては、指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認をしている。その後の新規追加時は随時申請書を提出している。

13-10. 障害者福祉センター

1. 施設概要

項目	内容
所在地	江東区扇橋三丁目7番2号
担当部課	障害福祉部障害者施策課
根拠法令	江東区障害者福祉センター条例
施設の設置目的	障害者及び障害児の福祉の向上を図るため
開設年月	昭和58年2月
施設構造	敷地面積:1,689.0 m ² 、施設面積:2,501.2 m ² 建物構造:鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階、塔屋2階

2. 指定管理に関する概要

項目	内容
指定管理者名称	社会福祉法人江東区社会福祉協議会
指定管理者の事業内容	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、障害福祉サービス事業の経営等
設立時期	昭和39年7月
指定管理者の行う業務	(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する ・生活介護に関する事業 ・就労継続支援に関する事業 ・特定相談支援事業 (2)講習、講座等の開催に関すること。 (3)生活についての相談、指導及び助言に関すること。 (4)施設の利用に関すること。 (5)地域活動支援センター事業に関すること。 ア 創作的活動に関する事業 イ 機能訓練に関する事業

	ウ 社会適応訓練に関する事業 エ 入浴サービスに関する事業 (6)施設及び設備の維持管理に関すること (7)その他区長が必要と認める業務			
指定期間	2年(令和3年4月1日～令和5年3月31日)			
公募(応募数) /非公募	非公募			
指定管理料	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	283,384 千円	283,294 千円	288,115 千円	295,167 千円
精算	-48,117 千円	-27,338 千円	-4,992 千円	
精算後指定管理料	235,266 千円	255,955 千円	283,122 千円	

3. 監査の結果

当該施設は、令和2年5月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会にて、以下の理由で非公募とされている。

- ① 運営にあたって利用者と支援者の強力な信頼関係が基礎になっている。運営事業者が変更になることにより利用者・家族に混乱が生じる恐れがある。
- ② 利用者個々の障害特性を十分把握し適切な対応を行うことで、利用者と支援者の信頼関係が確立されている。
- ③ 利用者アンケートにおいても高い評価を得ており、また年度評価や第三者評価の結果も良好である。

指定管理者制度に移行する前に、公の施設としての必要性について、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者などの対象者別の縦割りを排し、既存制度の狭間にいる方も含めて、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築し、適切な支援を行うための施設である旨、検討している。

指定管理料の算定は、収入となる給付費、給食費を昨年度実績なども踏まえて積算、支出についても昨年の実績から見込みを立てている。その収支差額を当初指定管理料としている。年度中は給付費の実績や支出状況を踏まえ、補正予算を計上し、年度末において、収支差額を指定管理料として確定させる方法である。また、精算は実施されているが、指定管理料の当初予算額の精算後確定額に対する差額が多いとの指摘が令和元年度包括外部監査(平成30年度支出が監査対象)にあったため、改善状況を確認したところ問題は無かった。具体的な表は亀戸福祉園の項参照。

また、再委託に関しては、指定管理初年度のみ再委託先リスト提出を受け、区は再委託承認書をもって承認を行なっている。その後の新規追加時は随時申請書を提出している。